

令和 7 年第 2 回 定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 舘 山 善 也

副委員長 村 川 みどり

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和7年6月17日（火）

開会	3
開議・審査方法	3
○澁谷洋子委員（自民クラブ）	3
1 青森中核工業団地の分譲状況について	3
2 青森公立大学国際芸術センター青森（ACAC）の修繕について	5
3 道路整備事業について	7
4 除排雪事業者への聞き取り結果について	9
○木戸喜美男委員（創青会）	12
1 夜間中学について	13
2 鳥獣被害について	15
3 高齢者支援について	17
○木下靖委員（市民クラブ）	22
1 予防接種について	22
○工藤タ介委員（公明党）	28
1 高齢者生きがい事業について	28
休憩	31
再開	31
○赤平勇人委員（日本共産党）	31
1 農道の補修について	31
2 民生委員について	34
3 市営住宅について	36
○小熊ひと美委員（立憲民主・社民）	40
1 地球温暖化対策事業について	40
2 花岡プラザ温泉改修事業について	43
3 福祉施設改築事業について	44
4 青森市斎場建替事業について	45
○木村淳司委員（創青会）	48

1	行財政運営について	48
2	公有財産の広告掲載場所としての活用について	49
3	ふるさと納税・水稻の栽培について	53
4	災害時の連絡手段の確保について	56
5	水道事業について	58
6	青森駅周辺地区における公共用財産の経営管理について	60
	○竹山美虎委員（市民クラブ）	63
1	地球温暖化対策実行計画推進事業について	63
	休憩	67
	再開	67
	○山本武朝委員（公明党）	67
1	教員の多忙化解消・残業等について	67
	○村川みどり委員（日本共産党）	72
1	障害年金について	72
2	福祉行政について	74
3	新入学児童学用品支給事業について	75
4	泉川小学校のダムウエーター故障について	77
5	介護休暇について	78
	散会	83
2日目 令和7年6月18日（水）		
	開議	84
	○藤田誠委員（立憲民主・社民）	84
1	環境衛生費について	84
2	道路の区画線について	88
3	高齢者生きがい事業について	90
	○柿崎孝治委員（自民クラブ）	91
1	油川埠頭の雪捨場の代替地について	92
2	旧油川配水所について	94
3	油川市民センターの雨漏りについて	97
4	旧町名表示柱について	100
	○工藤健委員（市民クラブ）	101
1	水道事業について	101
2	環境政策について	106
	○万徳なお子委員（日本共産党）	110
1	旧国際ホテル跡地の再開発について	110
2	米生産者に対する支援について	112
	採決	113

閉会	114
----------	-----

1 開催日時 令和7年6月17日（火曜日）午前10時～午後4時23分
令和7年6月18日（水曜日）午前10時～午前11時50分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第98号 令和7年度青森市一般会計補正予算（第1号）

議案第99号 令和7年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第115号 令和7年度青森市一般会計補正予算（第2号）

○出席委員

委員長 舘山善也
副委員長 村川みどり
委員 小熊ひと美
委員 工藤夕介
委員 関貴光
委員 万徳なお子
委員 赤平勇人
委員 木村淳司
委員 竹山美虎
委員 軽米智雅子

委員 柿崎孝治
委員 澁谷洋子
委員 藤田誠
委員 木戸喜美男
委員 工藤健
委員 山本武朝
委員 小豆畑緑
委員 木下靖
委員 花田明仁

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

副 市 長 赤 坂 寛
副 市 長 横 山 英 大
教 育 長 工 藤 裕 司
企 業 局 長 鈴 木 裕 司
代表監査委員 鹿 内 勲
総 務 部 長 小 野 正 貴
総 務 部 理 事 村 上 靖
企 画 部 長 金 谷 浩 光
企 画 部 理 事 中 村 敦
税 務 部 長 横 内 修
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
環 境 部 長 佐々木 浩 文
福 祉 部 長 白 戸 高 史
こども未来部長 大久保 綾 子

保 健 部 長 千 葉 康 伸
経 済 部 長 横 内 信 満
経 済 部 理 事 工 藤 拓 実
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
都 市 整 備 部 長 中 井 諒 介
都 市 整 備 部 理 事 土 岐 政 温
浪 岡 振 興 部 長 奈 良 英 文
市 民 病 院 事 務 局 長 今 国 弘
会 計 管 理 者 齋 藤 賢 剛
教育委員会事務局教育部長 武 井 秀 雄
教育委員会事務局理事 泉 宏 明
水 道 部 長 舘 山 公 子
交 通 部 長 高 野 雅 子

○事務局出席職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐々木 正 幸
議 会 事 務 局 次 長 田 村 亜 希 世
議 事 調 査 課 長 横 内 英 雄
議 事 調 査 課 主 査 花 田 昌

議 事 調 査 課 主 査 石 田 彩 美
議 事 調 査 課 主 査 久 保 拓 哉
議 事 調 査 課 主 事 杉 浦 晃 平
議 事 調 査 課 主 事 笹 雄 貴

1日目 令和7年6月17日（火曜日）午前10時開会

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第98号「令和7年度青森市一般会計補正予算」、議案第99号「令和7年度青森市水道事業会計補正予算」及び議案第115号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計3件の審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第98号「令和7年度青森市一般会計補正予算」、議案第99号「令和7年度青森市水道事業会計補正予算」及び議案第115号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計3件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることとなっております。なお、6月12日に開催されました本委員会の組織会の終了後に、質疑者は14人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第98号「令和7年度青森市一般会計補正予算」、議案第99号「令和7年度青森市水道事業会計補正予算」及び議案第115号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計3件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
自民クラブ、澁谷でございます。よろしくをお願いいたします。

まず初めに、青森中核工業団地の分譲状況についてお伺いいたします。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、中核工業団地の分譲状況に

ついてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 澁谷委員からの青森中核工業団地の分譲状況についての質疑にお答えをいたします。

青森中核工業団地は、本市における工業集積拠点として、独立行政法人中小企業基盤整備機構と青森県の共同事業として開発・造成され、現在は青森県土地開発公社が用地を所有しております。

青森中核工業団地の分譲促進に向けましては、平成 16 年度に用地の賃貸制度を導入、平成 20 年度及び令和 5 年度には区画を分割するなど、県等と連携の下、企業ニーズに対応しながら取り組んできたところであります。

具体的には青森県、青森県土地開発公社及び青森市の 3 者で組織しております青森中核工業団地企業立地推進協議会におきまして、PR パンフレットの作成や各種展示会への出展などを通じて、本市や同工業団地の企業立地環境等を広く情報発信するとともに、企業訪問を実施するなど、進出企業の開拓・掘り起こしに努めております。

また、同工業団地に立地する企業への優遇制度を、県及び市それぞれで設けておりまして、市におきましては、1 つに、工場等の新設・移設・増設のために取得した用地に係る費用への助成、2 つに、工場等を新設・移設・増設した企業に対する固定資産税相当額の助成、3 つに、工場等を新設し操業開始する企業の除排雪機器・機械等の購入や雪処理施設の設置費用への助成、4 つに、用地の賃貸により進出した企業に対する賃料への助成などを実施しております。

これらの取組を通じ、同工業団地では、令和 6 年度に 2 区画を分譲し、現在、全 72 区画のうち 44 区画が分譲済み、5 区画を賃貸しておりまして、利用率は 68.1%となっております。

以上です。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この工業団地の土地を取得したいと思う企業さんからの相談件数は年々増えてはいるんですけれども、現状、冬の状態を見て、ここの坂道が上がり切れなくて困るというパターンと、工業団地に行くまでの道路の渋滞等、あと市内に向かう渋滞等を考えると、ここに会社を移転してというところがなかなか難しくなるような相談もありまして、調整区域は、本当であれば、自分の会社を建てたいと思う企業は多々いらっしゃるんですけれども、それがなかなか難しいので中核工業団地のほうにと目を向けるんですが、この一部助成であったり、補助・助成であったりするものがなかなか自分の業種には該当とならないなど、私はまだまだ様々な問題点があるようにも思っております。

ここが 68.1%——現在の利用率だったんですけれども、この利用率が上がったら

いいのか、それとも維持して、現状で企業が誰も出ていかない工業団地であってほしいのかというところが、私にはよく分からないので、この質疑を今回させていただきます。

できれば、青森県のほうに働きかけていただきたいのは、やはりどんな業種であっても、その土地を取得するに当たって、相談があった際には、難しい部分をクリアできる解決方法を見いだしていただけるような話合いができれば望ましいなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

この項については、以上で終わります。

次に、10 款教育費 4 項公立大学費 1 目公立大学費に関連してお伺いさせていただきます。

青森公立大学国際芸術センター青森の修繕について、今年度実施する国際芸術センター青森の改修工事の概要をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 澁谷委員からの青森公立大学国際芸術センター青森の改修工事の概要についての御質疑にお答えいたします。

青森公立大学国際芸術センター青森（ＡＣＡＣ）は、作品を展示するための展示棟、創作活動のための創作棟及びアーティストが滞在するための宿泊棟の計 3 棟で構成されておりますところ、建設から 20 年以上が経過し、施設の経年劣化が進行しておりますため、令和 7 年 5 月から 11 月までの期間で改修工事を実施しております。

本工事の内容、期間及び予算額につきましては、初めに、展示棟の屋根・ひさし改修工事が令和 7 年 5 月 7 日から 11 月末日までを予定しており、1 億 4432 万円、次に、宿泊棟への冷房設備設置工事が令和 7 年 6 月 10 日から 6 月末日までを予定しており、220 万円、最後に、展示棟・創作棟及び宿泊棟の外壁クリーニングが令和 7 年 6 月中旬から 11 月末日までを予定しており、621 万 5000 円の合計 1 億 5273 万 5000 円となっております。

また、工事に当たりまして、展示棟は令和 8 年 3 月末日まで、創作棟及び宿泊棟は令和 7 年 6 月末日まで休館予定としております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

次に、青森公立大学国際芸術センター青森の改修工事に至った経緯をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 ＡＣＡＣ改修工事に至った経緯についての再度の御質疑にお答えいたします。

ＡＣＡＣにつきましては、平成 13 年の開館以来、国内外のアーティストを招いたアーティスト・イン・レジデンスプログラムを中心とした展示発表や、アーク

ト自身や専門家によるセミナーやシンポジウム、また、市民が実際に創作活動を体験することができるワークショップを行うなど、様々な芸術体験の場を設け事業を展開し、市民の方にも事業の効果を還元しながら、本市が誇る芸術文化の創造・発信の拠点としての重要な役割を果たしてまいりました。

このように、重要度の高い施設ではありますがものの、建設から20年以上が経過しておりますことから、展示棟の雨漏りが発生したことや、ひさしの変形やさび等が生じていること、外壁についても、開館時からの汚れが蓄積され、目立ってきている状況にあり、また、夏場の暑さ対策として、宿泊棟へ新たに冷房を設置する必要性が高くなったところであります。

このことから、本市の公共施設を俯瞰して見てもなお、緊急度・優先度は極めて高いと判断し、その機能を継続して最大限発揮できるよう、大規模改修工事を行うこととしたものであります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 市内の公共施設を見ても、どれも緊急度・優先度は極めて高い施設がたくさんあると思いますが、その中でもこの国際芸術センター青森が必要であると判断したので、今回のこの改修工事に至ったのではないかと思うんですけども、ここを使い続けたいと思う芸術家、アーティストの方、また、それを学んでもらいたいという思いも含めての改修工事だったと思うんですが、今の答弁であれば、私は誰のための、何のための改修工事だったのかというところに少し疑問を持ちました。

今後の修繕後の国際芸術センター青森の利用方針をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 A C A Cの今後の利用方針についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和8年度以降の事業につきましては、これからの予算編成の過程における検討ということになりますけれども、令和8年4月1日の改修工事後につきましても、より安全で快適な芸術環境を提供しながら事業を継続し、本市のまちづくりの最上位指針であります青森市総合計画基本構想に明記しております施策の方向性の一つである「誰もが文化・スポーツに親しめる機会の充実」の実現に向け、事業の効果を市民の方々へも還元ができるよう、青森公立大学と連携しながら、本市の芸術文化の振興に取り組んでまいります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

ここの改修工事が終わるまでは、作品展示であつたりとかということを市内のどこかで今現在もやられている、これからやるようなお話も少し伺いましたが、多くの市民の方、一人でも興味のある方が青森市で芸術に触れて、創作活動をする、学ぶ、見る、そして、人と人のつながりが生まれてくる活動ではないかと、私は思っ

ておりますので、これに関しては、この国際芸術センター青森がこれからもよりよく使っていただくための方法、施策を考えていただいて、アーティストの方に切れ間なく使っていただけるような施設整備であってほしいと思うことと、この宿泊施設についても、今まで利用されていたのか、休館になっていたのかというと、どちらかということ、きっと休館であったかなと思うんですけれども、やはり八甲田に旅行に行く方等々、公立大学の前を通っていかれる方もいらっしゃるの、立ち寄っていただきながら、何かこう、新たな取組をといることを考えてもいいのではないかなと思いました。

この間、議員とカダる会のために公立大学に行ってみたところ、外観がきれいだったんです。熊が出るので怖いという学生さんもたくさんおりましたけれども、その季節を外せば、必ず何かに利用できるような施設であると思うので、そのところをよく考えて、公立大学のほうともよく話し合いながら、この施設の利活用という方法を進めていただきたいと要望したいと思います。

これについては、以上で終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連してお伺いさせていただきます。

まず、道路整備事業について事業概要をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）澁谷委員の道路整備事業の概要についての御質疑にお答えをいたします。

本市が管理しております市道の延長は約1900キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装についても老朽化が進んでおりますため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられているところであります。

道路補修に当たりましては、常温合材による穴埋めや加熱合材による部分舗装を行う道路補修清掃事業、また、主にバス路線等の幹線道路において、既設の舗装面を削り取り、新たな舗装を施工する切削オーバーレイなど全面的な舗装の修繕を行う道路ストック修繕事業、また、生活道路などの改修等を行う道路整備事業があります。

このうち道路整備事業は、既設の舗装面に新たな舗装を重ねるオーバーレイをはじめ、部分的に路盤材を置き換えて舗装を修繕するほか、老朽化した側溝の改修等も行っているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この事業について初めてお伺いしますが、道路舗装がなかなか進まないなということと、あとは市道の穴埋めを町会で今までやってきたという相談もありますし、

町会長さんたちが、以前は市のほうに相談に行っていましたけれども、なかなかいいお話をもらえなかったもので、それからは市に行ったことはないな、という相談と、道路に関しては、それぞれの思いが様々あるようで、はっきり言いますと、青森市のほうに道路の穴埋めの相談をしに行っても、ほとんど町会のほうでやってくださいねというようなお話をされて、自分たちにも限界があるんだということで、今回初めて相談を受けたのは、そこは昔は田んぼで、その上におうちが建っていて、道路がなかなか柔らかいんでしょうねということで、穴埋めが難しくて、今後どうしたらいいのかという悩みの相談があったので、この質疑をさせていただきました。

道路補修に当たっては、切削オーバーレイとかありましたけれども、実際、この事業は町会等からの要望があってやる事業だと聞き取りの際にお伺いしましたが、私のところに来ている相談のことを踏まえると、町会等からの要望というのは、誰かがやってくれるであろうという期待を持てることと、自分たちでやらなきゃいけないということが、高齢化によって市役所まで行くのがなかなか難しくなってしまうなどと懸念するところもありましたので、できれば市道のほうは巡回とパトロール等で、除雪が始まる前にでも、事業者の方でも危険箇所等を確認しているでしょうから、こういった道路の補修の部分というのは、もう少し見ていただきたいなと思います。

続いての質疑は、道路整備事業における舗装工事について、過去3年間の工事費の実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 過去3年間の工事費の実績についての再度の御質疑にお答えをいたします。

道路整備事業における舗装工事の過去3年間の工事費の実績につきましては、令和4年度は2070万9000円、令和5年度は1489万5000円、令和6年度は、例年より雪解けが早く、破損状況が著しいことへ対処するための道路補修等を実施した際の6月補正の追加分も含めまして、7439万5000円となっております。

以上であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

令和6年度補正分も含めて約7400万円。ただ、その約7400万円の部分というのは、材料費の経費も上がったり、人件費も上がったり等々もありますでしょうから、なかなかやりたいと思う舗装工事の部分ができない、穴埋めもできていない、道路も新しくアスファルトを敷けない等々、いろいろ工面されているところもあると思います。

それでも車の事故であったり、道路の穴が大きくなっていけばいくほど、そこにかかる経費、材料等も膨らんでいくわけですから、道路の破損状況というものを今一回直すと、あと10年は大丈夫な方策をとるのか、それとも、ただただ大きな穴

を——そこに材料を詰めて穴を埋めて、それがまた駄目になって、来年また同じく経費をかけるのか、どちらが持続可能になるのかというところを考える部分では、豪雪の後の道路の破損状況を見て、今年の雪が降るまでの間の検討になるのではないかなと思いますので、ぜひ道路維持課の皆さんには、パトロールをしながらでも細い道であったり、大きな道であったり、それはどこの道路であっても、市道である限りは市民の皆さんが安心して通れる、または自転車、歩道もですけれども、あまり穴が空いていないところが望ましいのではないかなと思いますので、その部分は頑張っていてやっていただきたいなと思います。

これについては、以上で終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、除排雪事業者への聞き取り結果についてお伺いをさせていただきます。

シーズン終了後に実施している除排雪事業者に対する評価について、いつから実施していたのか、また、その目的と効果についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪業務の評価制度についての御質疑にお答えをいたします。

本市では、青森地区の除排雪事業者に対して、除排雪作業に関する課題や問題点を認識し、除排雪作業水準の均一化及び技術力の向上を図るため、除排雪業務評価制度を実施することを除排雪事業実施計画において位置づけております。

当該制度は平成17年度から実施しており、工区・路線ごとに路面の作業の仕上がり状況、また、幅員の確保や雪盛り・寄せ雪の状況、市民の皆様からの相談件数などの項目について、各パトロール職員が評価を行い、シーズン終了後に本市が行っております除排雪事業者へのヒアリングの際に、評価結果を事業者に通知し、必要に応じて事業者に対して指導や改善策を協議するなど、除排雪作業の改善・向上に活用しているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

評価結果を事業者に通知し、必要に応じて事業者に対して指導・改善策を行ってきた。これは私も理解します。

ただ、除排雪作業の改善・向上に活用できていたのかということを含めると、先ほどの道路の問題ではないですけれども、道路の修繕を少しずつ行っておけば、マンホールの部分であったり、道路補修の部分で除排雪業者さんが毎年毎年苦勞をなさっている部分というのも解決につながっていくのではないかなと思うのですが、その部分については、きちんとこのヒアリングの際も、もちろん事業者からも市のほうに要望もあるでしょうし、市もまたそれに対して評点をつけていくわけですから、そういったことまでをひっくるめて、このヒアリングを行っていたのかなという疑

間がありましたので、今回お伺いさせていただきました。

また、平成 17 年度から実施してきたとのことですけれども、工区・路線ごとに仕上がり状況やパトロールの状況を見て、職員の方の目線はそれぞれ違うと思います。

例えば、今、その地区の担当の方がこの事業者さんは何点ですよとみなしていても、ほかの地区のパトロールさんからしてみると、こっちの地区の同等の点数の事業者よりはうまくいっていたんじゃないのかなという評価も持ち合わせると思います。そういう部分について、この平成 17 年度から始めた評価制度が見直されたのかなというところも疑問に思っておりました。

続いての質疑は、除排雪事業者に対する評定について、その評価基準をお示しく下さい。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪業務評価制度の評価基準についての再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪業務評価制度の評価項目は、基本的事項として、出勤状況、安全管理、連絡体制の 3 項目、また、作業評価として、路面状況、幅員確保、寄せ雪、雪盛り状況、迅速性、地元対応、相談件数の 7 項目、また、整理として、報告整理の 1 項目の計 11 項目としております。

このうち、評価基準についてですけれども、基本的事項につきましては、出勤状況は本市の指令どおり出勤したか否か、また、安全管理は安全対策が十分にとれているか否か、また、連絡体制は本市からの連絡時の対応がとれているか否かを評価しております。

作業評価につきましては 5 段階評価としておりまして、路面状況は圧雪がなく良好から通行に支障があるの範囲、また、幅員確保は除雪水準が十分に余裕を持って確保されているから除雪水準が確保されていないの範囲、寄せ雪に関してはほとんどないから非常に多いの範囲、また、雪盛り状況は、交差点等に雪盛りをつくらないうようにしているから指示があるまで放置しているの範囲、また、迅速性は早いから遅いの範囲、また、地元対応は、対応が適切で早いから苦情が多く対応が粗末であるの範囲、また、相談件数は少ないから多いの範囲で評価をしております。

最後の報告整理も 5 段階評価としておりまして、非常によく整理されているから不足があり提出が遅いの範囲で評価しているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

まず、この 5 段階評価なんですけど、路面状況は圧雪がなく良好について、路面状況の圧雪がなければ、どうしても底剥ぎをできない。マンホールの蓋が壊れたら、自分たちの補償の部分になってくるので、なるべくなら物損をしないように気をつけようと考えて除雪業者さんが行っているとしたら、全てがこの評価基準に当ては

まるのでしょうかというところが、まず1つです。

次に、通行に支障があるの範囲ですが、除雪をやった後に昨冬みたいに豪雪が降り注いだ場合でも、この支障があるの範囲というのは、どこまでの部分をみなしていただけるのか。例えば、幅員確保であれば、皆さん、道路幅は擦れ違いができるようななどの考えを持って、何年も何十年も除雪を続けてきている事業者にはしか分からない道路幅員のところであったりなど、とにかく細かく、除雪のときは職員の方と話を重ねていかなきゃいけない、連絡を取り合わなきゃいけないと思っている中で、なかなか連絡を取り合うことが十分にできない場合、電話が来ない、連絡が来ないので出勤ができない。それで、出勤したいんだけど連絡が取れないので、ちょっと今回は出られませんという事業者さんは、市民から直接お電話をいただいて、どのような対応をすればいいのかということも含めて、市役所の担当課の方に投げかけているのが実情ではないかと私は思っていました。

最後の相談件数が少なければ、確かにいいです。除雪は、苦情が少なければ合格としたいところですがけれども、それが苦情なのか、それとも要望であるのかというのが、ようやく少しずつ線引きができてきた中でですけれども、自宅の前のほかに、例えば、道路の曲がり角に雪の塊が置いてあるのが駄目なのではないかと写真を撮られて、苦情になったりする場合もあるでしょうけれども、その苦情の在り方もきちんと精査をしていただきたいというように、数々の要望がこれまで何年も上がってきたのではないかなと思っています。

この5段階の評価をしている中で、今までよくやってこられたなと逆に思っているのが、事業者は自分たちの仕事としているので、プライドを持っている部分であります。

評価をつける立場にある担当課の皆さんは、本当はそんなに悪くないんだけど、こういう評価制度が決まっている以上は、そこに当てはめなきゃいけないというどうしようもない理由も持ち合わせて、この5段階の評価——点数評価になっていると思いますが、私は今後改善をしていくべき、もう見直すべきだと思っているのです。

点数はつけず、例えば、おおむねできている、よくできているとか、そういう類いにして、人に点数、事業者に点数——自分たちは事業者じゃないし、直接現場に毎日出向いて、雪を片づけているわけでもないのですから、その点数が何のためにつけなきゃいけなかったのか、また、新しい評価制度を取り入れてみようという方法を同時に考えていただいて、今後の評価制度を——基準をつくって見直しをしていただきたいと強く要望していきたいと思います。

そうでなければ、大きく言うと、70点をいただいた事業者さんは、それなりに自分たちはよくやれたなと納得をします。ただ、60点、50点をとった事業者さんであれば、何でこういう点数になってしまったんだろうと自分たちの従業員を責めたり、また、協力していただいている方に、ここが駄目だった、あそこが駄目だったと反

省も踏まえてですけれども、やはり中で、そういったことが今後の除排雪事業のやる気を失うことにもなりかねないと思います。

私はその点数がつけられたときは、文句をいっぱい言われ、それはあってないようなものだとはっきり言ってきましたけれども、やはり人から点数をつけられた以上、自分の会社はこういうふうにしかなされていらないんだと落ち込む部分もありますし、またそれであれば、ここは継続してやっていけない、取り上げられるであろうという臆測めいた話も生まれると思えば、この評価制度が本当にこれでよかったのか悪かったのか、今後継続していくべきなのかというところは、私自身とても考えさせられるものでした。

最後にお伺いしますが、毎年度実施している事業者ヒアリングの場で評価をお示ししてきたと思いますが、その内容に事業者はどのように納得しているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪業務評価に対する事業者の理解についての再度の御質疑にお答えをいたします。

毎年度5月に実施しております除排雪事業に係る事業者ヒアリングの場で、各事業者に対して評価結果を提示しております。

この内容について問われた際には、評価基準及び評価理由について、丁寧に説明をし、おおむね御理解をいただいているものと認識しているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

おおむね御理解はいただいているでしょうけれども、市役所の職員の皆さんに、事業者はああだこうだと言うわけにもいかないというところもあると思います。

なので、その部分を私たちが聞くことになるので、それを幾らかでも情報発信——お伝えをしながら、今ある評価制度についても除排雪体制についても検討会議の場でもいいので、どんどん検討を重ねていただいて、事業者と行政がやはり協力しなければ、この除排雪体制というのは担ってはいけないものであるし、また新規事業者がどんどん参入してきたとしても、そこに住んでいる市民の方はそれで満足しなければ苦情件数は増えるでしょうし、何がいい方法なのかは、すごく難しいことだとは思いますが、これまでの20年、30年を振り返って見直したときに、ここの部分は新しい取組を試みようとかというような話が1つでも生まれていただけるように、今後議論を重ねていただいて、この評価制度の在り方については変えていただきたいと思います、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

創青会、木戸喜美男でございます。

質疑の前に所見を述べさせていただきます。

新城地域で4月29日、第27回新城川の春の清掃活動が行われました。今年はあいにくの雨模様で、実施に当たって皆さんが集まるか集まらないか心配いたしましたが、地域の方々——小学生、中学生、高校生、市民の方々——いろんな方が集まっていたで、総勢175名で実施することができました。

新城川沿いでごみ袋を持ち、一生懸命清掃活動をしている児童・生徒の皆さん、そして、ドジョウの放流を楽しみながら、笑顔の子どもたちの姿を見ると、新城川をこれからもきれいにしていきたいんだ、そういった気持ちがうかがわれました。

この新城川の清掃につきましては、特に青森西高校、そして新城中学校、新城中央小学校、新城小学校、それぞれの学校に大変お世話になっております。

このボランティア活動の御相談に行ったときに、それぞれの校長先生が、大変いいことでありますので、ぜひ私どもにお手伝いをさせていただければ大変ありがたいと、そんな言葉をいただき、毎年実施しているところであります。

昨年は、新城小学校と新城中央小学校にごみをポイ捨てしないようにというポスターの作成をお願いしたところ、優秀なものを1部ずつ完成させてくれました。それを新城川の土手にあるしっかりとした掲示板に、カラーで作成したものをしっかりと設置させていただきました。これも県の許可を得ながら、そういったことをさせていただきましたので、またこれからも、ぜひこのボランティア活動をやりたいなと思っております。

また、この新城中学校のボランティアについては、様々なことを聞いております。昨年度の第2回あおもり夢・志・挑戦アワード——ボランティア部門で、あおもりボランティアスピリット大賞を受賞したと伺っております。我々が、学校とのつながり、そして家庭・地域が一緒になって活動できるものは何かと考えたときに、やはり、このボランティア活動が大事であります。

これからもボランティア活動を通じて地域住民との連携を楽しみにしていきますので、これからもどうか御理解・御協力いただいて、皆様のボランティア活動をお願いしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、10款教育費1項教育総務費1目事務局費に関連して、夜間中学についてお尋ねします。

さきの一般質問で、市長から、夜間中学の設置については、令和9年4月の開校を目指し、今後準備作業を進めていくとの御答弁がありました。

また、教育長からも、夜間中学の設置は学齢期の不登校生徒に対し、新たな学びの場を提供することができ、より手厚い不登校対策になるものと考えているとの御答弁もありました。

私の住んでいる新城地区においても、この4月から新城中央小学校と新城中学校

に不登校等特認校が設置され、市内全域からの入学・転入学が可能となり、本市の不登校対策の取組には大変注目しております。

そこで質疑いたします。

夜間中学の設置に当たり、その準備作業の中で今後、教育委員会において青森市公立夜間中学設置検討委員会を設置するとのことでありましたが、当該検討委員会での検討状況及び今後の進め方についてお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 木戸委員からの検討委員会での検討状況及び今後の進め方についての御質疑に御答弁いたします。

夜間中学につきましては、令和9年4月の本市への開校を目指して、現在、教育委員会において、その準備作業を進めているところであり、去る6月13日に第1回青森市公立夜間中学設置検討委員会を開催したところです。

本検討委員会は、学識経験者や学校関係者ら7名の委員で構成し、県教育委員会が策定した青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方をベースに、主に設置主体において検討することとされた設置場所、入学対象者及び本市が目指す学校の姿の3項目について検討するものです。

当日の会議では、1つ目の検討項目である設置場所について、委員の皆様からは、「青森駅に近いほうがよい」、「バリアフリー対応が可能なところがよい」、「プライバシーの観点からも、昼間の児童・生徒の就学時間と異なるほうがよい」、「市民センターが併設されており、青森駅にも近い古川小学校がよいのではないか」との御意見をいただいたところです。

2つ目の検討項目である入学対象者について、委員の皆様からは、「対象を県内居住者とし、全県的な取組とすべき」、「学齢期の不登校生徒も対象とすることは学びの場の選択肢が広がる上でよい」、「外国人の入学希望者のうち、日本語での意思疎通が困難な方ともコミュニケーションができる環境であればよい」との御意見をいただいたところです。

このうち、学齢期の不登校生徒を入学対象者とすべきかどうかにつきましては、「他都市の事例を見ると、学齢期の不登校生徒を受け入れる場合は、学びの多様化学校を併設しているところもあり、本市も併設したほうがよいのではないか」、「あおもりしCOCOLOプランによる不登校対策の取組の一つとして、夜間中学へ学齢期の不登校生徒を受け入れることにより、年配の方と一緒に勉強することができ、効果的なのではないか」、「本市では教員未配置の学校が存在し、夜間中学以外に学びの多様化学校を設置するとなると、単純に倍の教員が必要となることから、難しいのではないか」、「学びの多様化学校を併設するのは、施設の未配置の状況からも厳しい。最終的には、設置者が不登校生徒の行き場所について、いろんな選択肢を用意するという点で決めるのではないか」、「学びの多様化学校については、まだニーズがつかめていないことから、併設は現実的ではないが、学齢期の生

徒を受け入れる場合は入級という形とするなど、開校までに様々な課題をクリアしなければならない」との御意見をいただいたところです。

3つ目の検討項目である本市が目指す学校の姿について、委員の皆様からは、「学習者が主体となる、一人一人のニーズに沿った、学ぶ喜びや人とつながる喜びを感じられる学校」、「学校づくりの視点として、『誰でも受け入れる』、『安心して学べる環境や雰囲気づくり』、『個々のニーズに即したコース設定』、『オンライン授業の実施』」といった御意見をいただいたところです。

今後におきましては、今回の検討委員会でいただいた御意見を踏まえ、7月上旬から中旬にかけて開催する第2回検討委員会において青森市公立夜間中学設置基本方針案を検討し、7月中旬に教育委員会定例会または臨時会において議案を提出することとしております。

○館山善也委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

夜間中学で学齢期の不登校生徒を受入れた場合、夜間中学に生徒と入学するであろう年配の方、または外国人の方とともに学ぶ場面もあると思われることから、これまでの不登校対策より、さらにたくさんの人とのつながりが可能となるとともに、居場所や絆が増える取組となると思われます。

教員の未配置問題など設置に向けては、様々な検討課題があると思いますが、青森市民・青森県民にとってよりよい夜間中学となるようお願い申し上げ、この項を終わらせていただきます。

次に、鳥獣対策について。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費について、昨年の第3回定例会の予算特別委員会において、ニホンザルによる農作物被害対策について質疑した際に、昨年度——令和6年度であります——の対策については、これまでの取組のほか、新たな取組として、新城天田内地区において草木の刈り払いによる餌場や隠れ場をなくするとともに、野生鳥獣の侵入防止電気柵と併用して野生鳥獣の寄せつけを防止するに高い効果があるということでありました。

次に、捕獲状況を遠隔で監視できるモニター装置を備えた大型囲いわなを1基増設し、駒込月見野地区に設置、次に、野生鳥獣の侵入防止電気柵の増設を行っていくことを答弁していただきました。

ニホンザルによる農作物被害については、新城の天田内地区の農家からは、年々少なくなっているとの声を聞いているところであります。

実際に、ニホンザルによる販売用の農作物被害状況については、令和4年度の29件、令和5年度の25件、令和6年度は4件、大きく減少していると農業政策課からも伺っております。これまでの取組の成果が現れているものと考えます。

昨年の被害は大きく減少したものの、今年も既にニホンザルの群れの日撃情報が寄せられており、引き続き対策が必要なものと考えています。

そこで質疑いたします。

ニホンザルによる農作物被害について、今年度の取組内容をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木戸委員のニホンザルによる農作物被害対策についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、ニホンザルをはじめとする野生鳥獣による農作物被害対策を講ずるため、青森市鳥獣被害防止計画に基づき、青森県猟友会、青森警察署、青森農業協同組合など関係機関による青森市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、農作物被害対策に取り組んでいるところであります。

今年度におけますニホンザルによる農作物被害対策の取組につきましては、青森市鳥獣被害防止対策実施隊や青森市捕獲サポート隊による巡回パトロールや追い払い活動、箱わな等の設置による捕獲活動、電動ガンやスターターピストルの貸出し、動物駆逐用煙火の提供、ニホンザル侵入防止電気柵の設置、草木の刈り払いによる餌場や隠れ場をなくすとともに、侵入防止電気柵との併用により、野生鳥獣の寄せつけ防止効果が期待できるとされております緩衝帯の設置、捕獲状況を遠隔で監視できるモニター装置を備える大型囲いわなの設置などを引き続き実施してまいります。

また、侵入防止電気柵につきましては、ニホンザルによる農作物被害件数が減少するなど、その効果が確認されましたことから、令和7年度に新たに市内1地区、約700メートルの設置を予定しているところであります。

また、新たにICT技術を活用し、ニホンザルの位置情報を把握する取組についても行ってまいります。

○館山善也委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

今年度は電気柵の設置が拡充されたとのことでありました。

設置や撤去の作業は市の職員での設置と聞いておりますが、延べ延長4265メートル設置、そして撤去、これを年に2回の作業が入るわけでありましたが、4265メートルとは言っても、電気柵でありますので、電気柵は1本の線だけでなく、8本の線が段になっておりますので、この4265メートル掛ける8段ということで部長、いいんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、もう、市の職員の作業が大変な作業だと思います。ましてや、隣接する畑との境の部分、あるいは傾斜の部分、そういったところに設置するというふうになれば、作業が膨大なことになっていきますので、本当に市の職員の方々には感謝申し上げます。

特に、私の隣の方なんかは、電気柵をつけたおかげで、猿が来なくなってきたと。まるっきりではないけれども、本当に来なくなってきた、大変ありがたいと。ぜひ、これをまた今後、実施していただければありがたいんですがという話は聞きました。よって、この事業がいつまで続くか分からないけれども、とにかく市としては、今

一生懸命取り組んでいる部分であるので、甘える部分は甘えていきたいと思いますということをお話ししています。

ただ、電気柵も電気プラスマイナスの関係で、電気の線の８段の下の方から草がおがってくると、草が線に当たることによって漏電します。よって、効果が半減してしまいます。よって、それを防ぐためには、その地域の方が、地権者——畑をつくっている方が刈り払い機で草を線の下を払ってあげる。あるいは除草剤をまいてやってくれているということで、俗に言う官と民が一緒になって、一生懸命取り組んでもらっているのかなと思っております。

先ほどの答弁にもありましたが、本市では青森市鳥獣被害対策実施隊や青森市捕獲サポート隊が組織され、ニホンザルなどによる農作物被害対策に関する活動を行っているとのことでありました。その人数の確保は非常に重要なことだと考えています。そこで再質疑いたします。

青森市鳥獣被害対策実施隊及び青森市捕獲サポート隊について、昨年度と今年度の隊員数をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 鳥獣被害対策実施隊及びサポート隊についての再度の御質疑にお答えいたします。

市では鳥獣被害防止対策の実施に当たり、猟友会の会員等で構成します青森市鳥獣被害対策実施隊を組織し、また、同実施隊の活動をサポートするため、地域農業者等で構成する青森市捕獲サポート隊を組織しております。

その隊員数であります。青森市鳥獣被害対策実施隊につきましては、令和６年度が２８名、令和７年度が３８名、青森市捕獲サポート隊につきましては、令和６年度が４０名、令和７年度が４４名となっております。

引き続き、猟友会や農業者の皆様と連携した鳥獣対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

実施隊は１０名、サポート隊は４名隊員が増加したとのこと、忙しい中、鳥獣対策に取り組んでいただいている隊員の皆様には心から感謝申し上げます。

また、昨年、質疑の際にも要望しましたが、農作物被害対策に効果の高い電気柵設置に対する農業者への補助については将来的な課題として、引き続き検討していただきたいと要望して、この項を終わります。

次に、３款民生費１項社会福祉費３目老人福祉費、高齢者支援についてお伺いいたします。

近年、高齢化の進展とともに核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増加し、それに伴う様々な問題が浮き彫りになっていきます。

今定例会の一般質問でも渡部議員から、ひとり暮らし高齢者の現状と市の対策に

について、竹山議員からは、引取り手のいない遺体の対応及び過去5年間の対応件数について質問があるなど、ひとり暮らし高齢者を取り巻く様々な問題への関心の高さがうかがわれるところであります。

そこで質疑いたします。

ひとり暮らし高齢者が増加しておりますが、市の終活支援に関する取組状況と過去3か年の実績をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 木戸委員からの本市の終活支援に関する取組状況と実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、終活支援に関する取組といたしまして、元気なうちから終末期の必要な備えを事前に準備しておくため、令和2年度に青森市版エンディングノート「わたしノート」を作成し、本市高齢者支援課の窓口や市内11か所の地域包括支援センターで希望者に配付しておりますほか、市民大学や各市民センターが実施する一般向け講座等におきまして、終活に関する出前講座を実施しております。

また、令和6年6月からは、本人が市へ登録した終活に関する情報につきまして、意思表示が困難になった場合や死亡したときに、市が本人に代わり家族等へ伝える終活情報登録事業を開始したところであります。

終活支援に関する過去3年間の実績につきましては、青森市版エンディングノート「わたしノート」を担当課で希望者に対して配付した数といたしましては、令和4年度は1185冊、令和5年度は995冊、令和6年度は1171冊、地域包括支援センターに配置した数といたしましては、令和4年度は300冊、令和5年度は360冊、令和6年度は230冊、終活に関する出前講座の実施回数といたしましては、令和4年度は12回、令和5年度は8回、令和6年度は11回、終活情報登録事業の登録と相談件数といたしましては、令和6年度は登録件数が6件、相談件数が47件となっております。

○館山善也委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

本市の終活支援に対しては、様々な取組をしていることがよく分かりました。

私は、令和6年第4回予算特別委員会でも終活情報登録事業の登録件数について聞いておりました。

当時の福祉部長からは、令和6年12月10日現在の登録件数は5件であると御答弁をいただいておりますが、登録件数が6件というのは、少し伸び悩んでいるのではないかなと思います。

そこで再質疑いたします。

終活情報登録事業の登録件数が少ないと思いますが、市の認識をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 終活情報登録事業の登録件数についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市が実施する終活情報登録事業は、令和6年6月に開始し、令和6年度末時点で登録件数が6件、相談件数が47件でありました。令和7年6月13日現在も登録件数は6件で変わらず、相談件数は56件となっております。

登録件数につきましては、同様の事業を実施している他市の状況を確認したところ、年間10件程度の自治体が多く、本市が特別に少ない状況ではないと考えております。

相談件数に比べて登録件数が少ない理由といたしましては、緊急連絡先として登録される方からの同意書が必要となるため、手続に時間を要する場合があること、本事業への登録をきっかけに、御自身の終活について気持ちを整理するために時間を要する方が多いことなどが考えられます。

本事業につきましては、開始以降、これまでに56件の相談を受け付けており、相談内容に応じて、身元保証や死後事務処理を請け負う民間事業者への紹介、あるいは身寄りのない方の埋葬を行う担当課への案内など、様々な支援につなげております。

このことから、本事業は一定の効果を上げていると認識しており、今後も継続して取り組んでまいります。

○館山善也委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

登録件数について、本市が特別少ない状況でないということなのかなと思い、また、この事業に関わる相談を受け付けし、相談内容に応じて様々な支援につなげているとのことでありました。

終活支援として、神奈川県横須賀市が先駆けて取り組んでいる事業に横須賀市エンディングプラン・サポート事業というものがあります。大変興味深く、随分先のことを考えたものかなと思いつつ、早速、横須賀市へ電話をして、いろいろと話を聞かさせていただきました。

その中で、キタミさんという方がおられまして、その方が言うには、当初、このきっかけというのは、亡くなった方が15万円ありました。よって、私が亡くなったら、この15万円で全部やってくださいよということでありましたが、そのこと自体が亡くなってすぐ見つかることもなく、不明のままで後々それが出てきた。よって、そういうことがあるのであれば、身元が分かる人間であっても、なかなかうまく見いだしてやっていけない。

ただ、身元不明というのは、当初、市でやらなきゃいけないというのはあるんだけど、身元引受人がいらないという部分が、この事業の目的でもあるし、そういった方々のために何とかしてあげたいんだというところでもあります。

私ごとで言わせていただけると、私の知っている方が今79歳か。旦那さんが79

歳、奥様が76歳。それで、奥様は寝たきり、半身不随で、もう植物人間みたいな状態。旦那さんはある程度健康ではいるけれども、ぴんぴんして健康ではないと。いろんな病気を持ったり心臓がちょっと弱いんだとか、そんなことを言われています。

子どもさんは一人娘で今千葉にいます。千葉にいるけれども、旦那さんが骨のがんといった病気も患っているんで、青森には帰れないし、なかなか面倒見れない。よって、亡くなったら行くとは思いますが、いつもいつも行くわけにもいかないしという話もされていました。

また、もう1人の人は、奥様と離婚して、子どもさんも愛想尽かして、もう全然来てくれない、全くのひとり暮らし、そういった方もおられます。

そして、そういう方が私に言うことは、木戸さん、何とか私が死んだら面倒見てくれる人がいないか。いやいや、面倒見てくれる人って、ちょっと待ってよと。

市役所のほうに相談したら、そういう事業者もありますので、そういった事業者と、またいろいろ契約してみてもどうかという御指導いただきました。そのときに聞かれたのが、お金が大分高い。七、八十万円。そういったお金になります。そうすると、生活がいい人はいいんですが、水準が低い人と言えば失礼なんです、そういう方々はなかなかそういうお金が出せない。

よって、二十四、五万円で何とか火葬、そして葬儀といえど変だけれども、合葬墓とか、そういうところに入れてもらえれば大変ありがたいよね。じゃあ、それでやってくださいよと言いましたら、1人の方は分かりましたということで、合葬墓のほうの生前予約というんですか。それにも2人分予約しました。ところが、それはいいんですが、木戸さん、私が亡くなったら、これ誰がしてくれるんだと。いや、誰がしてくれるって、どうすればいいですか。いや、あんたやってくれればいいじゃないと言ったので、いやいやいや、あんたやってくれと言ったって、私もこういう生身の体だし、ちょっと困るよと言ったら、いやいやいやいや、そう言わず、私はもう頼るところがないから何とかお願いしますと。

私が言ったことは、私が勝手にあなたのことをしゃべって、何かあったときにやっても、法的な根拠も何もないから、私は何もできないからと言ったら、本人いわく、いやいや、そうすれば私、自書で遺言状書くから、それを持って法務局に提出してきますということで、私の承諾を得たということで、ちゃんと法務局のほうに今度手続して、いや、木戸さん何とかこういうことやったからお願いします。まあ、しょうがない、ここまで来た以上、船から降りるわけにいかないから、まあいいでしょうということで乗りました。ところが、よく考えたら私が先に亡くなることもあるわけだよ。先にちゃんと順序よく逝けばいいんですが、そうでなくて追い越して逝ってしまう、そういう人生もあるので、それを考えたら私、いやいやいやいや、せっかくその方に約束したのも果たせなくなると。そう思ったら、今度逆に私が今度ストレスを抱えてしまったんですよ。

それで、そう思った矢先に、この横須賀市のエンディングプラン・サポート事業、

これを見たときにキタミさんに電話したら、もうこの事業、もう電話がすごいんだそうです。よって、大変申し訳ありませんが、インターネットで何とかという項目で調べれば出てきますので、何とかそちらのほうで対応していただけないかということなので、キタミさんの仕事も休ませるわけにもいけないので、なかなか分からないインターネットを手探りでやったりして、いろいろ調べてみました。そうしたら、やはり一般市民の人が関わるのではなくて、市役所というのはなくならない。人間はいつか亡くなるけれども、市役所はなくなる。

そこで、そういった市役所が立ち会いして、そして、いろいろさっき言った業者、高い業者もあります。安い業者もあります。青森でも聞いたら、生活保護を受けている方が亡くなれば、二十三、四万円くらいものがありますよということなので、そういったところで何とかできないものではないかと聞いたら、できないことはないですよということを言われました。そうすれば、私こういうことを頼まれているので、葬儀に関しては、火葬して、そして、さっき言った合葬墓、そういったところにもうお願いしている人であれば、何とかやるよねと言って、それは大丈夫だと思いますよと言われました。

よって、私も、ストレスをためてあったものがなくなるなど、責任も柔らかくなるなどそう思いつつ、青森市でも、ぜひそういったものをお願いできればなど思ったところでもあります。

ただ、国のほうとして、今一生懸命検討して、1年後になるか2年後になるかわからないけれども、まずは、そういう高齢者に対しての支援策は考えていきましようかと答弁でもありました。

しかし、今、こうしている間も身寄りのいない亡くなっている方もおられると思うし、そういった方々が心配していることでもあるので、国の施策は施策として置いておいて、ぜひまた考えてもらえればいいのかという思いでありました。

ということで、横須賀市のエンディングプラン・サポート事業についてはこれくらいにしておきます。

これから高齢者、私もそうですけれども、だんだんだんだん高齢者になっていきます。本当に本市でも同じような悩みを抱える高齢者がいると思います。このような取組を実施してほしいと思いますので、再質疑いたします。

横須賀市のエンディングプラン・サポート事業を市でも実施する予定はないのか考えをお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 本市でのエンディングプラン・サポート事業の実施についての再度の御質疑にお答えいたします。

横須賀市におきましては、終活情報登録事業に加えて、身寄りのない低所得のひとり暮らし高齢者などに対し、葬儀や納骨などを実施するエンディングプラン・サポート事業を実施していることは承知しております。

横須賀市のエンディングプラン・サポート事業につきましては、市と葬儀事業者が連携し、低額な費用で葬儀や納骨などの支援を行うものであり、本市で同様の事業を実施する場合には、御協力いただける市内の葬儀事業者との間で、費用負担や責任分担などについて調整が必要となります。

また、国におきましては、現在身寄りのない高齢者が日常生活支援、入院・入所
手続支援、死後事務などの支援を受けられず、必要なサービス利用が困難になると
いう課題を認識しております。

そのため、日常生活自立支援事業を拡充・発展させ、これらの支援を提供する新
たな事業を第二種社会福祉事業として社会福祉法に位置づけ、多様な主体が参画で
きるよう対応の方向性を示したところであります。

本市といたしましては、国が検討を進めている状況の中で、市独自の支援策を新
たに実施することは現時点で考えておりませんが、まずは今後の国の検討結果や制
度改正の動向を注視してまいります。

申し訳ありません。先ほど、葬儀や遺骨などを実施すると御答弁いただきましたが、
支援するの間違いでした。謹んでおわびし、訂正します。

○館山善也委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

青森市としては、現時点では考えておられないということですので、現時点であ
りますので、明日から、ぜひ私みたいな高齢者がいて、またみんなにすぎている
方がおられます。でも、どこにすぎればいいのか分からないので、こういった悩んで
いる方が多いと思います。

よって、今後の国の動向を見ながらと言いますが、前向きに横須賀市のエンディ
ングプラン・サポート事業のような取組をしていただきたいことを強く要望して、
私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブ、木下靖です。

私からはまず、予防接種事業について質疑をいたします。

まず、本補正に提案されています風疹追加的対策事業について、その補正内容
をお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 木下委員の風疹追加的対策の補正内容についての御質疑に
お答えいたします。

風疹の追加的対策につきましては、平成 30 年 7 月以降の風疹流行を受け、予防接
種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4
月 1 日までに生まれた男性を対象として、抗体検査及び予防接種について、令和元
年度から令和 6 年度末までを期限とし、原則無料で実施してきたところです。

しかしながら、令和 7 年 3 月 11 日、国通知によりまして、ワクチンの供給が不安定になっており、地域的な偏りが生じ、令和 6 年度内に接種ができない方が見込まれることから、対象期間を超えた接種を可能とするとの方針が示されました。

このことから本市におきましても、国の方針に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間に限り、予防接種を受けられなかった方に対して接種費用の助成を行うものであります。

助成対象者につきましては、令和 7 年 4 月 1 日時点で本市に住民登録があり、先ほど申し述べた期間に生まれた男性のうち、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した方で、その結果、風疹の抗体が不十分であり、4 月 1 日以降に医療機関でワクチン接種した方としております。

次に、申請方法及び助成額であります。医療機関で接種後、必要書類に記載し、本市窓口申請いただくことで、接種費用と上限額のいずれか低い金額を償還払いにより助成するものであります。

本補正予算案に計上しております 63 万 6000 円全額がワクチン接種に係るものとなっております。内訳といたしましては、対象者へのお知らせを印刷するための需用費として 4000 円、お知らせを送付するための役務費として 2 万 7000 円、接種費用助成のための扶助費として 60 万 5000 円となっております。

○館山善也委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性を対象ということでした。この昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの人というのは、男性は予防接種を受けていないと。女性は中学生のときに 1 回集団接種を受けているということなので今回の対象外になっているということでした。

補正予算の概要に記されていた、その対象者等について、その理由がはっきりしなかったのも、今回質疑をしたわけなんですけれども、しからば、それ以外の世代の人たちというのはどうなのかということになります。

ちなみに、今、答弁いただいた昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 生まれ、それより前の人、すなわち昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた人というのはどうなのかと。

くしくも私、昭和 35 年生まれでありますので、その世代に該当するんですけれども、これについては調べたところ、その世代の人たちというのは、男女ともに風疹の予防接種は受けていないということなんです。ただし、自然感染等で、抗体保有率が 90%とされています。

自然にはやったものにかかって抗体を保有している人が 9 割方はいらるだろうという話でした。それで、風疹というのは 1 回かかると抗体ができて、2 度目にかかる確率というのは低いそうです。95%から 99%の確率で 2 度目にかからないというふ

うに言われています。

ただ、100%じゃないので、というのは、私とその世代だと言いましたけれども、実は今から30年ちょい前です、30代前半の頃に、風疹にかかりました。

結構強くかかったんですけれども、ということは、私、子どもの頃に風疹にかかってない10%のところにいたか、あるいは、かかったけれども、1%から5%の確率しかいない2度目の風疹にかかったか、どちらかなんですけれども、いずれにしても、そうやってかかる可能性はあるという話です。じゃあ、先ほどの期間——昭和37年4月2日から昭和54年の4月1日生まれの後の人はどうなんだと。

昭和54年の4月2日から昭和62年10月1日生まれの人は、男性は中学生のときに個別接種を受けていると。女性は、幼児期に複合ワクチンを接種している場合があるというふうに言っています。

それで、さらに昭和62年10月2日から平成2年4月1日生まれの人、男女ともに幼児期に接種する機会があったと。ただし、これは個別接種なので、していない可能性はあるということです。

それで、平成2年4月2日以降に生まれた人は2回個別接種をしているということで、対象ではないということなんです。

風疹は感染力が大変強くて、妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんにも感染して、先天性の心疾患や難聴、白内障などを引き起こす危険性があるというふうにされていて、市としても必要に応じて抗体検査を受けることを勧めるとか、不安がある場合には、相談に乗るなど、要するに抗体検査をしてくださいとか、相談に乗る等の対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、今年度から始まった高齢者帯状疱疹予防接種事業の接種状況についてお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 高齢者帯状疱疹予防接種事業の接種状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

高齢者帯状疱疹予防接種につきましては、国において、令和7年度から個人の重症化予防を目的とした予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施しております。

使用するワクチン及び接種回数につきましては、生ワクチンの場合は1回、不活化ワクチンの場合は2回接種することとされております。接種対象者につきましては、本市に住民票があり、これまでに帯状疱疹ワクチン任意接種を受けていないまたは完了していない方のうち、年度内に65歳となる方のほか、5歳刻みで100歳までの方、及び令和7年度に限り101歳以上の方などとなっております。

対象となる1万9554人の方へ4月上旬に個別にお知らせと予診票を送付しておりまして、接種を希望される方は、当該予診票を医療機関へ御持参の上、接種することとなっております。

接種状況についてであります。4月末時点で、生ワクチンの接種者が221人、不活化ワクチンの接種者が352人、合計573人となっております。

○館山善也委員長 木下委員。

○木下靖委員 対象者が1万9554人。それで、4月末時点で、生ワクチン・不活化ワクチン合わせて573人。ちょっと接種率を出してみますと、2.93%——3%に満たない。確かにまだ、4月1日に始まって、1か月というところはあるのかもしれないんですけども、個人的には思ったより少ないなというのが実感です。

带状疱疹ワクチンを接種しようとしている者にとっては、年度年齢、すなわち年度内にその年齢に達する人は対象者となるということで大変ありがたいと。要するに、満年齢に達しなくても接種できるわけですので大変ありがたいんですけども、他の定期接種が満年齢なのに、この带状疱疹予防接種だけが年度年齢となっている、この理由は何なんでしょうか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

他の定期接種は満年齢なのに、带状疱疹の予防接種は年度年齢なのはなぜかということです。

定期接種の対象年齢につきましては、国の実施要領で規定されております。インフルエンザ及び新型コロナウイルスの対象者は満65歳以上の者、肺炎球菌、带状疱疹の定期接種における対象者は満65歳の者ということで、いわゆる誕生日が来たら接種が可能というものであります。

ただし、带状疱疹の定期接種につきましては、経過措置の規定がありまして、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間の5年間は、ちょっと読み上げますと、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」ということです。つまり年度年齢とする規定があります。

以上です。

○館山善也委員長 木下委員。

○木下靖委員 要は国のほうの定期接種の実施要領に定められているというお話でした。

ちょっとまとめますと、带状疱疹予防接種の対象者っていうのは、基本的には、あくまでも満65歳、ピンポイントだということです。ただ、経過措置として令和7年度から令和11年度は、5歳刻みで対象とすると。

ということは、令和12年度から公費助成を受けられるのは満65歳の者だけという。今年度65歳の人が、例えば——今のを言い換えるとですけども、今年度65歳、私がそうなんですけども、5年後、70歳になったときにワクチン接種をしようかなと思っても、そのときは対象外ということです。もう5年後からは65歳の人しか対象じゃないので、70歳になったので、公費助成してもらおうと思っても、も

うできないということ。

さらに言い方を変えれば、65 歳に限らず、今年度、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の人っていうのは、公費助成を受けようと思えば、今年度が、最初で最後のチャンスということですよ。

まずその辺、今私が言ったこと、この理解で正しいのかどうか確認します。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

令和 12 年度以降の対象年齢につきましては、対象者の経過措置が終了となりますので、満 65 歳の者のみとなります。

以上でございます。

○館山善也委員長 木下委員。

○木下靖委員 分かりました。要は、この 5 年間の間に、65 歳以上というか、5 歳刻みで、その年齢を迎える人はこの 5 年間で、みんなその接種をすれば網羅できるということですよ。

先ほど、まだ 4 月の段階ですけれども、接種率 3 %というのはちょっと低いんじゃないかなという話をいたしました。ひょっとすると、今、答弁いただいたことを皆御存じないのかもしれないと。要するに、チャンスは 1 回こっきりだよっていう、この 5 年間は 5 歳刻みであるけれども、5 年後にはもうチャンスは巡ってこないと、当該年齢になったその年度にワクチン接種を受けないと、公費助成を受けられない。特に、効果が高いと言われている不活化ワクチン、接種後、5 年時点でも 9 割程度の予防効果がある、10 年後でも 7 割程度の予防効果が認められるという不活化ワクチンは、まともに受ければ 1 回で 2 万 2 千幾らかかります。2 回で 4 万 4 千幾ら。これが半額——2 回で 2 万 2060 円だったかな、で済むので、費用面でも、带状疱疹ワクチン、まあ、テレビ等でも CM を流したりしているんですけども、ワクチンを受けたいなと思いつつ、2 回で約 4 万円かと、二の足を踏む人っていうのはいらっしゃると思うんです。

なので、今この機会に接種をしておけば、不活化ワクチンであれば、一応 10 年後まで、一安心できるという制度なので、表現の仕方は難しいのかもしれませんが、市としても、今がチャンスなんだよと。これを逃すと、あと一生、半額で接種できるチャンスは巡ってこないということをもうちょっと PR したほうがいいのではないかなというふうに提案して、带状疱疹予防接種については終わります。

続いて、高齢者肺炎球菌予防接種事業の概要についてお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 高齢者肺炎球菌予防接種事業の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌予防接種につきましては、国において平成 26 年度から予防接種法の B 類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施しております。

接種対象者につきましては、本市に住民票があり、これまでに肺炎球菌ワクチンを一度も受けていない方のうち、接種時に満 65 歳の方のほか、満 60 歳から 64 歳までの方のうち、一定の基礎疾患を有する重症化リスクの高い方として、身体障害者手帳所持者で内部障害 1 級に該当する方となっております。

対象年齢を迎えてからの接種となることから、対象者へは 65 歳の誕生日を迎えた翌月上旬に、お知らせと予診票を順次発送することとし、接種を希望される方は、当該予診票を医療機関へ御持参の上、接種することとなります。

○館山善也委員長 木下委員。

○木下靖委員 肺炎球菌ワクチンのほうは満年齢ですので、誕生日迎えた後に、65 歳の誕生日を受けた後に、お知らせと予診票が送られてくると。

先ほども申し上げましたが、私、今年 65 歳なので、学校の同期生と会ったときに、この肺炎球菌ワクチンの案内が送られてきたというのを聞きまして、ああ、そうかと、改めていろんな点で 65 歳というのが、高齢者の仲間入りの節目なんだなというふうに認識をさせられています。

最後に、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業の補正内容についてお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 高齢者新型コロナワクチン接種の補正内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種につきましては、国において令和 6 年度から予防接種法の B 類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として、65 歳以上の高齢者などを対象に実施しております。

接種費用についてであります。昨年度、令和 6 年度は国から示されたワクチンの標準的な接種費用である 1 万 5300 円から、国の助成金 8300 円を除いた 7000 円に対して、さらに当該助成金の半分程度である 4000 円を本市独自の軽減策として講じ、自己負担金 3000 円で接種できるものいたしました。

今年度につきましては、国の助成金が終了したことを踏まえ、自己負担金の急激な増加を緩和するため、高齢者带状疱疹予防接種事業における自己負担金の考え方と同様に、国から示された標準的な接種費用 1 万 5600 円の半額を本市独自の軽減策として講じ、自己負担金 7800 円で接種できるものいたしました。

また、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は、自己負担金無料とすることとしております。

接種を希望される方は、直接実施医療機関で接種を受けていただくこととなるため、今後、10 月 1 日からの接種開始に向け、広報あおもりや市ホームページへの掲載、また、実施医療機関等へポスター配布などにより周知する予定としております。

本補正予算案として計上しております 2 億 2420 万 6000 円全額が新型コロナワクチンの接種に係るものとなっており、その内訳といたしましては、予診票などを印

刷するための需用費として 23 万 5000 円、予診票を医療機関へ送付するための郵便料などの役務費として 30 万 6000 円、公費助成分を医療機関に支払うための予防接種委託料などの委託料として、2 億 2366 万 5000 円となっております。

○館山善也委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

以上で私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目老人福祉費、高齢者生きがい事業について伺いをいたします。

昨年 9 月の総務省統計局のまとめによりますと、日本の総人口が減少する中で、65 歳以上の人口は 3625 万人と過去最多でありました。また、総人口に占める割合ですが、29.3%と、これもまた過去最高でありました。日本の 65 歳以上の人口の割合は、世界 200 の国・地域中でも最高であると。

65 歳以上の方の割合が約 3 割に上っている中で、社会参加に意欲を持っておられる高齢者の方が増えてきているところであります。こうした方々が体力に応じまして、地域社会で活躍できる環境の整備、これは常に欠かせない取組であります。

そこで質疑をいたします。高齢者生きがい事業の補正予算の内容をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 工藤夕介委員からの高齢者生きがい事業の補正予算の内容についての御質疑にお答えいたします。

農作業を通じて、高齢者の健康づくりや介護予防を支援する高齢者生きがい事業の一環として、雲谷地区に高齢者健康農園を開設しており、施設として休憩所と倉庫を有しております。

そのうち、倉庫につきましては、令和 4 年度と令和 5 年度に実施された建築物及び建築設備定期点検におきまして、施設の老朽化による外壁のひび割れなど多数の指摘があったことから、利用することが危険であると判断し、令和 6 年 4 月から、その利用を禁止し、今後解体予定としていたものであります。

こうした中、令和 7 年 1 月下旬に農園管理の受託者が、積雪状況等の確認のため、現場を訪れたところ、積雪により倉庫が倒壊していることを確認したため、雪解け後には、倉庫周辺への立入りを禁止するほか、利用者への注意喚起をするなどの対策を講じたところであります。

倉庫周辺には家屋等はなく、二次被害は発生しておりませんが、今後の台風や大雨などによる被害拡大を防ぐため、早急に対応する必要がありますことから、高齢者農園の倉庫の解体に係る工事請負費 1437 万 7000 円を補正予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○館山善也委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

ただいま、補正予算の概要、また、事業の内容についてお示しをいただきました。

高齢者生きがい事業の取組であります、今後ますます、これまでも増して重要になってまいります。地域社会への参画、これは高齢者の方におかれましても、生きがいの取組になりうることであります。

令和6年版高齢社会白書によりますと、65歳以上で社会活動に参加している方は参加していない方よりも生きがいを感じている方が多いとの結果でありました。

高齢者の活躍の場は、雇用、また、シルバー人材センター、自治会やボランティアなどといった社会貢献、様々形態があります。また、実際に何をしていったらいいかわからないといった声も、結構ありますようで、興味を持っているのだけれども、具体的な一歩を踏み出せない方に、いかに寄り添うかが求められているところであります。

少子・高齢化社会にありましては、豊富な人生経験と知見を持つ高齢者の方が積極的に社会に関わる姿、これは地域の大きな活力にもなり、生きがいづくりにもなると確信するところであります。そして、本市におかれましても、今、部長からお話がありました高齢者生きがい事業を推進しておられることと思います。

そこで再質疑いたしますが、高齢者生きがい事業の概要についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 高齢者生きがい事業の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

高齢者生きがい事業は、青森市内に居住する65歳以上の方々を対象に、高齢者の健康増進と介護予防を目的とした事業であります。

具体的には雲谷地区に高齢者健康農園を開設し、その参加者を対象に介護予防のための各種講座を実施しております。

高齢者健康農園は全360区画を有する農園であり、指導者による指導の下、ジャガイモや大根などを栽培する区画が160区画、利用者が自由に作付できる区画が200区画となっております。

各種講座といたしましては、健康農園周辺で春の新緑や秋の紅葉を楽しみながら、約1時間のウォーキング、夏と秋に収穫した野菜の有効活用と減塩など健康意識の向上を目的とした保存・加工方法に関する健康勉強会、自宅でできるエクササイズや筋力トレーニングなどを指導する体力トレーニング、収穫した野菜の活用方法や栄養バランスを考慮した調理法を学ぶ調理教室を実施しております。

○館山善也委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

高齢者生きがい事業の概要、また、農園を御活用されているということで、お伺いいたしました。

農園を生きがいや健康増進等に活用する取組というのは大変有効でありまして、私も20年ほど前、東京のある専門学校で園芸療法について学んだ際に、農園もしくは菜園、花壇などを活用した心身の健康づくり、これは今後活発になっていくであろうと。参加していく方もまた、これからどんどん増えていくであろうということを、当時、共に学んでいた仲間と意見を交わしたことを思い起こしたところであります。

農園を活用したこの生きがい事業の取組ですけれども、植物の日々の成長ぶりに関心を払う、そして、握力を鍛えるために両手を使い、しっかり握って作業する、はさみなどを利用して細かい作業を行う、こうした行動過程が健康増進に寄与すると言われているそうであります。また、手指を動かすことによりまして、脳の血流量が増えまして、脳の活性化や認知症の予防、運動機能を高める効果が期待できるという点もありまして、やりがいも得やすいと。

さらに近年は、年代や世代などに関係なく、農園・菜園等に親しむ方が非常に増えてきている傾向にもあります。心身の健康増進に直結でき、おいしい野菜や果物、あるいはきれいなお花を育てて植物の成長を見守っていき、やがて実を結ぶと。こうしたすばらしい取組を、ぜひ続けていただきまして、これからも多くの方が参加できるようにしていただきまして、充実度を増したものにしていっていただきたいと心より願うところであります。

そこで、確認の再質疑をいたします。倉庫を解体するとの御答弁でございましたが、事業の運営に支障は本当に生じないのかお伺いをいたします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。事業に支障がないのかという御質疑になります。

先ほども御答弁申し上げましたが、令和6年4月に利用を禁止し、解体予定としておりましたので、今後、今回の解体によって事業に支障はありません。

以上でございます。

○館山善也委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

安堵いたしました。生きがい事業の取組ですね、健康寿命や活動寿命を延ばす上で、大いにこれからも取り組んでいくべき取組であると思います。

そうした中で、以前から注目されてきておりますのが、行政と連携した公共的な地域活動や、環境、貧困など社会的な問題の解決を事業とするソーシャルビジネス、いわゆる社会的企業であります。他都市の参考事例であります、島根県雲南市における住民組織の活動があります。

小学校の学区ほどの地域ごとに住民が団体を設立しまして、行政と協働で高齢者の見守りや、児童の放課後預かり、そして特産品の生産・販売など、地域の実情に応じた事業に取り組んでいるそうであります。

この取組の中心になっておられるのが高齢世代の方々であります。生きがいを持てる地域活動事業として、効果を上げている一つの参考事例であります。

今後、こうした取組にも、多種多様な対応が求められることも考えられる点から、本市の今後の取組、向上の参考にしていただければと思います。生きがいと安心感を持って生涯を全うできる社会の構築には、今後、総力を挙げて取り組んでいかなければなりません。単身者の方の孤独感、社会的な孤立軽減のため、社会とのつながり、他者との関係構築をしやすい環境づくり、そしてまた、孤独・孤立の防止にも力を注いでいかなければなりません。

今後のさらなる高齢者生きがい事業の取組に大きく御期待を申し上げまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 0 時 55 分からといたします。

午前 11 時 53 分休憩

午後 0 時 55 分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目土地改良費に関連して、農道の補修について質疑いたします。

今般、補正予算の中で、県の補助金を使った被災施設園芸農家支援事業、そして被災施設畜産農家支援事業といった豪雪被害に対する農業施設への支援策が提案されております。一方で、農業者からは、大雪や大雨によって農道に架かる橋が壊れたとか、それから農道そのものが破損してしまったといった声が寄せられております。

そこで、農業者から農道等の整備要望があった場合の対応についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の農道等の整備要望等への対応についての御質疑にお答えいたします。

本市が管理する農道や農業用水路等の農業用施設については、その多くが砂利道や土水路となっております。

農道や農業用水路等の整備要望につきましては、現地確認の上、農業基盤改良事業及び農道補修事業において対応しているほか、農道の穴埋めや横断水路の閉塞の解消等の軽微なものにつきましては、職員が直接対応しているところであります。また、地域の水利組合等の農業者団体が行う農業用施設の小規模修繕や補修につきましては、農業土木工事支援事業において工事材料を支給し、対応しているところであります。なお、受益面積が大きな規模の農業施設につきましては、国や県の補助事業を活用し整備しているところであります。

これら事業の実施に当たりましては、緊急性や受益面積、整備内容、優先度等を総合的に判断しながら、計画的に対応しているところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 大きく分けて、市が行う農業基盤改良事業などと、それから事業者が行う農業土木工事支援事業という2つ種類があるかと思います。

まず、農業基盤改良事業からですが、令和6年度の実績についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業基盤改良事業に係る再度の御質疑にお答えいたします。

農業基盤改良事業につきましては、農道や水路など農業用施設の保全や機能維持を目的といたしまして、老朽化や機能が低下した施設を緊急性や施設の重要度及び広域性などを考慮し、計画的に改修工事や維持修繕を行う事業であります。

令和6年度の実績につきましては、改修工事として、農道のアスファルト舗装工事及び水路の補修工事の2件、その他農道及び水路等の軽微な修繕につきましては、12件となっております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 合わせて14件ということでした。

次に、農業土木工事支援事業の令和6年度の実績についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業土木工事支援事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

農業土木工事支援事業につきましては、農業を行う上で欠かせない農道、水路等の農業用施設の機能を保持するため、定期的な補修が必要となりますことから、農業者等が自ら行う小規模な補修工事に対し、木材や破砕等の工事材料を支給し、農業用施設の機能保全が継続されるよう、本市が支援を行う事業であります。

令和6年度の実績につきましては、42件の申請があり、これに伴う工事用資材の支給に要した経費は413万7397円となっております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 実績了解しました。

それで、私のところに相談をしていただいた方が、実際に市に相談したところ、この農業土木工事支援事業を案内されたということで、申請をすればいいというような案内されたということでした。

ただ、そもそも、その問合せをするまで、この事業そのものを知らなかったということでした。

周知方法についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業土木工事支援事業の再度の御質疑にお答えいたします。

これら事業の周知等につきましては、実際窓口にお越しいただいた農業者の方々、あるいは電話等で要望いただいた農業者の方々は現地で確認をしながら、その工事内容に応じて当該事業が最も効果的だという場合には、直接農業者の方に、こういう事業がありますという御案内をしながら、対応させていただいてるところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 つまり受け身と。いわゆる受け身ということだと思えるんですけれども、例えば市のホームページを見ても、農林水産業から農業のページを見ていくと、多面的機能支払交付金、これは国の事業だと思いますけれども、この国の支援事業は紹介されていても、こうした、せっかくやっている市の独自の支援策っていうのが載っていないわけです。

広く知らせる工夫というのが必要ではないかと思えますけれども、見解をお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

農業用施設の改修あるいはその基盤の改修につきましては、先ほど3点の事業を御紹介させていただいたほか、ただいま委員から御紹介のありました、地域の農業者が一体となって地域の農業の環境を整備する多面的事業等の事業もあります。

こちらは地域の農業者が自らのやりたい事業を自らの意思で、それに対して交付金を出しているという事業であります。

また、農業土木工事支援事業は先ほど言ったとおり、その資材を提供する事業であります。

その改修内容、改修の程度、また、その施設が公共の施設であるか民地の施設であるかなどなど、様々な要因があります。それに応じた対応をさせていただいてるところであり、農業者の皆様から御相談いただいた際には、最も適切な方法を御紹介しているところであり、引き続きそのような対応をさせていただきたいと考えております。

先ほど1回目の答弁の中で、農業土木工事支援事業の実績の中で、破碎等の工事

材料と申し上げましたが、正しくは碎石でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 なので、実際どの事業の対象になるのかというのが、いろいろ現場を見て見極めが必要だということだと思うんですけども、その前提として、入り口として、こういう事業がありますよ、だから相談してくださいっていうような市の発信が必要じゃないかというのが私の提起です。

そもそも知らない状態で、相談しに来てくださいと言っても、行かないですよ、なかなかそれは。やっぱりせっかくこういう事業をつくっているの、そうした周知の方法というのを工夫してほしいというふうに思います。

それで、農業土木工事支援事業は、当初予算額だと約 500 万円で、1 件当たり 10 万円ほどの補助だということなので、大体 50 件ほどの枠になると思います。

令和 6 年の実績だと、この事業は 42 件ということなので、50 件の枠には収まっているということでした。

周知を広げて、もしそれ以上に殺到したら困るということなのであれば、昨今の災害の頻発化等を考えればもっと予算額を増やすとか、そういったことも必要だと思います。

それから申請についてですけども、この申請は基本的に浪岡庁舎だというふうに伺っておりました。ただ、寄せられた声として、特に市内の農業者は浪岡まで申請に行くのが大変だという声もあります。

せめて青森地区のほうでも申請ができるようにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

農業用施設の相談をいただいた際には、基本的には現地を確認させていただいております。その上で、農業土木工事支援事業が最も効果的だという場合には、浪岡の窓口にお越しいただくこともありますし、本人から御希望があれば郵送での受付もしておりますので、そのような対応をさせていただきたいと考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 では、郵送も可能だということもぜひ周知をしていただきたいというふうに思います。

やはり最近、特に夏場、これからの時期になると思いますけれども、洪水など、水が上がってしまって、結構農道が傷んでしまっているというような声も聞きますので、こうした市の独自の支援策自体はすごく大事なことだと思う一方、それが知られていないというのは、やはり、もったいないなというふうに思うので、そこはぜひ御検討いただきたいというふうに要望してこの項は終わります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、民生委員について質疑を

行います。

今年は民生委員の3年に一度の一斉改選の時期です。

3年前の2022年6月議会で、成り手不足の解消策の一つとして、他自治体でも導入が進む民生委員協力員制度の導入を求めました。

その当時の答弁は、導入する考えはないということでしたが、その後、国の考え方も変わり、調査研究を進め、今年度中に結論を出すということになっております。

そこで、現在の民生委員協力員制度の導入に係る検討状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 赤平委員からの民生委員協力員制度についての御質疑にお答えいたします。

民生委員協力員制度は、少子・高齢化の進展や単身世帯の増加などにより、民生委員の重要性が高まる一方、民生委員の負担が増加し、担い手不足が全国的な課題となっており、こうした課題に対応するため、民生委員の活動をサポートする仕組みであります。

国におきましては、令和6年度から、民生委員協力員の設置に要する経費について、新たに補助対象としております。

本市におきましても、民生委員の負担軽減や担い手確保は課題と考えておりますことから、さきの令和6年第4回定例会において渡部議員からの一般質問に対しお答えしたとおり、民生委員協力員制度の導入について検討することとしたところであります。

具体的な検討状況といたしましては、現在、全ての民生委員を対象に、日々の活動状況や負担に感じておられること、また、民生委員協力員制度を導入した場合の活用意向などを把握するためのアンケート調査を実施しております。

今後はこの調査結果を踏まえまして、青森市民生委員児童委員協議会を通じて民生委員の皆様と意見交換を行いながら、本制度の実施について慎重に検討を進めてまいります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 結論を今年度中に出すということなので、ベストなのは、改選の12月に合わせての導入だと思いますけれども、ただ、意見交換を踏まえて慎重に議論していくということだったので、それに間に合わない場合も当然考えられるわけですが、新しい民生委員の――3年が任期ですけれども、その任期途中であっても、場合によってはこれを導入するということも考えているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 民生委員の一斉改選の時期、今回の3年間のうちに導入するかどうかについての再質疑にお答えいたします。

現在、民生委員の皆様にご協力いただき、日々の活動状況や、負担に感じておられること、また、協力員制度に対する御意向などを把握するためのアンケート調査

を実施しているところであります。

今後は、この調査結果を丁寧に分析した上で、青森市民生委員児童委員協議会を通じて、現場で活動されている委員の皆様と十分に意見交換を重ねてまいりたいと考えております。その中で、制度設計について慎重に協議を進める必要があります。

こうしたプロセスが必要となりますことから、現時点で具体的な導入時期を明言することは難しい状況であります。

以上でございます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そもそも、私が3年前に質問したときに、この協力員制度を導入してほしいというふうに訴えたのは、まさにその当時、前回の改選期のときに、後継ぎに悩む民生委員さん自身からこの声が寄せられました。

それで、協力員制度は、様々な業務が民生委員に降りかかっている中で、実務作業を手伝ってくれたり、新たな担い手の掘り起こしにもつながっているということなので、民生委員の負担軽減、それから人材おこしに意義があるものだと思います。

それから一方で、負担軽減という点では活動費の問題もあって、民生委員は基本的に無報酬ですが、その分、活動費という形で自治体から支給されています。

青森市の場合、この活動費については国からの交付金分、つまり基準分の6万200円が支給されていますが、ただ一方でその中で、民児協の会費として1万4000円が引かれ——引かれるといいますか、差し引いた額が、実際の支給額ということでした。ただ民生委員は様々な活動で持ち出し分も多い中で、この活動費についても今後は検討をしていただきたいというふうに思います。

負担軽減という点も、ぜひ併せて今後は考えていただきたいと要望して、この項は終わります。

最後、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費、市営住宅について質疑します。

現在、市営住宅の老朽化に伴うベランダの手すりのさびなど大規模修繕以外の補修に関する要望が、市民から多数寄せられております。

そこで、こうした修繕事業についての判断基準についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅の修繕についての御質疑にお答えいたします。

本市では、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、令和7年5月31日現在、青森地区で21団地115棟、浪岡地区で6団地29棟、合計27団地144戸の市営住宅を管理しておりますが、老朽化が進んでおり、入居者様から様々な御相談をいただいているところであります。

これら様々な御相談に対しましては、現場確認の上、入居者の安全確保及び日常生活に支障を及ぼすものとして、修繕が必要と判断したものについては、速やかな

対応に努めているところであります。

特に給水管の劣化による漏水は、入居者が飲用水等を確保することが困難になること、排水管の詰まりは、住戸に異臭や汚水があふれるなど、入居者の生活に大きな影響がありますことから迅速に修繕を行っているところであります。

また、バルコニーの手すりにつきましては、腐食によるぐらつきがある場合は、危険度が高いことから優先的に修繕を行っております。

今後につきましても、入居者の生活に与える影響を考慮し、個々の事案の緊急度を勘案しながら、市営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 緊急度を見極めてということですが、もはや何年たってもいつまでも修繕されないといった声が寄せられております。

それが例えば、幸畑第3団地・第4団地・第5団地のベランダの手すりがさびて朽ちている状況だということでした。

青森市公営住宅等長寿命化計画の中には、国が示す公営住宅等長寿命化計画の策定指針が示す修繕周期表が載っており、その中では、今ありました、例えばバルコニーの手すりなどの鉄部の塗装の修繕周期は6年とされております。取り替えは36年ということでした。

幸畑第3団地でいえば築50年という規模になるわけですがけれども、先ほどバルコニーなんかは揺れがあった場合、緊急性が高いというような答弁があったかと思えますけれども、この塗装について、最後、作業したのはいつか分かりますでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅の修繕についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどバルコニーの手すりということで、いつかっていうことだと思いますけれども、個々のそれぞれの老朽化度合いですとか、修繕の必要度合いに応じて個々に作業しているものもありますので、一概に以前いつやったかということをお答えすることはできませんけれども、入居者の方から、例えば朽ちていたりとか、ぼろぼろ落ちていたりとか、そういったところでほかの入居者の方に危害が及ぼす場合であったりとか、そもそもその構造上の問題があったりとか、そういった危険性を判断した上で、修繕対応を行っているということでもあります。

以上でございます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 実際この国の修繕周期に全て従うのはなかなか難しいとしても、ただ近づける努力は必要だというふうに思います。やはりさびた状態、ぼろぼろの状態では、やっぱり入居している人の安心を担保できないというふうに思うわけです。

もう1つ、ちょっと聞き方を変えますけれども、令和6年度の修繕の相談件数と対応件数についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和6年度の市営住宅に関する修繕相談件数と対応件数についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅の修繕に当たりましては、給排水、電気設備など、いわゆるライフラインに直結した不良箇所の修繕を優先しながら、継続的かつ安定的に安全・安心な住環境の提供に努めているところであります。

令和6年度に青森地区の指定管理者に対して、入居者から寄せられた様々な相談のうち、修繕に関する相談件数は1273件でありました。

このうち、修繕が必要と判断した件数は941件で、年度内に修繕対応した件数は874件、残余の67件につきましては、相談時期が年度末に近かったことにより、翌年度に発注したものでありますが、現在は修繕が完了しているものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そもそもの相談件数が1200件を超える件数が寄せられていると。それだけ老朽化も進んでいるということなんですけれども、そのうち対応が9百何件ということで、対応がなかなか間に合っていないというふうに思うわけです。

当然、市営住宅の維持修繕費の中に、こうしたところに対応するような緊急対応分の費用があると思いますけれども、それが結局は実態に見合っていないのではないかなというふうに思うわけです。ここはぜひ考えた予算措置というのが必要だというふうに思います。

次に、新しく入居する人への対応策についてです。

単身入居のニーズが高まっております。第3期青森市住生活基本計画の中では、施策展開の中で居住状況のミスマッチの解消に努めるという記載があります。

以前質問した際には、この文言が意図することは、まさに単身入居のニーズ拡大も踏まえた対応が必要だという旨の答弁がありましたが、第2期計画にもこの記載があった中で、これまでの取組についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市住生活基本計画に記載する住居状況のミスマッチの解消に向けた取組についての御質疑にお答えいたします。

本市では雪や災害に強く、環境と調和した効率的で快適な住生活環境の確保と向上を目指して、平成21年2月に青森市住生活基本計画を策定し、平成30年3月には第2期計画を策定いたしました。

このような中、令和3年3月に変更された全国計画及び令和4年3月に改定されました青森県住生活基本計画に即するとともに、本市の社会経済情勢の変化を踏まえ、第2期青森市住生活基本計画の見直しを行い、令和7年3月に第3期青森市住

生活基本計画を改定いたしました。

市営住宅は本来、家族世帯の入居を前提としつつ、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある方につきましては、単身での入居を可能としているものであります。

また、平成 17 年の国土交通省からの通知により、近年、入居者の高齢化等に伴い単身世帯が増加し、入居承継が適切に行われず入居し、入居に当たっての公平性が損なわれる場合があるため、入居承継の厳格化を行うこと、単身世帯が結果的に家族世帯の広い住戸に入居することで、通常より多くの便益を得ていると評価し、その便益を家賃算定に反映することにより、住み替えを促進し、ミスマッチの解消に活用することも可能であることが示されたため、本計画におきましても、市営住宅への入居の公平性・公正性を確保するため、入居者選考方法の在り方や入居承継の厳格化についての検討を進めるとともに、同居人数の変動による居住状況のミスマッチの解消に努めることといたしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 以前は、入居に対する同居人要件の廃止について提案したわけですが、今回は別の考え方として、現在市営住宅が採用している面積基準はほとんどが最低居住面積水準といって、まさに健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な最低基準が採用されていると思います。一方で、面積の考え方がもう 1 つあって、それが誘導居住面積水準、これは豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルを想定した場合の水準とされております。

市の長寿命化計画を見ると、この 2 つの水準の場合、何人世帯が想定されるのかということが示されております。例えば、現在単身入居を認めているところと同規模の部屋が誘導居住水準では単身相当というふうに示されていたりだとか、現実的に、市も単身入居に対してはやっぱ問題意識を持っていると思うんです。

そうした中で、民間アパートにもこの高齢者の単身者が断られているケースも多い中で、この誘導居住面積水準を採用する戸数を増やしていくことも必要だというふうに思いますが、市の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅の入居要件についての再度の御質疑にお答えいたします。

国の住生活基本計画では、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準といたしまして、委員御紹介のとおり、誘導居住面積水準を掲げており、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型の誘導居住面積水準を単身者が 40 平方メートル、2 人以上の世帯が 55 平方メートルとなっております。

本市の市営住宅におきましては、単身入居できる住戸の規格は青森市営住宅及び

青森市特定公共賃貸住宅管理運営に関する取扱要綱に基づき、青森地区の居住室数が原則として2室以下または住戸専用面積 43 平方メートル以下の規模のものとしたしておりまして、都市居住型の誘導居住面積水準の単身に相当するものであります。

このことは、単身世帯や家族世帯及び多家族世帯の入居に当たっての公平性を図っていくものでありますけれども、近年、単身入居に一定の需要があるとともに家族世帯住戸の空き室が増加しているところでもあります。

この誘導居住面積水準につきまして広くしていくということも1つ考えられるところでもありますけれども、単身者の入居を受け入れることにつきましては、住宅使用料が単身相当の住戸に比べ高額となることや、今後、入居を希望する単身世帯と家族世帯のバランスも考慮する必要がありますことから、青森市住生活基本計画に記載しております居住状況のミスマッチの解消と併せ、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 市が示す要綱の中の2室以下または 43 平方メートル以下、これが戸山の場合は、単身世帯を受け入れているのが2Kの間取りで、2室以下に当てはまると思います。

幸畑の場合は43平方メートル以下だということで、この要綱を例えば見直せば、可能性があるのは例えば野木和第2団地・第3団地の2LDK、54.12平方メートルも、こういうところも受入れをすれば、今単身入居可能な市営住宅というのは、地域的に見てもやはり偏りが生じているというふうにも思うので、そういったことも考えて、ぜひこうした見直しというのは進めていただきたいというふうに思います。

やはり、単身入居希望者、特に高齢者が全国的にも増えている中で民間アパートに断られる、そうした受皿整備というのは必要だと思いますので、ぜひ検討していただきたいということを要望して私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 立憲民主・社民、小熊ひと美です。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、地球温暖化対策に関連して質疑をいたします。

今年度の地球温暖化対策推進事業の当初予算1111万7000円のうち、地球温暖化対策実行計画推進事業の予算1022万7000円の内訳を示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 小熊委員からの当初予算の1022万7000円の内訳についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度当初予算における地球温暖化対策実行計画推進事業1022万7000円の

内容としたしましては、1つに、市有施設等への再生可能エネルギー導入可能性調査に係る経費として950万4000円、2つに、事業者向けの省エネ最適化診断受診費用補助に係る経費として20万円、3つに、省エネ行動普及啓発リーフレット作成・配布に係る経費として52万3000円となっております。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

地球温暖化対策実行計画推進事業の予算の内訳は、市有施設などへの再生可能エネルギー導入可能性調査が950万4000円、そしてもう1つが事業者向けの省エネ最適化診断受診費用補助が20万円、省エネ行動普及啓発リーフレット作成などが52万3000円ということでした。

聞き取りでは当初予算では、この実行計画推進事業、このほかに地球温暖化に対する啓発事業とクーリングシェルター事業の予算89万円も含まれるということでした。当初予算の内訳を見ますと、市有施設などへの再生可能エネルギー導入可能性調査に950万4000円、これがメインとなっていると思います。

今年の調査結果を基に、来年度はぜひ市有施設への太陽光発電設備などの設置50%を目指す、こういう取組を期待したいと思います。

では、次の質疑です。

6月補正で追加された地球温暖化対策実行計画推進事業の予算9096万1000円をもって行います、省エネ家電、太陽光発電設備・蓄電池及びEV自動車等の充電設備への買換えと設置への補助金に関連して、その見込み件数と併せて、この補助金の交付条件をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 6月補正予算の9096万1000円の見込み件数及び補助金交付条件についての御質疑にお答えいたします。

本定例会本会議3日目に追加提出させていただきました地球温暖化対策実行計画推進事業に係る9096万1000円の増額補正予算案につきましては、本年1月27日開催の令和7年第1回市議会臨時会におきまして、令和6年度補正予算として御議決いただいた、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電等への買換え等に対する市民向けの補助金について、好評につき予算額を超過する見込みとなったことから、今後も支援を継続する必要があると判断し、提案したものであります。

なお、国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としております。

お尋ねの本補正予算案の見込み件数であります、当該補助金の補助対象は、省エネ家電等の買換え、太陽光発電設備・蓄電池の設置及び電気自動車等充電設備の設置の3つに区分しておりまして、それぞれの見込み件数の積算に当たりましては、4月1日受付開始からこれまでの実績件数を基に、申請受付期限までの5か月間の件数を見積もったものでありまして、省エネ家電等の買換えは703件、太陽光発電

設備・蓄電池の設置は 182 件、電気自動車等充電設備等の設置は 13 件を見込んで積算したものであります。

次に、補助金の交付条件であります、申請者が青森市民であること、市内の居住する自宅に設置すること、新品未使用品であること、市内の販売店で購入したものであること、令和 7 年 12 月 31 日までに購入し設置完了すること、対象製品の購入に当たりましては、国等の補助制度による補助を受けていないことなどを条件としております。

なお、当該補助金の申請受付期間は本年 11 月 28 日までとしており、予算がなくなり次第、申請受付を終了することとなります。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 本年 1 月の臨時会で議決した省エネ家電への買換え、太陽光発電設備・蓄電池及び E V 自動車等の充電設備の設置への補助金、これが好評だったので、今定例会でこれを継続するということになったということです。

国からの令和 6 年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の 9096 万 1000 円を補正予算として充て増額することを提案したと。見込み件数としては、4 月 1 日の受付開始からこれまでの実績を基に、省エネ家電の買換えは 703 件、太陽光発電・蓄電池の設置は 182 件、E V 自動車の充電設備 13 件を見込んでいるとしております。

今回の交付条件は、既に 4 月から実施している補助金の条件と同じ、青森市民であるとか、居住地が青森市であるとか、同じということでした。

受付期間は本年 11 月 28 日まで、予算がなくなり次第終了ということですので、先着順ということで考えて、ぜひ広く市民に利用をしていただくように、この周知徹底をお願いしたいと思います。

では、次の質疑です。

この補助金の 4 月からの実績を示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金の 4 月からの実績についての御質疑にお答えいたします。

本年 4 月 1 日から申請受付を開始した当該補助金の 5 月末時点での交付決定件数につきましては、省エネ家電等の買換えにつきましては、エアコンが 138 件、電気冷蔵庫が 207 件、給湯器が 45 件、太陽光発電設備・蓄電池の設置につきましては、太陽光が 28 件、蓄電池が 25 件、電気自動車等充電設備の設置につきましては、1 件となっております。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 4 月 1 日から 5 月末までの 2 か月間の実績を御紹介いただきました。

国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の 9096 万 1000 円を温暖化対

策に充てていただき、補助金事業が継続となったのはとてもよかったと思います。

太陽光発電と蓄電池をぜひセットで設置していただいて、省エネ効果を上げていただくことを望んでおります。

ただそれ以外では、当初予算のうち、啓発活動と調査以外の本市独自の対策、これは事業者向けの省エネ最適化診断の 20 万円だけということになるかと思います。

昨年、せっかくゼロカーボンシティ宣言をしたのですから、次は、温室効果ガス削減のための本市独自の市民に向けた具体的な活動の提案をぜひお願いしたいと思っています。

また、EV車の充電設備の補助金に関連して、市役所で使用する自動車のEV化、これもぜひ進めていただくよう要望しまして、この項を終わります。

次に、令和 7 年度予算に関する説明書 135 ページより、花岡プラザ温泉改修事業に関連して質疑をいたします。

花岡温泉は井戸の老朽化で、昨年度新たな温泉井戸を掘るということでしたが、令和 6 年度に入札ができませんでした。

今年新たに入札を行った温泉井戸掘削事業の契約金額と今後のスケジュールをお尋ねします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 小熊委員からの花岡プラザ温泉改修事業についての御質疑にお答えいたします。

花岡プラザの温泉井戸につきましては、掘削してから 40 年以上が経過しており、老朽化に伴う井戸内部のパイプの劣化が著しく、湯量の減少や温度低下など、施設の運営に支障を来しておりますことから、令和 7 年第 1 回定例会におきまして、令和 7 年度から令和 8 年度までを期間とする債務負担行為を設定し、新たな温泉井戸の掘削と水中ポンプの設置等の工事を行うこととしたものであります。

工事の契約につきましては、本年 5 月に入札を実施し、6 月 3 日に市内の事業者と契約金額 1 億 3178 万円で契約を締結したところであります。

今後のスケジュールといたしましては、9 月頃を目途に県に対し、温泉掘削許可に係る申請を行い、10 月頃に予定されされております青森県環境審議会での審議を経て、県知事からの許可を受けた後、周辺の温泉への影響調査を実施した上で、令和 8 年 1 月から掘削工事を開始し、5 月に電気・配管・排水等の設備工事、8 月に県に対する動力許可手続などを経て、ポンプ設置工事を行う予定としており、令和 8 年 10 月には新たな温泉井戸への切替えを完了したいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

令和 7 年度から 8 年度の 2 年度にかけて 1 億 3652 万 1000 円。この債務負担行為を設定しており、今年 5 月の入札で市内の事業者と 1 億 3178 万円で契約して、来

年、令和8年10月頃には新たな温泉に切り替わる予定ということでした。

ひとまず、温泉掘削事業が無事契約となってよかったと思います。浪岡振興部の皆さんも大変御苦労さまでした。花岡温泉のファンの市民の方、たくさんいらっしゃいます。私もその1人です。新しい温泉井戸で豊かな湯量でバイブラも復活して、利用する方が増えることを期待いたしまして、完成を待ちたいと思います。

以上でこの項を終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費5目福祉館費、福祉館改築事業に関連して質疑をいたします。

桜川福祉館を利用している方から、改築事業が延期になったという話を聞いたが、どうなっているのかと問合せがありました。桜川福祉館改築工事の進捗状況を示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 小熊委員からの桜川福祉館の改築事業の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

桜川福祉館の建て替えにつきましては、令和6年5月13日と8月8日に地域説明会を開催して、現在の施設の機能や規模を基本とした改築の方向性及び集会室等の広さや配置などについて、本市の考えをお示しし、地元町会からの御意見等を踏まえ、新施設の設計作業を進めることといたしました。

その地域説明会では、令和7年5月から解体及び建設工事を進めると説明していましたが、令和7年度の当初予算編成過程の中でスケジュールの見直しが図られ、令和7年度は解体工事のみとし、令和8年度以降に建設工事を行うこととなりました。

このことから、令和7年3月には桜川福祉館が所在する南部第10区と南部第7区の連合町会長にスケジュールの見直しについて説明し、改めて6月23日に地域説明会を開催し、見直し後のスケジュール等について説明する予定であります。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

令和7年5月から解体建設工事を進める予定だった桜川福祉館の改築は、今年の当初予算編成の過程で、今年度は解体のみ、令和8年度以降に建設工事を進めることになったということでした。

その間、地域住民への説明会は令和6年5月と8月に行い、スケジュールの変更については今年3月の時点で町会長には説明を行い、地域住民に対する説明会は来週6月23日に予定していると、こういうことでした。

では、桜川福祉館の改築事業が延期となった理由、そして、今後のスケジュールを示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 改築事業が見直しになった理由と今後のスケジュールにつ

いての再度の御質疑にお答えいたします。

桜川福祉館の改築事業のスケジュールが見直しになった理由につきましては、令和7年度の当初予算編成過程の中で、昨冬の豪雪災害の影響により、本市の予算編成が大変厳しいものとなったため、市全体の判断として、建て替えのスケジュールが先送りとなったものであります。

今後のスケジュールといたしましては、現在の施設を本年8月末で休館とし、9月から解体工事を進めていく予定としており、令和8年度の当初予算における建設工事費の予算等関連議案について御審議をいただいた上で建設工事に着手し、令和9年1月までに完成となるよう努めてまいります。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

昨年冬の豪雪災害がここにも影響して、今年度の予算編成が大変厳しく、市全体の判断として桜川福祉館は、今年度は解体のみ、建設は来年度に先送りとなったと、こういうことでした。

また、いろいろな都合で住民への説明会開催が6月にずれ込んでしまったということも、聞き取りの際に分かりました。

昨年5月と8月の説明会では、福祉館の周辺住民に対して、市からスケジュールの説明があったようですが、福祉館利用者への呼びかけはなかったと聞きました。

毎週福祉館を利用している方の中には、閉館中の活動をどこで行うか心配されている方もいらっしゃいます。福祉館の使い勝手についても、利用している市民の声も聞くべきではなかったかと感じます。

来週6月23日に行われる説明会には、付近の住民だけではなくて、福祉館に登録している利用者にも参加を呼びかけていただきたいと思います。

豪雪の被害がここまで及んでいるということで、建設の遅れは仕方のない面もありますが、この間の事情を市がきちんと説明して、住民と利用者の理解と協力が得られるよう周知をよろしくお願いします。

以上でこの項を終わります。

次に、4款衛生費3項斎場費1目斎場費、青森市斎場建替事業に関連して質疑をいたします。

青森市斎場の建て替え事業の進捗状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 小熊委員の青森市斎場建替事業の進捗状況についての御質疑にお答え申し上げます。

青森市斎場建替事業につきましては、令和5年12月の市議会定例会におきまして、契約議案などの御議決をいただいた後、令和6年度には設計業務を終了し、斎場本体の建設工事に着手いたしました。

現在は基礎工事の工程にありまして、その後は外部足場を組み、躯体を立ち上げ、

雪が降る頃までには外装工事などを終えまして、内装工事に移行する予定であります。

今後も工事の安全な施工に十分配慮しながら、令和8年8月の完成、そして10月の供用開始に向けて事業を進めてまいります。

以上です。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

令和6年度に設計を終了して建設工事に入り、現在は基礎工事の段階ということでした。

今年雪が降る前に外装工事を終えて、冬の間は内装にかかるということでした。

完成は予定どおり令和8年8月、供用開始予定は令和8年10月ということでした。

令和5年第1回定例会の予算特別委員会で、斎場建替事業を取り上げた際、斎場建設に当たって、地球温暖化対策について、当時の部長の答弁では、事業者選定に当たって、要求水準書で再生可能エネルギーの活用、省エネ対策で創意工夫のある提案を評価すると、こういうお答えでした。

その際、要求水準書にぜひソーラーシステム設置を条件に加えることを要望いたしました。その後どうなったのかお聞きしたいと思います。

新たに建設される青森市斎場における地球温暖化対策の取組として、現在の青森市斎場で使用しているペレットストーブの継続やソーラーシステム導入の予定について示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市斎場の地球温暖化対策についての御質疑にお答えいたします。

新たに建設されます青森市斎場における地球温暖化対策の取組といたしましては、火葬場という施設の特性上、最も二酸化炭素排出に影響のあります火葬炉について、エネルギーの省力化を実現できる高い性能の設備を導入することとしておりまして、環境負荷の低減と両立しつつ、電気と灯油の使用量を節減できることが主なものと考えております。

また、斎場内の空調設備につきましては、室内環境の快適性、室内環境の維持、機能性、搬送エネルギーの低減等の検討について要求した結果、パッケージエアコンによる空調設備が採択されましたことから、現在、青森市斎場における暖房設備であるペレットストーブは、新斎場においては採用しないものであります。

そのほか、建物へのソーラーシステムの導入については、事業者の提案はなかったものでありますが、場内の道路においては、ソーラー発電のLED街路灯の設置を予定しておりまして、一部再生可能エネルギーを活用することとしております。

以上です。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ペレットストーブは新斎場では使わないと。また、ソーラーシステムについても、事業者からの提案がなかったことから、導入はしないということでした。

事業者からの提案がなかったらやらなくていいということではないと思います。大変残念なお答えでした。

斎場の設計はゼロカーボンシティ宣言の前でしたが、今後はぜひゼロカーボンシティ宣言をした青森市として新しく建物を造る際には、ぜひソーラーシステムなどの検討をしていただきたいと思います。

では、次の質疑です。

私事ですが、数年前に、うちで長年買っていた犬が死んだとき、斎場にお世話になりました。

その際、動物の焼却炉は、建物の裏手にあるということで、愛犬の遺体は斎場の外玄関のアプローチで職員に引き渡しました。愛犬にお別れをする場所も時間もなく、遺体を入れた箱を担当の方が建物の裏へ運んでいかれ、私たちは斎場の中に入るのはちょっとはばかりまして、自主的に駐車場の車の中で待っていました。建物の構造のこともあり、人間の火葬とは扱いが違うことは理解いたしますが、正直に言いますと、あまりにあっさりとしていて、ちょっと寂しい思いがいたしました。ペットを飼っている市民の皆さんもたくさんいらっしゃいます。

新たに建設される青森市斎場では、動物火葬についてどのように変わるのか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市斎場の動物火葬についての御質疑にお答えいたします。

現在の青森市斎場における動物火葬は、青森市斎場とは別棟にあります火葬炉でペットの火葬を行うため、建屋前での遺体の引渡しとなりまして、利用者には青森市斎場の待合室などでお待ちいただくこととしております。

新たな青森市斎場における動物火葬は、火葬炉を斎場内に整備するため、利用者は斎場内においてペットの遺体を引渡し、そのまま隣接する専用の控室でお待ちいただくこととなります。

よって、火葬する直前までお見送りすることができるようになるものであります。以上です。

○館山善也委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 新しい斎場では、ペットの遺体の引渡しと火葬は斎場内で行われる。そのまま専用の控室で待つということでした。

ペットとの別れも火葬の直前まで見送ることができるようになるということで、大変ありがたいと思います。御配慮いただきありがとうございます。

以上で私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 創青会、木村淳司です。

まず、議案別冊「青森市一般会計・特別会計補正予算」12 ページに関連して、行財政運営について伺います。

令和 6 年度における普通交付税のうち除雪分、特別交付税の交付額、そして除排雪に係る国からの補助金額についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 木村委員からの地方交付税及び除排雪に係る補助金等についての御質疑にお答えいたします。

普通交付税のうち、除雪経費に係る基準財政需要額は、道路の面積及び延長を測定単位とする道路橋梁費、学級数を測定単位とする小学校費及び中学校費などの費目の中で、行政に要する経費が気候の寒冷または積雪の度合いによって割高になるものについて補正を行う、寒冷補正という補正係数を用いて算定されております。

本市の令和 6 年度の除雪経費に係る基準財政需要額は、21 億 8351 万 3000 円となったものであります。

次に、特別交付税は、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の算定方法によって捕捉されなかった特別の財政需要、例えば本市におけます豪雪災害など、これに対し交付されるものであり、交付時期は原則として 12 月と 3 月の年 2 回となっております。委員お尋ねの令和 6 年度の特別交付税交付額は、12 月と 3 月の合計で 47 億 1078 万 6000 円となったものであります。

次に、除排雪に係る国からの補助金等につきましては、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、いわゆる雪寒法に基づき、指定を受けた雪寒指定道路における除排雪費に対する支援として、社会資本整備総合交付金が交付されており、令和 6 年度における当初内示額は 2 億 1254 万 6000 円となったものであります。

また、令和 6 年度におきましては、全国各地で平年を大幅に上回る積雪を記録した状況を踏まえ、国が道路除雪費の追加支援を決定し、本市には社会資本整備総合交付金として、1 億 3163 万 4000 円、その他臨時特例措置として 7 億 800 万円が追加で交付されたものであります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 特別交付税 47 億円のうち約 26 億円が雪への対応分だったと、NHKで報道されておりました。

これを踏まえると、除雪費、除排雪費 74 億円のうち、普通交付税の寒冷補正分が 22 億円、特別交付税が 26 億円、補助金等が 10 億円、差し引いておよそ 18 億円が市の実質的な持ち出しとなります。つまり、豪雪なら国が全額出してくれるという認識は実際には成立していません。これは除排雪に限った話ではなく、ほかの分

野でも同様です。

青森市にはまず、細分化された外注契約を見直す——通信費、それから光熱費、固定費契約を見直す、歳入を少しでも稼ぐといった具体的な改革アクションが今すぐに求められていると考えます。

次に行きます。公有財産の広告掲載場所としての活用についてお伺いします。2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費に関連してお伺いします。公共空間の広告掲載場所としての活用は全国の自治体では当たり前になっています。

そこで質疑いたします。

まず、市の庁舎への広告掲載の現状についてをお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 木村委員の市庁舎への広告掲載の現状についての御質疑にお答えいたします。

市庁舎への広告掲載につきましては、現在、窓口部門を集約配置しております駅前庁舎におきまして、1 階駅前スクエアに、庁舎案内や周辺の公共施設等の場所を表示いたしました、広告付きの周辺地図案内板を設置いたしまして、自主財源の確保に取り組んでおります。民間広告に係る広告料収入等につきましては、令和 6 年度は 93 万 4608 円となっております。

また、駅前庁舎 1 階の市民課及び国保医療年金課窓口並びに待合スペースには、総合窓口の混雑緩和と待ち時間の快適化を図るため、自動音声と番号表示で案内いたします番号案内システムに加えまして、民間広告を表示・掲出するモニターを設置しております、その広告料収入により、モニター設置に要する費用や、設置後のメンテナンス費用を賄う等、本市の費用負担の軽減を図っております。

さらに、本市では、令和 6 年 9 月に策定いたしました、「青森市行財政改革プラン（2024-2028）」の具体的な取組方策の一つといたしまして、新たな広告料収入の確保を掲げておりまして、庁舎エレベーター等への広告の掲載や、庁舎内のパンフレットスタンドを広告媒体として活用することなど、広告料収入による新たな財源の確保を図ることとしております。

本市といたしましては、今後もさらなる広告料収入の確保に向けまして、他都市における先進事例等も調査しながら、庁舎内の新たな広告媒体としての活用可能性について検討してまいります。

以上です。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

行財政改革プランに広告収入の確保が位置づけられたのは大きな一歩だと思います。仮に数十万円の広告収入であっても、例えば部活動指導員 1 人 33 万円で雇用していますので、これを確保することができれば、大きな政策の前進につながると考えます。

次に、駅への広告掲載についてです。

青森駅自由通路及び東青森駅とおりゃんせ橋への広告掲載は法令等の観点から可能なかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木村委員の青森駅自由通路等への広告掲載についての御質疑にお答えをいたします。

青森駅自由通路及び東青森駅とおりゃんせ橋はどちらも市道であり、とおりゃんせ橋については橋梁としての位置づけとなっております。

これらの道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路法の規定に基づき、道路管理者への道路占用許可申請が必要となります。

また本市では、屋外に広告を表示する場合には、青森市屋外広告物条例におきまして「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的」に、禁止区域及び禁止物件等を規定しております。

東青森駅とおりゃんせ橋への広告掲載であります。橋梁につきましては、条例第5条に規定される広告物等の表示または設置の禁止物件となっているところであります。

次に、青森駅自由通路への広告掲載であります。当該通路は青森駅舎と一体の建築物であり、条例の適用外となりますことから、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであることなどの道路占用許可基準への適合いかんによって、当該広告の掲載の可否を判断するということになります。

以上であります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

まず、とおりゃんせ橋は橋梁であり、条例で広告の禁止物件になっているとのことでした。私が申し上げているのは、とおりゃんせ橋の外側に広告を貼ろうということではなくて、内側、人が通るほうに出してはどうかということです。

また駅の自由通路のほうは一体のため条例適用外とのことですが、とおりゃんせ橋も東青森駅の駅舎とつながっているのでもちよっと違いがよく分からないところではあります。とはいえ、今さら橋梁の位置づけを変えるというのは、事務上のハードルがちょっと高いのかなと思います。

ただ全国の事例を見ても、歩道橋をはじめとする橋梁にネーミングライツを表示したり、NEXCO中日本が管理する首都高速道路日本橋橋梁の橋桁部分に、東京都の許可を得て広告を掲載している事例があります。

青森市の屋外広告物条例でも、第8条第1項第4号、寄贈者名等を表示する広告物や、第3項第2号管理上の必要に基づきといった文言、こういった文言を根拠に公益目的の例外設定が可能であると考えます。東京都の条例にも同じような文言がありまして、これを根拠に恐らく首都高のほうは許可をしたと思います。

ほかの自治体を見ると、市民サービスのための財源を確保するためにあの手この手で広告を掲出しようと知恵を絞っているように感じます。豪雪への対応、インフラ老朽化、病院事業の経営危機など、これだけ財政が厳しいと言われる中でむしろどうすれば掲出できるか、青森市も必死の姿勢が必要だと私は思います。

さて、広告掲載場所は今やアナログの世界だけにとどまりません。本庁舎に市営バスのダイヤを示しているテレビのようなもの——デジタルサイネージと言いますが、こちらには広告が出ているようです。

そこで質疑します。

本庁舎入り口に設置している市営バスのデジタルサイネージについて、現在の広告掲載数と料金をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 市営バスのデジタルサイネージの現在の広告掲載数と料金についての御質疑にお答えいたします。

市役所本庁舎入り口に設置しております市営バスのデジタルサイネージは、本庁舎のほか、駅前庁舎、青森駅前発売所の3か所に設置しており、バス車内前方の運賃表示器に掲載しております広告と同様のものを掲載しております。

6月1日現在の広告掲載数は2者4件であり、広告料金は1件当たり月3万8500円、4件合計で15万4000円となっております。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

市営バスでは、バス車体のラッピングやデジタルサイネージなど、あらゆる場所を広告媒体として積極的に活用しており、まさにできることは全部やるという姿勢が見えます。こうした姿勢はぜひ市長部局でも見習うべきだと私は思います。

例えば、自由通路に交通案内や観光案内のデジタルサイネージを設置し広告を募集すれば、駅近くの飲食店や土産物屋さん、こうしたところが広告を出す需要は十分にあると考えます。

なお、最近では、青森県も庁舎内のエレベーターホールなどに広告を募集しています。注目すべきは、広告を個別に募集するのではなく、広告枠全体をまとめて一括管理する業者を入札で選定している点です。県には毎年、定額の広告収入が入り、業者はその範囲で広告を取りまとめて掲出することになります。

例えば青森市でも、本庁舎や青森駅自由通路、東青森駅とおりゃんせ橋といった人目に触れる場所を対象に、デジタルサイネージや掲出枠のパッケージを組んで、どこにどんな形で広告を出せるか提案してもらう形で広告代理店等に一括委託する、そういった入札スキームが考えられるのではないのでしょうか。既に他自治体では実績もある手法です。

確かに1件数万円の広告のために、事務処理をするのは非常に非効率です。ただ、この方式であれば、年に1回の入札だけで、広告掲載の有無にかかわらず、安定的

な収入が確保できるものと考えます。

公共施設はどうしてもお金がかかるもの、維持管理が大変なものというふうに見られがちですが、民間的な発想に立てばそれは明らかに資産です。資産であるならば、広告掲出やスペース貸出しなどを徹底的に活用することを考えるのは当然です。この意思こそがこれからの自治体経営に求められる民間力ではないでしょうか。

その観点から再質疑いたします。

サードプレイスを有料で貸し出すことについて、市の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 サードプレイスの有料貸出しについての再質疑にお答えいたします。

市役所本庁舎1階のロビー、エントランスホール、北のひろば及び南のひろばは、市民や本市を訪れます多くの方々の憩いの場、サードプレイスとして御利用いただいております。

ロビーでは、本市の各種施策、事業等の取組につきまして、情報を発信するためのパネル展示やイベントなどを開催しておりますほか、経済部交流推進課との共催等によりますイングリッシュカフェ、交流型日本語教室、オソンドソン韓国文化サロンなどが定期的に開催されております。

サードプレイスにつきましては、公民連携による新たな公共空間の利活用を図ることを目的に設置し、当時西市長に会長を務めていただきました、青森市リノベーションまちづくり推進協議会公共空間活用作業部会からの、公民連携を通じて行政と民間がそれぞれ強みを生かし、市民の役に立つ新たな価値を創り出す場として活用してほしいとの御意見を踏まえまして、青森市役所本庁舎サードプレイス使用要領を定めまして、令和4年5月から公民連携の利活用スキームによる運用を開始したものであります。

本庁舎サードプレイスは通常の公共施設とは異なりまして、庁舎の一部でありますことや、青森市リノベーションまちづくり推進協議会公共空間活用作業部会からは、単なる貸館ではなく、新たな価値を創出するような活用をすべきとの御意見もいただいておりますことから、現時点では有料貸出しをする考えはありませんけれども、今後におきましても、本市の各種施策事業等の取組について発信していく公共空間として、有効に活用してまいります。

以上です。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 現在の行政施策の広報、展示や行政と連携した交流イベント、こういった使い方も大切だと思います。ただそれだけが新たな価値なのかと考えると、少し視野が狭いようにも感じます。

市が認めたイベントなら無料で使っていい、それ以外は駄目というのは、結果として民間力を排除する構図になっていませんか。むしろこうした空間を有料でも使

いたいという需要があるのであれば、市としては少しでも収入を得る可能性があり、市民活動の多様性も広がります。有料化イコール営利イコール悪ではありません。サードプレイスはわざわざ庁舎スペースを拡張し、ガラス張りの空間にするというおしゃれ構造で相当な費用をかけて整備された空間ではないでしょうか。使われないう空間を死蔵することのほうが、よほどもったいないですし税金的にも非効率だと思います。

沖縄県南城市では、庁舎敷地を使つての朝ヨガ、夜の駐車場での野外映画上映などを民間に有料で貸し出して実施しているそうです。こうした市民発の小さな使い道が増えていくと、サードプレイスを造ってよかった、市役所は工夫をしていると市民にも感じてもらえると思います。

次に行きます。ふるさと納税、水稻の栽培について、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連してお伺いします。ふるさと納税返礼品としての米にも、昨今の米問題で人気が集まっていると聞いています。そこで質疑いたします。

ふるさと納税返礼品の米の在庫の状況についてお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 木村委員のふるさと納税返礼品の米の在庫の状況についての御質疑にお答え申し上げます。

本市では、昨年度4事業者がふるさと納税返礼品として米を提供しておりましたが、事業者から在庫が不足し、ふるさと納税返礼品としての提供が困難になったとの申出がありまして、はれわたりにについては、昨年6月下旬から、また、青天の霹靂及びまっしぐらについては昨年8月中旬から9月の新米の時期まで、ふるさと納税返礼品の受付を一時的に停止いたしました。

このことを受けて、本市では、これまで米を提供してきた4事業者に対し、米の在庫のさらなる確保をお願いしたほか、事業者を新たに1者増やし、提供体制の強化を図ってまいりました。このことによりまして、今年に入ってから米の申込件数が急激に増加いたしました状況の中で、特に4月から5月にかけては、昨年と比較して約9倍に増加した申込にも対応してきたところです。また在庫についても、事業者に聞き取りをしたところ、9月の令和7年度産米が流通し始める時期までは提供できる見込みであるとの回答を得ておりますことから、引き続き事業者と連携を密にして、在庫状況の把握に努めながら、米の返礼品を提供してまいります。

以上です。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 在庫確保の取組を進め、現時点では返礼品の在庫は確保されており、新米の時期までもつ見込みということでした。

ふるさと納税のお米の申込みも殺到しているということで4月から5月にかけては昨年と比較し約9倍になったと。そうした状況の中でも対応ができたということで、これは財政的にプラスになるチャンスを逃さなかったということだと思います。

対応だったと思います。一方で、今後もお米の返礼品需要がさらに盛り上がった場合に、お米を出したいと言っても作ってくれる人がいなければ出せないという現実突き当たるのではないかと懸念しています。

国では、農地について、地域計画の策定を各市町村に義務づけています。

そこで質疑いたします。

地域計画の概要についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 本市における地域計画の概要についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がありますことから、農地の集約化に向けた取組を加速することが喫緊の課題であるとの認識の下、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法を改正したところであります。

その主な内容につきましては、1つには地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地の姿を明確化した地域計画を各市町村において令和6年度末までに策定すること、2つに策定した地域計画を実現するため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めることとされております。

地域計画の策定に当たりましては、地域における農業の将来の在り方、農地の集積に関する目標及びその達成に必要な取組等を定めるとともに、農業者を含む地域住民との話し合いにより、地域の農業の担い手として、農地一筆ごとに10年後の耕作者を位置づけた一覧表とそれに対応した目標地図を作成することとされております。

本市の地域計画につきましては、市内19地域において策定することとし、農業委員会をはじめとする関係機関等と連携しながら、農業者への意向調査、地域での話し合いを重ねながら策定したところであります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 昨年度末に地域計画を策定されたとのことでした。

この計画では農地一筆ごとに10年後の耕作者を位置づけた一覧表と対応した目標地図を作成ということになっております。つまり、農地を耕作できる人に集約して大規模化するという方針が前提になっていると。ただ、現場では正直、国のもくろみどおりに進めるのはかなり難しいのではないのでしょうか。例えば、あなたは10年後、もう耕作していないだろうからこの人が代わりにやることにしますという計画を立案するのは厳しいと思います。

しかも生産力を仮に増やしたくても、幾つものハードルがあります。例えば、休耕地を田んぼに戻すのは非常に難しいですし、農地そのものだけではなく水路が埋まってしまっているなどの現実もあるとお聞きしております。また、機械購入のコストの問題もあります。大型機械を入れるには圃場整備された圃場である必要もあ

ります。つまり米の価格が上がったからといってすぐに生産量が増えるような、弾力的な市場ではないということです。

そこで質疑いたします。

青森市における主食用米の生産動向についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 主食用米の生産動向についての御質疑にお答えいたします。

本市における主食用米の作付面積は、令和 5 年産は、水稻作付面積全体の約 68% に当たる 2584 ヘクタール、令和 6 年産は、水稻作付面積全体の約 81% に当たる 3078 ヘクタールとなっております。観光需要の回復やインバウンド需要の増加等により外食需要の拡大などを背景に、主食用米の作付面積が増加しており、令和 6 年産は令和 5 年産と比較して、494 ヘクタール、約 19% 増加しております。

なお、各都道府県の農業再生協議会におきまして、国の需給見通し等を踏まえ、生産量の目安を設定しております。

青森県農業再生協議会における令和 7 年産米の生産数量目標は、前年比 107% に当たる 21 万 8972 トンとなっております。また青森県農業再生協議会から、本市農業再生協議会に示されました令和 7 年産米の生産数量目標は前年比 113% の 1 万 7373 トンとなっております。本市の農業者はこの生産数量目標を目安とし、現在、営農計画書を作成しているところであります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、青森市では、水田全体に占める主食用米の作付割合が令和 5 年度の約 68% から令和 6 年度の約 81% へと大幅に上昇したとのことでした。これは、水田の作付面積、水田が増えたということではなくて、農家さん自身が限られた作付の中でバランスを切り替えたということにすぎないと思います。

また、今年 5 月に公表された、今年 4 月時点での今年度の水田作付意向調査では青森市の主食用米の作付面積は 3078 ヘクタールと横ばいとなりました。既に昨年度の時点で主食用米に切り替えられるところは全て切り替えられたという現実だと思います。今後、高齢化等による離農がさらに続けば、生産現場はますます厳しい状況になると考えます。

ところで、ふるさと納税は予約販売のような形で受け入れることができますよね。例えば、青森市のリンゴは今のうちから今年の秋の発送分ということでどんどん予約受付が始まっています。

お米についても、今年度あるいは来年度や再来年度の収穫予定分を、あらかじめ予約という形で受け付けできる仕組みをつくってもいいのではないかと考えます。青森市でのふるさと納税返礼品による米の需要量は、現在 50 トンから 100 トンぐらいあるのかなと推測していますので、生産量全体の 1 % 程度にはなっています。

ふるさと納税はあくまで寄附ですから返礼品はお礼という位置づけで、いわゆる商取引とは違います。例えば農家の方が予約分として生産する予定として、その後、実際の生産量が万が一少なくなってしまうても、キャンセルが出てしまっても、返金の義務までは基本的には生じないものです。もちろん寄附者との信頼関係を考えればできる限り履行することが大前提ですが、民間流通のように絶対に納品しないと違約金という契約ではありません。つまり一定の余白が制度設計上認められているわけです。ですから、この年度またぎの予約も含めて、卸業者とも連携し、長期的にお米の返礼品を確保する仕組みを構築していくことは、現実的にも制度的にも十分可能だと考えています。

国は、米の輸出を強化し、高値で売れる需要を確保することで、生産者の所得を安定させ、米の生産力維持をしようという政策を打ち出しています。確かに理屈はそのとおりなんですが、実際には、海外に輸出するためには、品質・品種の規格対応であるとか、輸出ルートの確保や取引条件の精査など、非常に専門的でコストもかかります。市のレベルで本格的に取り組むのは現実的に難しいのが実情と考えます。私はむしろ、ふるさと納税を使って、米の安定的な需要を国内でつくっていくべきだと考えています。返礼品としてお米を出すと。これは財源確保の手段ではありますが、来年はこれだけの需要があると見えることで、生産者の方でやめようか迷っている人をつなぎ止めたり、生産拡大を後押しすることにつながられるかもしれません。

ぜひ御検討をお願いしてこの項は終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、災害時の連絡手段の確保についてお伺いします。

災害時に、学校と教育委員会、学校と学校の間の連絡がとれるようなシステムはあるのか、教育委員会にお伺いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 木村委員からの災害時における学校と教育委員会、学校間での連絡手段についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、緊急時等において、どこでも素早く連絡することができるよう、平成27年5月から全小・中学校へ携帯電話を1台ずつ配備し活用しております。当該携帯電話は災害発生時に、断線等により固定電話が使用できない場合の有効な連絡手段となるほか、日常的な業務におきましても、学校内の固定電話がない場所での連絡や保護者への連絡等に使用しております。

当該携帯電話の導入に当たりましては、経済的にも有利となるよう、国内通話が固定料金で時間や回数に制限なく通話できるサービスを採用しており、携帯電話間での通話料金は無料となっております。

教育委員会といたしましては、災害時を含め、学校と教育委員会や学校間での連絡手段として、当該携帯電話は有効であると認識しており、引き続き積極的に活用

してまいります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ぜひ平時から携帯電話になるべくかけるようにしていただいて通話料無料にさせていただきたいと思います。そうやって慣れておくことが、災害時にもきっと役に立つと思います。

学校は当然避難所になっていますので、市役所から学校——中学校と小学校と連絡していくということは災害時にも必要ですし、ふだんも連携していくことが必要だと思っています。

次に、本市における災害時優先通信の状況についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害時優先通信の状況についての再質疑にお答えいたします。

固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者は、災害時におけます救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法に基づきまして、気象機関や消防機関等の防災関係機関等に対しまして、優先的に電話の発信・接続を行わなければならない重要通信、いわゆる災害時優先通信を提供しております。

本市の災害時優先通信は、本庁舎の総務部危機管理課、駅前庁舎の総務部管財課、浪岡庁舎の浪岡振興部総務課等に災害時優先電話といたしまして、使用可能な計 17 回線があります。また、災害対策本部員であります市長、副市長及び部長級職員や、防災対策上必要といたします各課職員には、災害対策用携帯電話 80 台を配備しております、そのうち 58 回線分が災害時優先通信となっております。

以上です。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 災害時の電話回線の対応について、御答弁ありがとうございます。

次に、現状の市役所の通常の電話回線の契約形態や通信料について教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 市役所の固定電話の契約状況についての再質疑にお答えいたします。

本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎におけます固定電話につきましては、現在主流となっておりますインターネット回線を使用する光電話回線と、災害などでの停電時でも使用可能なアナログ信号を使用いたしますアナログ回線の 2 種類の契約を締結しております。このことから、光電話回線を使用いたしました各庁舎間の通話につきましては、グループ通話となり無料となっております。なお、これら固定電話回線の契約の相手方は、東日本電信電話株式会社となっております。

以上です。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

学校と教育委員会の間の無料通話ができる携帯電話や庁舎間の光電話化は、非常によい取組だと思います。

ただし、市が管理する施設は庁舎だけではありません。市民センターなどの社会教育施設など、市役所と日常的に電話連絡が必要な拠点は多岐にわたります。そうした拠点にも光電話を導入し、市との通話料をゼロにする、これは通信費の節減という意味でも実施するべきだと考えます。さらに最近では、光電話の契約者同士が災害時に優先通話できるといった仕組みも出てきています。避難所となる市民センターでも、市とのつながりやすい電話を確保することは、災害対応において極めて重要と考えます。

もちろん災害時には電気の供給が途絶し、インターネット回線を利用した光電話は、すぐには使えない可能性があります。ただ、電気はライフラインの中でも比較的早期に復旧するとされています。その際に、市役所と市民センターなど、そうした拠点間の電話がつながりやすいということは速やかな災害復旧に資するものと考えます。

情報通信では、新たな技術やサービスが次々出てきています。今後とも日頃から通信手段の見直しを行い、ＢＣＰや行政経費の節減につながるような通信体制の構築をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

次に、議案別冊「令和７年度青森市一般会計・特別会計補正予算」９ページに関連して、水道インフラの更新管理についてお伺いします。

まず、過去５年間の漏水率の推移についてお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 漏水率の推移についての御質疑にお答えいたします。

漏水率とは、年間の配水量に対する漏水量の割合を示したもので、水道事業の業務指標の一つとされております。本市の過去５年間の漏水率は、令和元年度が８．３３％、令和２年度が９．３５％、令和３年度が８．６０％、令和４年度は９．１９％、令和５年度は９．７６％となっております。

公益財団法人水道技術研究センターが今年３月に公表いたしました、全国の給水人口１０万人以上の水道事業体２２８団体の令和４年度の漏水率の比較では、平均が５．２０％であるのに対し、本市は９．１９％と約４ポイント高い数値となっており、漏水率が低い順では１９２位と下位に位置している状況にあります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 管路の老朽化が進んでおり、全国的に見ても漏水率が高いほうであるという御答弁でした。

漏水率と関連した指標として有効率があり、青森市水道経営プランでも目標値が

定められています。しかし、この有効率は現在、水道経営プランの定める目標には達していないところだと承知しています。

そこで質疑いたします。

有効率が水道経営プランの定める目標に達していない原因とその改善方針についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 有効率と改善方針についての再質疑にお答えいたします。

有効率とは、年間の配水量に対する漏水量等を除いた、実際に使用された水量である有効水量の割合を示したもので、水道事業の経営効率を示す指標の一つとされております。

本市では、令和3年度から第10次漏水防止対策事業に取り組んでおり、漏水箇所の早期発見、補修等に努めているところではありますが、水道経営プランに掲げております目標有効率94.0%に対し、令和5年度の有効率は89.9%にとどまっております。有効率が目標に達していない要因といたしましては、水道管の老朽化に伴う漏水に対し、管の更新が追いついていないことが主な要因と考えております。

今後は、衛星画像を使用した漏水リスク管理業務システムを継続して活用するなど、さらなる漏水調査の精度向上と水道管の更新率を増加させていくため、経営の効率化や財源確保の検討を進め、有効率の向上に努めてまいります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 衛星画像を使用した漏水リスク管理業務システム、こちらがAIを活用しているということで、そうした効率化の取組はどんどん進めていってほしいと思います。

一方でやはりお金の問題ということもあると。それが本質かなと思います。

老朽化した水道管など水道インフラの更新の財源はどのようになっているのか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 水道インフラ更新の財源についての再度の御質疑にお答えいたします。

水道事業を含む地方公営企業は、独立採算制を基本原則とし、その経営に要する経費は、地方債収入を含む当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならぬものとされております。

このことから、水道管・施設の更新費用につきましても、水道料金収入、企業債等の収入を財源としているところであります。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 つまり、一般会計からの繰入金や国補助は基本的にないということだと思います。独立採算を基本とするという御答弁でした。

一方、管路の更新率は1%程度、つまり全ての水道管の更新に100年かかるペー

スであるのに対して、耐用年数が 30 年や 40 年といった短い管も多数存在している状況です。

そこで長期的には面的なインフラである水道のどこをどう守っていくのかという視点が欠かせないと考えます。その意味で水道管の維持、更新を単体で考えるのではなく、関連する道路工事などと、どう組み合わせていくかが問われていると思います。

そこで質疑いたします。

水道管の更新工事において、ほかの道路関連工事との連携により効率化を図る取組についてお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 水道管工事での他の工事との連携についての再度の御質疑にお答えいたします。

水道管の更新工事は、他の道路関連工事等と同時に施工することにより、舗装復旧費用が低減できるなど効率化が図られますことから、水道部では毎年、国、県、市の道路及び河川の関連部署に対しまして、翌年に計画されている工事を照会し、同時に施工することで、更新費用の低減が見込まれる工事につきましては、協議の上連携して行うことで効率化を図っているところであります。

以上です。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 情報提供を行うなどして連携して進めているということでした。

一方で水道事業において、理想の水準とは程遠い状況、更新が思うように進まない状況があると思います。結果として漏水率もなかなか下がらない。こうした状況を前にして、私は今の枠組みではもう限界が来ていると感じています。

青森市には雪という、インフラにとって非常に大きな制約があります。実際、ほかの議員の皆さんからも、除雪中に水道マンホールが引かかる、道路の傷みが除雪を妨げるといった声は、水道、道路、除雪が切り離せない実態を示していると考えます。こうした複合的なインフラ課題に対して、これまでの縦割りの枠組みを超えて、もっと柔軟に新しい組み方を試してみる必要があるのではないかと考えます。

例えば、新潟県三条市では、道路、橋梁、公園、ポンプ場の巡回、維持管理業務を民間に包括委託しています。また北海道恵庭市では、公園 156 か所の指定管理を担う恵庭まちづくり協同組合が、道路維持管理業務や除雪事業、下水道施設維持管理業務委託も受注しています。

水道の問題、道路の問題、除雪の問題をこれまでのように別々に対処しては、コストの効果も頭打ちになると考えます。むしろ雪という制約をきっかけに、インフラの再設計をする好機と捉えるべきと提案します。

以上でこの項を終わります。

最後に、公共用財産の経営管理についてお伺いします。2 款総務費 1 項総務管理

費 3 目財産管理費に関連してお伺いします。

まず、旧青森市民美術展示館の建物の現況についてお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 木村委員からの旧市民美術展示館の現状についての御質疑にお答えいたします。

旧市民美術展示館は、昭和 52 年 2 月に開館し長年市民に美術作品の展示及び鑑賞の機会を提供することで、市民に芸術・文化の普及振興を図る施設として利用されてきました。その後、施設の老朽化に伴い、機能を J R 青森駅東口ビルに移設し、令和 6 年 3 月末をもって閉館したものであります。

旧市民美術展示館の建物につきましては、平成 23 年度に 1 階部分の耐震補強工事を行っており、すぐさま解体の必要はないものの、建築から 46 年が経過していることから、利活用する場合には、ボイラーといった設備の更新等が必要な状況となっております。

先ほど、旧市民美術展示館の開館年数について、昭和 52 年と御答弁申し上げましたが、正しくは昭和 54 年でありました。謹んでお詫びし訂正させていただきます。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 旧市民美術展示館については、建物としてはまだまだ使える状態ですが、築 46 年を経過し、活用には設備更新などの費用も必要であるとのことでした。市としては普通財産になったということなので、使わないということが決定されたということだと思います。

ただこれは、本当にまちのど真ん中にありますので、行政自らが中心市街地に空き家を発生させてしまっているという点は重く受け止めるべきだと考えます。

時間がたてば、建物は傷み、維持費は膨らみます。いつか売れるかもしれないから問題ないという姿勢では、エリアの価値そのものが下がっていくことに、市自身が加担してしまうことになります。このような視点から考えれば、単体の使わなくなったこの旧市民美術展示館、これをどう処分するかという視点で終わらせず、エリアマネジメントや公共施設全体の管理経営の発想に立つ必要があると考えます。

まちづくりに関して、地価が上がったり、通行量が増えたり、新規の出店が生まれる、こうしたことにつなげていくためには、行政で計画を作成したり、一過性のイベントに負担金を出したり、本イベントに職員を派遣したりするだけではなかなか難しいと思います。民間の視点や民間の投資を呼び込む柔軟な制度設計が有効と考えます。近年では、地域のインフラや公共施設を一定のエリア単位でまとめて、指定管理や業務委託を行う包括業務委託の事例も出てきています。

そこでお伺いします。

複数の公共用財産を包括して 1 本の契約により指定管理等とすることについて、市の方針をお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 木村委員からの複数の公共用財産の指定管理についての御質疑にお答えいたします。

複数の公共用財産を一括して指定管理することにつきましては、青森市指定管理者制度導入基本方針におきまして、「原則、個々の施設毎に募集を行うこととするが、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者にまとめて管理させることが適当と判断できる場合は、複数の施設を一括して募集を行うことができる」と定めており、その手続といたしましては、学識経験者等の外部委員を含む青森市指定管理者選定評価委員会の審査を経て決定しているものであります。

現在本市では、166 施設において指定管理者制度を導入しており、そのうち複数の施設を一括管理しているものといたしましては、青森市文化会館及びその駐車場、青森市民ホール及びその駐車場並びに青森市合浦亭の文化施設の 5 施設や、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド、青森市宮野球場、青森市宮庭球場、青森市スポーツ会館及び青森市スポーツ広場の、青森地区の体育施設の 6 施設のほか、都市公園 15 施設、市営住宅が青森地区 21 施設、浪岡地区 6 施設など、全体で 21 件、111 施設となっております。

○館山善也委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

既に青森市でも複数施設をまとめた指定管理の実績があるとのことでした。

近年の包括委託はさらに進化しています。例えば、広島県廿日市では、支所、学校、市民センターなど異なる 99 施設を一つにまとめ、電気・空調など 14 種類の設備管理をセットで、5 年間で約 18 億円で包括委託しています。小規模な修繕も込みの契約です。公募段階では、仕様書のイメージとして業務範囲を提示し、選定後、民間事業者と協議して、業務範囲を確定する方式をとっています。これは民間側のリスクに配慮した方法です。また、債務負担行為の金額についても、契約額に物価高騰の予想金額を加算して柔軟に設定されています。

また、山口県周南市では、徳山駅周辺の駐輪場や公園、広場、道路植栽の管理などを一括契約で管理委託しています。業務委託と指定管理を組み合わせ、地元造園会社が大手とコンソーシアムを組んで 5 年間受託しています。業務委託で固定収入を得つつ、指定管理の実施事業として駅前空間でのマルシェなどイベントなどを企画・実施することで、まちづくりに民間の力を導入しています。

包括委託には行政側にも契約事務や仕様書作成の事務量削減、スケールメリットによるコスト削減、壊れて直すから壊れる前に直す——これはプロが巡回してくれるのでそういったインフラの予防的な管理に転換できる、そして地域全体で一体的な住民サービスを提供できるといった多くのメリットがあります。

もう一つ大事な視点が災害対応力です。富山県射水市には能登半島地震の直後、公共施設の包括管理を受託していた大手ビルメンテナンス会社が延べ 60 人の専門

スタッフを18日間にわたり派遣しました。避難所にもなっている公共施設で、応急危険度判定を迅速に行ったとのこと。災害直後は、市役所職員は安否確認や避難所運営で手いっぱいになります。建物のひび割れや傾きの確認が後回しになる中、平時から民間と組んでいたからこそ、行政が人命優先の対応に専念することができました。

とはいえ、大手に独占されて地元業者が排除されるのではという声もあります。確かに地元配慮は大事ですが、配慮と過保護は別です。むしろ大手と地元がJVやコンソーシアムを組むことで、ノウハウを吸収し、外のネットワークを生かして成長するチャンスにもなります。

千葉県流山市では、公共施設の包括管理委託を実施する際に、市内業者を最大限活用することと明記し、さらに電気や消防などの業務範囲も明示して、原則として現行水準で地元活用するというルールにしています。つまり、地元業者が排除されないよう、最初から地元業者に任せる範囲を明確にしておくという仕組みです。

エリアマネジメントの考え方と言えば、青森駅周辺のように広場、駐車場、自由通路などの私有財産が点在しているエリアこそ、個別管理からまちの顔をつくる空間群として包括的に捉える発想が必要ではないでしょうか。そうした中で、旧市民美術展示館の建物や土地の活用方法も、行政にはない民間の発想が出てくるのではないかと考えます。

実際に包括契約を導入する場合には、例えば対象施設の業務として、直営施設の中から、延べ面積500平米以上の施設でエレベーターや消防設備といった法定点検、定期報告が必要な設備を備えている施設などを対象とする。さらにこうしたところから、包括管理の意思決定と並行して民間事業者への説明を行う、プロポーザル方式による民間提案の公募、そして契約実施をする。そして実施後は管理運営協議会を行政、民間、地域で定期的に協議する場として設けると、地元の意向を吸い上げながら、行政の意向も反映し、良好な管理ができるものと考えます。

今後、公共施設やインフラ管理において、民間力を生かした包括委託契約の導入について、ぜひ前向きな検討をお願いして、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎でございます。

早速質疑に入ってまいります。

議案別冊「令和7年度青森市一般会計補正予算(令和7年第2回定例会その2)」、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連して、地球温暖化対策実行計画推進事業について伺ってまいります。

あまり考えたくはありませんけれども、地球温暖化は確実に進んでおります。今年春の大規模な山火事、昨冬の大雪、昨年大雨による洪水・土砂崩れ、このような全国に及ぶ激甚災害の背景には、地球温暖化の影響が確実にあるということを多分否定する人はいないでしょう。そして、これらの災害は、今後も、毎年起こり得

るという思いで、今後に備えることが大切であるというふうに考えます。

そこでお聞きいたします。

先ほど、小熊委員から地球温暖化対策実行計画推進事業について、補正予算の見込み件数、そして内容について答弁がありました。そのことについては了解をいたしました。

そこで、青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金の交付を受けるための手続について簡潔にお答えください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 竹山委員からの補助金の交付を受けるための手続についての御質疑にお答えいたします。

青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金の申請から交付までの流れであります。補助金の交付を受けようとする方は、購入または設置工事発注前に申請書や見積書といった交付申請書類を、郵送または受付窓口を持参し、市から補助金交付決定の通知を受けた後に、購入または設置工事の発注を行っていただくことになります。その後、購入または設置工事が完了した後に、実績報告書類を市に提出し、市から補助金額の確定の通知を受け、補助金請求書を提出し、補助金を受領していただくこととなります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 申請から交付までの流れについては、了解しました。購入または設置工事発注前に申請書類を提出すると。そして、交付決定の通知を受けて、その後に購入または設置工事を発注すると。そして、完了後には実績報告書類を市に提出すると。補助金額の確定通知を受けて、最後に市に請求書を提出するということだと思います。

今回の補助対象は、省エネ家電等の購入、太陽光発電設備及び蓄電池の設置、電気自動車等充電設備の設置の3つの区分がありますけれども、この3つは一括で申請するということも可能なのでしょうか。お答えください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 それぞれの区分を一括で申請することについての再質疑にお答えいたします。

当該補助金の対象としましては、今、委員からも御紹介がありました省エネ家電等の購入、太陽光発電設備及び蓄電池の設置、電気自動車等充電設備の設置の3つの区分にされております。それぞれの区分ごとに1世帯につき1回を限度としておりますことから、複数の区分を一括で申請することは可能であります。

なお、3つの区分の補助金交付申請書はそれぞれ様式が若干異なりますため、それぞれの申請書等を作成していただき、一括で申請していただくということになります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 一括申請は可能だと。ただし、それぞれ様式が違うので、それぞれの申請書を作成して、一括で申請することができると。

そこで、申請に当たって、これらの補助を受けられる対象となる家電等については、どのような要件があるのか示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 補助対象家電等の対象要件についての再質疑にお答えいたします。

当該補助金に係る補助対象家電等の主な対象要件について、区分ごとに、まずは、省エネ家電等の購入につきましては、既設の家電等から同じ用途の補助対象家電等買い換えること、さらには日本産業規格電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法に基づく省エネルギー基準達成率が 100%以上であること。

次に、太陽光発電設備及び蓄電池の設置につきましては、市内に自らが所有し居住する既存住宅、または自らが所有し居住しようとする新築住宅に設置し、FIT 制度等の認定を取得しないこと、太陽光発電設備により発電する電力量の 30%以上を自家消費するものであること、蓄電池につきましては、太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電する定置型であること、毎月の蓄電量や電気使用量が確認できるものであること等になっております。

また、電気自動車等充電設備の設置につきましては、市内の自らが所有し居住する既存住宅、または自らが所有し居住しようとする新築住宅に設置すること、一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車等の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備であること、工事を伴う充電設備であること、これらのことが対象要件となっております。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。随分面倒くさいな。

省エネ家電等については買換え、そして、省エネルギー基準達成率が 100%以上であること。素人が考えれば、じゃあ、それってどういうことなのという話になると思うんだけど、今、ちょっと調べてみたら、それぞれの製品に省エネ性能とか、基準を満たしているかどうかというのが一目で分かるような、そういうラベルが貼られているということなので、それを見ればすぐ分かるのかなというふうに思いますけれども、そこは、部長いいですか。そういうことでよろしいですか。（発言する者あり）ホームページで調べたりすれば、いろいろその商品が基準をクリアしているというものについてはすぐ分かるということだろうと思います。

あと、太陽光発電設備、蓄電池については、FIT 制度等の認定を取得しないこと、あるいは、発電する電力量の 30%以上を自家消費するということ、蓄電池については、定置型で毎月の蓄電量や電気使用量が確認できるものであること。

電気自動車等充電設備については、充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機

種として指定をされているもの、これは公開している充電設備であることということなので、問い合わせればすぐ分かるということだろうということです。工事を伴う充電設備であることなどが対象要件だということでした。

最後に、今回、こういうことを実施しておりますけれども、これまで市で取り組んできた地球温暖化対策の成果も含めて、お話しいただきたいと思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 地球温暖化対策のこれまでの市の主な取組についての御質疑にお答えいたします。

本市におけます地球温暖化対策につきましては、青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づきまして、市民、事業者及び市、それぞれが取り組むこととしております。

このうち、市民及び事業者の取組を促すための市の取組といたしましては、現在実施しております市民向けの青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金や事業者向けの青森市省エネ最適化診断支援事業補助金のほか、これまでも令和５年度に、エアコン・給湯器の買換えを促す補助事業を実施しております。

また、優れた取組を行っております環境保全活動団体等に対する表彰や、市が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき指定し、業務を委託しております青森市地球温暖化防止活動推進センターによります環境教育に係る講師派遣や出前講座の実施など、環境学習の場や機会の提供といった環境教育、普及啓発活動を実施するなど、温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んできたところであります。

これらの取組を含む様々な取組の結果、最新の令和４年度——2022年度の温室効果ガスの排出量は、その５年前であります平成２９年度——2017年度と比較しますと、青森市の面積のおよそ７分の１に当たります面積約１万１０００ヘクタールの杉林が二酸化炭素を吸収する量に相当する約９万８０００トンＣＯ₂が削減されているところであります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

2022年度と2017年度、５年間の比較をすると、結果として約９万８０００トンＣＯ₂が削減されたと。

いずれにしても、深刻さを増している地球温暖化を抑制するというか、そこを、市民も事業所も、市も、それぞれできることを着実に実行していくことが、重要であるというふうに考えます。

市からのさらなる市民、事業者に対しての呼びかけをしっかりと行っていただきたいということを申し上げて、終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後３時２５分からといたします。

午後 2 時 54 分休憩

午後 3 時 25 分再開

○**館山善也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

山本武朝委員。

○**山本武朝委員** 公明党の山本武朝です。

10 款教育費 1 項教育総務費 1 目事務局費について、テーマは教員の多忙化解消、残業などについてお聞きします。

教員の皆さんは、授業をはじめ、その準備、提出物やテストの採点などの事務作業、学校行事の取組、保護者への対応など、様々な業務があります。教員の多忙化の解消が叫ばれてから久しいです。

私は、業務の効率化を図り、少しでも残業等を減らしたいとの思いから、校務支援システムを提案し、2018 年度——平成 30 年度から導入が始まりました。

学校教育の現場における子どもたちにとっての最大の環境は、教員の皆さん自身です。よく私が言っていますが、教員の姿、言動がとても大切であります。

以前も議場でお話ししましたが、私は小学校のとき、担任の先生から言われた何気ない一言は今でも覚えています。当時、秋田市でしたから、先生、今日太平山がきれいだよと言ったら、ちゃんと止まって山を見て——こっちだと、先生、今日八甲田山きれいだなと同じですね。うん、そうだねと振り返ってくれました。超当たり前のことなんですけれども、私は今でもとてもそのことを覚えております。また、中学校の美術の時間ですけれども、私は絵がとても苦手なんです。私の絵を見たとき先生は、だけれども、どこかこの絵、僕は好きだねと言ってくれたんです。そういったことを鮮明に覚えております。

恐らく、理事者の皆様、議員の皆様も、小・中学校の恩師から言われた一言が今でも心の中に残っているのではないのでしょうか。多忙な中でも、心にゆとりを持って子どもたちに接する、少しでも子どもたちに向き合う時間を確保していただきたいと願ってお尋ねをします。

質疑、小・中学校における教員の勤務時間及びいわゆる残業時間、時間外在校等時間の状況についてお示してください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**武井秀雄教育委員会事務局教育部長** 山本委員の教員の勤務状況についての御質疑にお答えいたします。

教員の勤務時間につきましては、県が定める職員の勤務時間、休暇等に関する条例により、職員の勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分とする、また、月曜日か

ら金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとするとしております。

令和6年度の小・中学校における教員1人当たりの時間外在校等時間の月平均は、小学校が20時間49分、中学校が27時間4分となっており、令和5年度と比較しますと、小学校が20分の減、中学校が44分の減となっております。

同じく令和6年度において、時間外在校等時間が月45時間を超えた教員は、1か月平均で、小学校が44.9人、全体の5.1%、中学校が94.3人、全体の17.7%となっており、月80時間を超えた教員は1か月平均で、小学校が0.8人、全体の0.1%、中学校が8.1人、全体の1.5%という状況であり、月45時間及び月80時間を超えた教員につきましても、令和5年度と比較して減少しております。

時間外在校等時間につきましては、調査を開始した平成30年度からこれまで減少傾向にあることから、教育委員会では、今後におきましても、教員の多忙化解消のために、教職員の業務量を減らすこと、学校支援のためのマンパワーを確保すること、勤務時間を意識した働き方を推奨すること、各学校の改革マネジメントの推進を図ること、学校・家庭・地域が適切に役割分担し、連携・協働した教育活動を推進していくことなどの方策により、ワーク・ライフ・バランスの取れた魅力ある職場づくりを目指してまいります。

以上です。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

時間外在校等時間、いわゆる時間外勤務が昨年度は小学校が20時間49分、中学校が27時間4分と、前年の令和5年度に比べて、小学校が20分の減、中学校が44分の減、結構減少する時間が大きいなという思いです。

また、45時間を超える方、80時間を超える方のパーセンテージは大分減りましたが——年々減ってきているということが確認できました。

次に、教員の方の事務を負担する中で今、様々な事務的サポートをしてくれるスクール・サポート・スタッフがいらっしゃいますが、このスクール・サポート・スタッフの配置状況についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 スクール・サポート・スタッフについての再質疑にお答えいたします。

本市では、教員の負担軽減や学校の指導運営体制の充実を図るため、県のスクール・サポート・スタッフ配置事業を活用し、各学校に配置しております。

スクール・サポート・スタッフの業務内容としましては、1つには、授業で使用する教材等の印刷、資料の整理、2つには、提出物の受け取りや確認、小テスト等の採点、3つには、学校行事、式典等の準備・補助、4つには、統計情報等のデータ入力、名簿の作成、5つには、電話対応、来客受付などとなっております。

本市におきましては、今年度、全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しており、学校規模に応じて週当たりの勤務時間を 10 時間、15 時間、30 時間とし、通年で任用しております。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

答弁では全小・中学校——小学校 42 校、中学校 19 校ですから、全 61 校にこのスクール・サポート・スタッフ配置できたとお聞きしました。昨年度までも、ほぼいらっしゃったんですけれども、今年度は完全に各校にいますということをお聞きしました。

実は、現場の先生からは、このスクール・サポート・スタッフ、大変ありがたいと。やっぱり事務的なことで先生が時間を取るのはもったいないので、このスクール・サポート・スタッフは現場の先生からは大変ありがたい存在だということをお聞きしております。

こういった中で、様々な状況で、先生方も生身の体でありますので、休業状況をちょっと確認したいと思います。

現時点での病気休暇や育児休業中などの教員の人数をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 病気休暇や育児休業中の教員の人数についての再質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校の教諭及び養護教員における疾病や負傷に起因して病気休暇または休職となっている者は、令和 7 年 6 月 1 日現在、19 人となっております。

また、出産に伴う産前産後休暇または育児休業を取得している者は、令和 7 年 6 月 1 日現在 30 人となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

病気では現在 19 人の方が休暇を取っていると。また、出産に伴う産前産後休暇、育休含めて 30 人ということでありました。

産休に関しては、年度途中から分かったりするので、予定と違ってくるということもありますけれども、これは大変おめでたいことでもありますので、きちんと補充対応していただければと思います。

そうした中で、病気で休んでいる方なんですけれども、そのうち、やっぱり学校の先生は授業のみならず様々なストレス、いじめ問題、不登校問題、また、部活動——まだまだ中学校の部活動は全てのクラブが地域展開とはなっておりません。また、小学校はまだまだこれからでありますので、そういった中で、様々なストレスを感じる教員の先生もいるかと思います。

先ほどのうち、精神疾患で休んでいる教員の人数をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 精神疾患に起因する教員の人数についての再質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校の教諭及び養護教員における病気休暇または休職となっている者のうち、精神疾患に起因する者は、令和7年6月1日現在、12名となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 12名の方にはしっかり療養に取り組んでいただきたいと思いますと思っています。

続きまして、病気休暇や育児休業中など、そのときの教員の補充はどのように行われているのか、お示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 教員の補充についての再質疑にお答えいたします。

教員の補充につきましては、一義的には県教育委員会の責任において実施されるべきものではありませんが、市教育委員会におきましても、独自に毎年度、退職者や臨時講師等を対象に、次年度の休暇や休職者の補充等としての勤務協力に関するアンケート調査を実施しております。

市教育委員会では、この回答結果を基に、臨時講師候補者のリストを作成し、県教育委員会において、教員の補充ができない場合は、学務課職員が電話により、休暇や休職者の補充について勤務の意思確認をし、教員の補充をしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

分かりやすく教員の補充の流れをお答えいただきました。特に、答弁にもありましたけれども、退職者、臨時講師等の方にアンケート調査をしたり、教育委員会の中でも、特に学務課の皆さんのお仕事だと思うんですけども、補充できない場合、退職者の方々を含め、お電話でどうですかという感じでお声がけをされているというふうにお聞きしております。

また、中には校長先生も、人脈で様々お声がけもされているというふうにもお聞きしたことがあります。

こうやって教員の補充を必死にしていることに感謝申し上げます。

教員の定数の配置と加配があると思うんですけども、令和7年度——今年度の5月1日時点における未配置の教員の人数をお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 未配置の教員の人数についての再質疑にお答えいたします。

本市におきましては、学級数が確定する令和7年5月1日時点で、配置基準に基づく教職員は、充足している状況にあるものの、加配教員につきましては、教員の未配置が生じております。

小学校におきましては、74人の加配教員のうち6名が未配置となっており、中学校におきましては、47人の加配教員のうち4名が未配置となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 加配のほうで人数が足りていないと。小学校は6人、中学校が4人であるということです。

それでは、そもそも、この加配による教員なんですけれども、加配について申請をするには、様々な条件とか要件があると思うんですけれども、主にどのような加配というものがあるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 加配についての再質疑にお答えいたします。

主な加配教員といたしましては、少人数指導のための加配、専科指導や教科担任制推進のための加配、生徒指導や児童・生徒支援のための加配、小・中一貫教育のための加配などがあります。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

主な加配の状況をお聞きしました。答弁の中にもありましたとおり、専科教員、今、特に小学校において、教科担任制を推進しております。小学校は担任の先生が圧倒的に授業数が多いんですけれども、やはり、教科によっては理科だったり音楽だったり、教科の先生が授業を持って、担任の先生はその日のうちに1コマとか、週に何コマも、やっぱり空いているほうがいいんです。担任の先生は様々なことを準備できますので。そういった思いで加配という部分で補っているということが分かりました。

ここからは結びに、主に国に対する要望ですのでお聞きください。

教員給与特別措置法の改正について、今月11日、参議院本会議で可決、成立しました。この教員の給与に関する特措法、主な改正のポイントを確認しますと、1点目は、残業代の代わりに、これまで基本給の4%相当を支給している教職調整額というのを、2026年度1月から毎年1%ずつ引き上げ、2031年1月には10%まで引き上げるとというのが柱です。この増額は、1972年の給与特措法施行以来、初めてであります。約50年間、改定がなかった——給料を上げていなかったということであ

ります。

2点目は、教育委員会に業務量管理計画を策定し、公表を義務づけされました。

3点目は、若手のサポートを担う主務教諭の役職の新設です。これは従来の教諭と主幹教諭との間に設けて、若手のサポートや学校内外の関係者との調整役を担うとしております。

4点目は、負担の重い学級担任の手当を加算するというものです。

また、この前に衆議院の審議のときには、時間外勤務を2029年度までに月30時間程度まで減らしていこうという目標、また1人当たりの担当授業時間も削減するということを附則に明記する修正を行ったものであります。

最初の御答弁にもありましたとおり、本市の教員の残業時間——時間外勤務時間は年々減ってきているとのことでした。この努力は引き続きよろしくお願いいたします。

このたびの教員の給与の改善は一步前進であります。ただ、現場の先生方から声を聞くにつれ、どの教員の先生もやることが多く、手いっぱいでありまして。生徒のことを考えると、外部委託でできることにはやはり限度があります。やはり先生方は、児童・生徒に向き合うことを第一に考え、行動している先生が大半であると私は感じております。

給与が少しでも上がることは第一歩であります。人の給料が上がることを喜ぶ、どの業種においてもこれは大事です。やはり最も必要なのは人です。教員の増員を粘り強く、今後も国に求めてまいりたいと思います。

昨年12月27日、国会の閉会の際、2025年度——令和7年度、今年度の予算案を閣議決定した際、教職調整額を10%に引き上げるとともに、実は、教職員定数5827人の増員が盛り込まれています。そう示しているのであれば、国は財源確保の議論を進めていただきたいと思います。

改正法では国に教職員定数の改善を求める附帯決議もしているわけですので、基礎定数、加配の定数について、教育現場に即した弾力的な考えを持って、教員の増員、この実施に向けての議論を進めていただくことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○館山善也委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

私からは5点、順次質疑していきたいと思います。

3款民生費4項国民年金費2項基礎年金費に関連して、障害年金について質疑します。

障害年金の申請における不支給判定件数が2024年度に約3万件に達したことが報じられ、前年度の2023年から2倍以上の急増となっていることが明らかになりました。これは、共同通信社が入手した日本年金機構の内部資料によって発覚して

います。

例えば、支給を抑制する方向へ判断を誘導している可能性や、職員による判定の事前決定を示唆する記載があったということが報じられています。

これを受けて、多くの障害者団体が次々と声明を発表しています。

国会では、参議院厚生労働委員会で6月11日に質疑が行われ、日本共産党の倉林明子議員が、大量に不支給と判定され多くの無年金者を生み出している実態をたどしました。

日本年金機構の大竹理事長は、報道を踏まえ、不支給処分の場合は丁寧に審査するように指示したと答弁。厚生労働省も今月中旬をめどに調査結果を公表し、その結果を見て必要な対応を取ると答弁しました。

そこでまず、令和6年度青森市の障害年金に係る請求件数と、そのうちの決定件数、不支給件数を示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年度の青森市民の障害年金に係る請求件数等についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度における青森市民の障害年金に係る請求件数と、その決定件数等についてであります。青森年金事務所及び障害年金の認定業務を担っております日本年金機構障害年金センターに照会したところ、市町村別の統計は行っていないとのことでありました。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 地域ごとの不支給件数については公表していないということでしたけれども、では、今回のこの不支給判定の急増、前年度に比べて約2倍以上も不支給になったということに対する市の見解を示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 非該当判定——不支給判定に係る市の見解についての御質疑にお答えいたします。

障害年金は、病気や事故により生活や仕事などが制限される状態になった場合に生活を支えるために支給される年金であり、その審査は公平公正であることが求められます。

障害年金が非該当、不支給となった割合が令和6年度は高いという報道を受け、厚生労働省が日本年金機構と連携の下、調査を実施し、先日6月11日、調査報告書が公表されております。

これによりますと、令和6年度の不支給割合の上昇は、障害等級の目安より下位等級に認定され、不支給となっているケース等が増加していることが寄与しているものと考えられると分析され、その対応策として、今後の全ての不支給事案について、複数の認定医による審査を行うこと、過去の精神障害等の不支給等事案について点検を行い、進捗状況と併せ、点検結果を随時公表することなどが示されており

ます。

これにより、今後については、より適切に客観的かつ公平な認定が行われるものと認識しており、その推移を注視してまいります。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、これまで青森市は障害年金制度についてどのように周知してきたのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 障害年金制度の周知状況についての御質疑にお答えいたします。

障害年金制度の周知については、広報あおもりや市ホームページへの掲載、障害者手帳の更新等の手続に来られた方へのリーフレットの配布のほか、ねんきん月間であります11月には、相談コーナーを開設し、社会保険労務士や年金事務所職員による相談を行っております。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 本市の支給件数は分からないということなんですけれども、少なからず、やっぱり市内にもこうした不支給になっている障害者がいるものと思われる。

そうした無年金の障害を持つ方々に対して、11月には相談会をやっているということなんですけれども、必要に応じて、やはり、11月だけじゃなく、相談窓口みたいなものを随時設ける、そのような手だてを取ることが必要なのではないかと思います。

先ほども税務部長が言っていましたけれども、市内にも、障害年金問題を専門に担当している社会保険労務士さんの会などがあって、日々奮闘しているんですけれども、そうした方々の支援も借りて、ぜひ今回不支給になった人たちの生活の支えになるような手だてを講じることを求めていると思います。

以上です。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、福祉行政について質疑します。

先日、緑内障で視野が狭くなり、ひとり暮らしの生活に支障が出てきたので、ヘルパーを頼みたいと思って、介護認定調査を依頼したら、介護認定の適用に該当しないと判断され、困ってしまったという相談が寄せられました。

手足には不自由はないものの、目が不自由なだけでは介護保険が使えないという制度のはざまに置かれた人たちは、介護保険料だけは取られるけれども、いざとなつては使えない制度だというふうに声が上がっています。

そこで質疑します。

介護サービスの対象とならない高齢者に対する支援について示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 村川委員からの介護サービスの対象とならない高齢者に対する支援についての御質疑にお答えいたします。

介護サービスの対象とならない高齢者等に対する支援につきましては、市内 11 か所に設置している地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその御家族からの様々な相談に対応しております。

同センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携し、介護や健康、生活に関する相談を受け付け、必要なサービスや関係機関へつないでおります。

また、要支援・要介護認定に至らない方でも、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた場合には、本市が平成 29 年 4 月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の対象者として、訪問型サービスや通所型サービスを利用できる仕組みがあります。

さらに、青森市社会福祉協議会と連携した見守り活動や住民主体の集いの場を支援するこころの縁側づくり事業などを通じて、高齢者が地域で孤立することのないよう、地域づくりを進めております。

本市といたしましては、介護サービスの対象とならない高齢者等に対しても、既存の枠組みの中で、引き続き、地域包括支援センターや関係機関との連携を密にしながら適切に対応してまいります。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 先ほどの障害年金のこととも同様なんですけれども、この介護認定の調査が不該当となった方には、今のケースにつながらなかったわけです。こうした——さっき福祉部長が答弁したような様々な支援制度があると言いつつも、つながらなかったということもあるので、ぜひ、今答弁したような支援策にしっかりつなげるような仕組みをつくってほしいというふうに思います。

介護が使えないと、どうしたらいいんだろうというふうに途方に暮れてしまっている方には、やはり決定通知だけ送って、はい、さようならではなくて、こうした制度のはざまにいる人たちにも、支援の手がしっかり差し伸べられるようにしてほしい、仕組みをつくってほしいと要望します。

次に、10 款教育費 2 項小学校費 2 目教育振興費に関連して、新入学児童学用品支給事業について、平成 21 年第 1 回定例会で、当時の佐々木誠造市長が、次代を担う大切な子どもたちのために、小学校入学時における保護者負担軽減を図るべく、小学校に入学する全ての児童に対し 1 万円程度の学用品を支給する新入学児童学用品支給事業を実施すると、突然、先議で補正予算で出してきました。

それが佐々木市政最後の置き土産になったわけなんですけれども、1 万円程度の支給事業が、今年はとうとう算数セットのみになってしまいました。

まず、開始当時からの支給物品について、これまでの経緯と現状を示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 村川委員の新入学児童学用品支給事業についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、本市の未来を、将来を担う子どもたちの健やかな成長を喜び、学校教育を通じた社会参加の第一歩を記念するとともに、小学校入学時の保護者の負担軽減を図ることを目的に、平成 20 年度から新入学児童学用品支給事業を実施し、新入学児童を対象として学用品等を支給しているものであります。

令和 7 年度新入学児童に対しましては、青森地区においては、算数セットとサインペン、浪岡地区におきましては、リュックサックを支給しているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私が聞きたいのは、開設当初、どういうものを 1 万円のセットとして配っていたのかということを知りたいんですけども、一番最初はどういうものを配付していたんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 支給品についての再質疑にお答えいたします。

平成 20 年度につきまして、1 万円以内の学用品は、主なものとして、算数セット、クーピー、あとはお稽古セット、紅白帽子、クレパス、道具箱、粘土、ノート類、これらのものを配付しておりました。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 浪岡地区は開設当初から通学かばん、リュックサックをずっと支給事業に充ててきています。

では、算数セットの単価と、それから浪岡で配付している通学リュックサックの単価をそれぞれ示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 支給品の単価についての再質疑にお答えいたします。

青森地区におきましては、1 人当たり 3693 円、浪岡地区につきましては、3879 円となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そんなに単価は変わらないということだったんですけども、あと、これは前から私、提案していることなんですけれども、算数セットのような低学年でしか使わない、そしてその後はほとんど使われなくなってしまう算数セッ

トは、やはり学校配置にすべきだと思っています。

時計だとか数を数える棒とかは、低学年のうちは使うけれども、後は使いません。家に持って帰って、ごみに投げるだけなんです。

そういうのがやっぱり必要なのであれば、学校設置にしまえば、それ以外のものを新入学児童学用品支給事業として支給できるわけですから、そういう手だてをするべきじゃないかなというふうに思います。

今後、来年度もこの新入学児童学用品支給事業を継続するのであれば、算数セットは学校設置にして、高学年までずっと使えるようなものを支給品として選ぶべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 支給品についての再度の御質疑にお答えいたします。

算数セットにつきましては、村川委員も御存じのとおり、中には、おはじき、数え棒、数図ブロック、時計やお金の模型、あとは形を勉強する色板等が入っております。

また、これらを使って簡単なゲームも行われるようなつくりになっております。

ですので、算数の時間はもちろん、ごっこ遊び、いわゆる買物ごっこであるとか、ごっこ遊びをする生活科、あとは、これからの時期、雨が多くなりますので、雨が降ったときの室内での安全な遊びということで、こちらは、我々、支給品を選択するときに、校長会に協力依頼をかけております。

校長先生方からも、今申し述べたように、多様な活用方法があるので、ぜひ算数セットは加えてほしいということで支給品に入れているものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は必要でずっと使うものであれば、教育に必要なんですから、教育費でちゃんと設置して、ずっと使えるようにすればいい話で、新入学児童にお祝いのためにやるのであれば、違うものを選ぶべきじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

次に、10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費に関連して質疑します。

泉川小学校のダムウエーターの故障について。

6 月 11 日に――毎週読み聞かせに行っているんですけれども、行ったら、給食を運ぶダムウエーターが故障してしまったと。大変だ、3 階まで重い食缶を持って運ばなければならなくて、保護者や先生方の負担になっているという話を聞きました。

それで、50 年以上前に建てた学校なので部品もないみたいだし、もしかしたら学校建て替えまで、3 階まで運ばないと駄目なんじゃないかみたいな、そういう話にもなっていました。

そこでお聞きします。

泉川小学校のダムウエーターの故障について、今後の修理の見通しについて示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 村川委員からの泉川小学校のダムウエーターの故障についての御質疑にお答えいたします。

泉川小学校に設置されているダムウエーターにつきましては、1階の給食搬入口付近にある配膳室から2階及び3階に給食等を運搬するために設置している小型の昇降機であります。

当該ダムウエーターは製造から52年が経過しておりますが、建築基準法に基づき、専門の事業者による摩耗部材などの定期的なメンテナンスを実施し、適切に維持管理してきたところであります。

しかしながら、5月29日にメインロープ等の巻上機を含む主要部材に故障が発生し、運転が停止したものであります。

これを受け、教育委員会では、故障翌日の5月30日から通常の配膳員に加え、学校給食課の職員1名、給食運搬委託業者1名及び泉川小学校の教職員1名の計3名が1階配膳室から各階への給食運搬の補助に当たっているところであります。

また、故障当日から保守点検業者と現地で調査を実施した結果、5月30日の時点で、修理に最低でも1か月半以上を要する見込みであると判明したところです。

その後も担当課におきまして、早期の復旧について業者と協議を重ねた結果、工程の短縮が図られ、6月16日から18日の間に修理することとなったものであります。

また、学校におきましては、ダムウエーターの故障による人力での給食運搬の負担軽減を図るため、地域学校協働活動推進事業を活用し、推進員を通じて保護者に協力を呼びかけたところ、1日当たり数名の地域ボランティアの申出があり、6月9日から保護者の支援をいただき、給食運搬を実施しているところであります。

なお、先ほども申し上げましたとおり、6月18日にはダムウエーターの修理が完了する見込みとなっていることから、保護者の支援は6月19日から不要となる見込みとなっております。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 早い対応ありがとうございます。

以上です。

それでは最後に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、介護休暇について質疑します。

介護休暇といえば、高齢者の親を介護する介護休暇というふうに捉えられがちですけれども、子どもの介護についても、その制度で対象であるということはまだ周知されていない状況にあります。

そうした中で、医療的ケア児の保護者の皆さんが子どもの介護の大変な実態を訴え、判断基準の明確化を国に対し求めています。

それを受けて、今年1月に厚生労働省雇用環境・均等局が「介護休業制度等における『常時介護を必要とする状態に関する判断基準』の見直しに関する研究会」で、介護休暇を適用する子どもの状態について判断基準の見直しを行っていました。

日本共産党では、5月23日に不登校についての提言を発表し、不登校は介護休業の対象であることを明確にし、不登校休暇制度の創設や看護休暇を拡充することを提言に盛り込んでいます。

学校に行けずに悩む子どもに親が寄り添える時間が必要です。

介護休暇制度のさらなる周知が必要だというふうに考えています。

そこで質疑します。

本市の不登校の子を持つ職員は、介護休暇を使って休むことができますでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 村川委員の介護休暇制度についての御質疑にお答えいたします。

介護休暇は、職員が家族の介護に従事しなければならない場合の休暇でありまして、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母が、負傷、疾病または老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活に支障がある場合、これらの方々を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができるものであります。

本市におきましては、職員が介護休暇を申し出る際、勤務しないことがやむを得ないと客観的に把握できるよう、要介護者が介護を要する状態であることを確認できる医師の診断書を添付することとしておりまして、不登校の子を持つ職員につきましても、同様の手続により、介護休暇を取得することを可能としております。

以上です。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まず、この介護休暇ですけれども、会計年度任用職員も対象になるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 会計年度任用職員の介護休暇についての再質疑にお答えいたします。

会計年度任用職員も対象となります。

以上です。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 介護休暇は基本無給扱いなんですけれども、介護休業給付金が支給されます。その給付額はどうなっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 介護休暇を取得した正職員の補償についての再質疑にお答えいたします。

介護休暇を取得した正職員につきましては、青森県市町村職員共済組合から、介護休暇の日数を通算して 66 日までの期間、休暇取得日数 1 日につき休業補償が支給される制度があります。

その支給額につきましては、標準報酬の日額に 100 分の 67 を乗じて得た額が支給されるものであります。

また、青森県市町村職員共済組合からの休業補償期間が終了した後、引き続き、介護休暇を取得する場合には、青森市職員互助会から共済掛金相当額が支給される制度があります。

以上です。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 給与の約 67%が支給されるということでした。

では、現在の正職員の介護休暇の取得実績、もし親とか子どもとかで分類されて分かるのであればお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 介護休暇の取得実績についての再質疑にお答えいたします。

過去 5 年間の介護休暇の取得実績でありますけれども、青森地域広域事務組合を除く実績になりますが、令和 2 年度は 3 名、内訳として、配偶者の介護が 1 名、父母の介護が 2 名、令和 3 年度が 6 名、内訳として、父母の介護が 2 名、子の介護が 3 名、配偶者の父母の介護が 1 名、令和 4 年度は 3 名、内訳として、配偶者の介護が 1 名、父母の介護が 1 名、子の介護が 1 名、令和 5 年度は 3 名、内訳といたしまして、父母の介護が 3 名、令和 6 年度は 2 名、内訳といたしまして、配偶者の介護が 1 名、子の介護が 1 名となっております。

以上です。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 親の介護をする場合なんですけれども、介護休暇を取得する年代というのはやっぱり子どもと違って割と高くなる可能性があって、40 代以降とか 50 代とかが多いと思うんですけれども、その年代だと割と役職がついていたりとか、重要な役割を担っている職員も多いというふうに思います。

そういう意味でなかなか申請しづらい状況に置かれているのではないかというふうに思うんですけれども、できるだけ介護休暇を取得しやすい工夫や配慮というのはなされているでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 介護休暇の取得に関する工夫ということの再質疑にお答えいたします。

介護休暇に関します周知につきましては、職員フォーラム等を通じまして、随時

職員に周知を行っておりまして、本年4月にも、仕事と介護の両立支援制度に係る条例改正に伴いまして、全職員に周知を図ったところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ぜひ周知してほしいんですけども、先ほど診断書を添付することを要件としているというような答弁があったんですけども、私は青森労働局雇用環境・均等室に電話をして聞いてみました。

この育児・介護休業法では、診断書の提出を求めることができるということができる規定であること、それから、休業取得希望者に過大な負担を求めないこと、それから、必要最小限にすることなどが定められているというふうにおっしゃっていました。

診断書を、この介護休暇制度を利用するための絶対条件としてはならないというふうにされています。

市の見解をお伺いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 診断書の添付についての再質疑にお答えいたします。

先ほど委員からありました、令和7年1月に公表されました「介護休業制度等における『常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直し』に関する研究会報告書」の中の記載ですけれども、いわゆるひきこもり、不登校の状態にある対象家族が常時介護を必要とする状態に該当するか否かの判断に当たっては、こうした状態にある事実そのものではなく、(1)項目①～⑫のうち、状態について2が2つ以上または3が1つ以上該当し、——この記述は、この後には判断基準が示されているのでそこを指しておりますけれども——かつ、その状態が継続すると認められるという基準に照らして判断すべきものであり、個々の事情に応じた適切な制度運用がなされるよう留意すべきであるということが記載されております。

また、一方で、この報告書には、先ほど村川委員からもありましたけれども、書面の提出を求めることはできるが、制度利用の条件とすることはできないという記述もありまして、こういったことで理解しているところであります。

以上です。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 なので、絶対条件としてはならないということをしっかり押さえてほしいと思います。

それで、診断書に代わる簡易な方法として認められているものの一つ——いろいろあるんですけども、例えば薬の処方をされている場合はお薬手帳だとか領収書、お薬を買ったときの領収書でいいよとか、あとは医師の診断書に代わって、介護が必要な状態を証明できる要免許者として位置づけられてるのが、看護師や准看護師、PTやOT、社会福祉士、介護福祉士、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの書面でも認められています。あるいは第三者として、職場の同僚でもよ

いということにもなっています。

こうした様々な簡易な所見で介護休暇の適用の可否を判断するなど、やはり市としての柔軟な対応が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 介護休暇についての再質疑にお答えいたします。

まず、県内の他市に確認いたしましたところ、スクールカウンセラーの意見書等で介護休暇を認めている市はないという状況は確認しております。

本市では、不登校の子を持つ職員のみならず全ての職員が仕事と生活の両立を図れる職場環境を構築することが重要であると考えております。

ただ、一方で、地方公務員法第 30 条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」、いわゆる職務専念義務に係る規定もありますことから、職員の休暇・休業制度の在り方につきましては、適切かつ慎重な制度の運用を図っていかなければならないものと認識しております。

厚生労働省では、先ほど村川委員からありました研究会の報告書を令和 7 年 1 月に取りまとめたところでありまして、この中で、いわゆるひきこもり、不登校の状態にある対象家族の介護については、初めて明記されたところであります。

本市といたしましては、今後におきましても、仕事と生活の両立支援を図る観点から、不登校の子を持つ職員への支援の在り方も含めまして、国の動向を注視しながら、他都市の取扱いについても調査・研究してまいります。

以上です。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この介護休暇が子どものケアにも使えるということはなかなか知られていません。

このことをやはり社会全体に周知していく必要があるというふうに思います。ぜひ、周知方法も含めて検討してほしいと思います。

先ほども紹介しましたが、日本共産党は不登校についての提言を発表しました。その一つに、年単位の不登校休業制度としての休暇制度を拡充することも盛り込んでいます。親の不安は子どもに伝染します。親が安心できれば子どもも落ち着きます。

そういう意味でも、安心して親も子どもも休める長期の介護休暇制度を本市においてもぜひ検討してほしいということを要望して終わります。

○館山善也委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時23分散会

2日目 令和7年6月18日（水曜日）午前10時開議

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、藤田誠委員。

〔Jアラートの放送が鳴る〕

ただいま、Jアラートが鳴りましたので、20秒間お待ちください。

〔Jアラートの放送が終わる〕

お願いいたします。

○藤田誠委員 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田……

〔放送チャイムが鳴る〕

早速質疑に入りたいと思いますが、その前に、先般、秋田県の熊の研究をされた方から熊の話を聞いて、自分が思っている山へ行くときの熊の対策と大分ずれがありまして、大変参考になりました。

皆さん、誤解されているのが、最近あるのが、鈴を持っていれば熊が来る、という話ですが、必ず鈴を持って、音の出る物を持っていってくださいって言われました。

また、熊が板柳町に出ました。考えれば、板柳町までの川の脇に雑木林がいっぱいあるので、そこを走ってきたんじゃないかと思います。

そのうちに、また熊について質疑をできればなと思いますが、最初に、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連して質疑したいと思います。

これまで各委員が質疑されて、概要について大体了解いたしました。ですが、今回購入費の3分の1、上限40万円の蓄電池への補助、上限が高いので、大型の蓄電池だと思いましたが、残念、ポータブル蓄電池が対象でなかったのも、ここをちょっと聞きたいなと思っています。

ポータブル蓄電池、これは太陽光——ソーラーパネルでも蓄電できるんですが、補助対象にならない理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）補助対象となる蓄電池についての質疑についてお答えいたします。

まず、青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金につきましては、物価高騰

対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、エネルギー価格の高騰による生活者支援及び温室効果ガス排出量の削減を目的に、省エネ家電等への買換え、太陽光発電設備や蓄電池の設置、電気自動車等充電設備の設置に係る費用の一部を補助するものであります。

このうち、蓄電池の設置につきましては、エネルギー価格高騰による生活者支援という観点から、各家庭においてメイン電源として日常的に使用する定置型の蓄電池を補助対象としておりまして、主にアウトドアなどのレジャーなどで使用されるポータブル電源は対象外としているところであります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

アウトドアなどのレジャーのものは対象外だということで、ここにおられる多くの方が東日本大震災を経験されたかと思います。企画部長と都市整備部長以外は青森で経験されたかと思います。

この被災経験者の多くは、その後、防災意識にかなり影響があったと思います。

地域によって違いますけれども、私の地域は復電するまでに大体 24 時間でした。

ちょっと話がずれるんですが、当時、青森県内で、今よく言われている医療的ケア児で、養護学校に通学できる方が 1 名しかいなかった。それで、当時停電して、どうしたんだろうなというのを昨日質疑する予定だったので、タベ思い出しました。現在は医療器具やバッテリーの進化もあって、多くの子どもたちが今、学校に通学できるようになりました。

この大震災の日はちょうど予算特別委員会の聞き取りで、養護学校の卒業式でもありまして、卒業式が終わって、私の子どもを自宅に届けて、聞き取りのため議会棟に来てばんとなった。それで、すぐ、うちから電話来ました。

電気がつかない。いつもついているテレビがつかない。DVDの再生機が動かない。子どもに自閉症がありますので、怒って騒いでいると。

すぐ帰りまして、車を横づけにして、紐で何とかDVDの再生機を動かして、テレビは小さいスマホのテレビを見せてごまかしましたけれども、震災後は落ち着いてから、私、オートバイのバッテリーを使って対応しました。

最近は、安全対策をちゃんと重視したポータブル電池が、発売されて、太陽光のパネルも付属した器具を、私、去年購入しました。この太陽光を使ったやつをどう使うかっていうのは、使う方によっては、今、環境部長が答弁された常時の電源として使うようなやり方、またはパネルから充電をして使って、いわゆる停電時の対応に使っている人もいます。

そういう意味では、私はぜひ、このポータブル電池は——そういう意味では対象にならなくて残念だなと思っています。

それで、先ほどの医療的ケア児の話は、災害時にバッテリーをどうするかというのは今後の課題だろうと思いますけれども、今、環境部長から説明があったのは、

いわゆる設備としてのソーラーパネル設置、蓄電池です。

私は自作しようと思って、あるワット数以下だと電気工事士の資格がなくても設置できるそうで、いろいろ研究して、今、形ができていて、簡単にそのままぶち込めばいいソーラーパネルはあるんです。パネルを自作しようと思っているんですが、この補助金ですが、自作をしてパネルを設置して、ある容量以下だと自分でも、電気工事士の資格がなくてもできるんですが、それにリン酸鉄リチウムのバッテリーを買ってできるように、自作が今できます。

自作に関しては、この補助の対象になるのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 自作の太陽電池等に関する御質疑にお答えいたします。

まずは昨日も竹山委員のほうに御答弁差し上げましたとおり、太陽光発電設備の要件というのがあります。

市内の自ら所有する自宅もしくは新築する自宅であるとか、あるいはF I T制度等の認定を取得しないとか、様々な要件がまずあります。この要件にまず該当しなければならぬということが対象条件になります。

また、先ほど藤田委員のほうから、ワット数が少なければ太陽光発電の、電気技師の資格がなくてもいいというお話であります。経済産業省によりますと、まずこの電気事業法というのは、設置工事に当たりましては、漏電対策を含めた、電気事故等のおそれがまずあるということから、原則としては、電気工事士法に基づいた電気工事士の資格を持った方が作業されるということが、我々としては必須であるというふうに考えているところであります。

したがって、資格を持っているのであれば個人でも設置していただいて、持っていないのであれば、先ほどお話ししたとおり、漏電等の対策もしっかりしてやるということで、市内の電気事業者さんをお願いするのが一番安全かと思えます。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 そうですね。これは潜水艦も今バッテリーで動かす——バッテリーの火災が一番危ないと言われていまして、私もつける場合について、外に火がでて大丈夫なところに設置しようかと考えているんですが、リン酸のバッテリー、むちゃくちゃ高いので、なかなか実現に至ってないんですが、今の答弁で、電気工事士の資格があつて、きちっと漏電対策をして火災対策をした工事なら補助対象になり得ると。これは、対象者が自作する場合については、工事資格、工事士の免許を持っている方もいるでしょうから、自作する場合には、きちっと担当課と事前に相談すればいいですね。作ってしまってから、やってしまってから補助してくださいって——分かりました、ありがとうございました。

さて次に、これちょっと、一般質問でちょっとびっくりしたことがあります。いわゆる家庭の廃油を回収してバイオディーゼル燃料の精製、9月末に終了すると

ということで、おおっと思いましたけれども、事業系の天ぷら屋さんの油の回収とかと違うので、数量は違うので、さほど影響はないと思うんですが、どれくらいのでCO₂削減に影響あるのか、焼却場の焼却処分によるCO₂の発生量をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 廃油の焼却処分によるCO₂の排出量についての御質疑にお答えいたします。

まず、BDF利活用推進事業につきましては、廃棄物を資源化して有効活用することを目的に、平成 22 年度から、一般家庭から排出される使用済み、または古くなった食用油、いわゆる廃食用油を回収した上でバイオディーゼル燃料、いわゆるBDFを精製し、車両用等の燃料として再利用する取組でありました。

廃食用油の回収を終了するに伴い、今後、これまで回収してきました廃食用油につきましては、一般廃棄物として焼却処理を行うことにより、昨年度の回収量であります約 9000 リットルで試算いたしますと、年間の温室効果ガス排出量が約 26.3 トンCO₂増加することになります。

これは本市におけます 2022 年度の温室効果ガス排出量の約 0.001%に相当するものになります。

一方で、昨年度の回収量であります約 9000 リットルの廃食用油からBDFを精製し、燃料として燃焼した場合におきましても、約 11.4 トンCO₂の温室効果ガスが排出されることや、廃食用油からBDFを精製する過程におきましても、一定の温室効果ガスが排出されることとなります。

今後におきましても、温室効果ガス排出量削減のため、廃食用油の利活用の可能性につきまして、国、他自治体及び民間の取組や技術の動向を注視してまいります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 家庭用だと、約 0.001%でしょうね。

事業系については把握してないと言われたので質疑をしないんですが、先ほど、これを精製するのにCO₂が何ぼ発生するという話がありまして、これは、精製して、バイオディーゼル燃料にして、結局焼却しても、その分だけ——市営バスを使っている例としては、それまで燃料を使わないので、結果同じなんだけれども、最後に言われたところの、いわゆる削減するためにCO₂を発生させるという、そこが今後の大きな課題になってくると思います。

太陽光パネルを作るのにどんぐらいで付けたらいいか、作るための発生量が多いというのであれば困りますので、その点はよろしくお願いします。

最後に、要望です。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編やら事務事業編も今年できたようで、環境省のお手本になる 2050 年までの目標を据えて取り組む姿勢に敬意を表したいと思います。

基準値が 2013 年、291 万 7000 トン。それに対して、目標である 2030 年が、基準年の 51.1%減を目指す。現実には 2021 年度の削減量は 228 万 5000 トン CO₂減って、基準年の 21.7%減ってたと。あと 30%だと。すごいなと思って、あと 4 年で、この分では、51.1%を超えるんじゃないかと思いますが、これから人口減少に伴い CO₂を使う方が減るので、減っていくわけです。

それから、森林吸収量の推移についても、ホームページに載っています。聞いたら、こういう達成状況は二、三年後でないと正しい数値が発表されないと。それではなくて、毎年青森市として計算した数値をきちっとホームページに載せて、達成状況を毎年これは、いった、これは、いったと。

達成するためには、予算が必要ですので、多分一番ネックになるのは、担当課がやりたくても、予算の問題だから。そこを毎年、毎年、達成度を、削減量を目安として、環境省が示す前に青森市として計算した数をちゃんと示して、いわゆる 2030 年に必ず達成するという意思を見せてほしいなと思います。

今回、ようやく青森市がゼロカーボンシティ宣言をしました。

これまで、私よく言うんですが、他都市は旗を上げるけれども中身がないっていう宣言でしたので、それと同じくならないように、ぜひとも頑張ってくださいようお願いして、この地球温暖化対策事業推進事業については終わりたいと思います。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 7 目交通安全対策費に関してです。

予算特別委員会ですので、一般質問とつながりありません。関係ありませんけれども、一般質問では白線の話をしましたけれども、それと関係なくです。いきなり行きます。

青森市が管理している区画線引き直しなどの補修は、どのように行われているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員の区画線の補修についての御質疑にお答えをいたします。

道路上に設置されております区画線などの路面表示は、交通の安全確保と交通の円滑化を図るため、車道中央線や外側線などの区画線については、国道、県道及び市道を管理する各道路管理者が設置をし、横断歩道や停止線、進行方向を示す矢印などの規制に関する道路標示については公安委員会が設置しております。

本市では、区画線の補修については、例年、雪解け後、速やかに工事に着手できるように、あらかじめ債務負担行為を設定し、交通安全施設整備事業により実施しております。

具体的には、市内青森地区を 4 地区に分けて、薄くなるなど見えにくい箇所や消えている箇所について、区画線の引き直しを行っているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございました。

交通安全施設整備事業によって、やっているということです。

それでは、この交通安全施設整備事業について、令和４年度から令和６年度までの過去３年間の当初予算額をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 交通安全施設整備事業についての再度の御質疑にお答えをいたします。

交通安全施設整備事業の過去３か年の当初予算額につきましては、令和４年度は 3987 万 3000 円、令和５年度は 3764 万 8000 円、令和６年度は 3396 万 6000 円となっております。

なお、地方公共団体が行う区画線などの道路交通安全施設の整備に係る経費につきましては、交通反則金収入を原資とした交通安全対策特別交付金として国から交付されます。

以上であります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、交通違反切符収入を原資としていると。皆さん、都市伝説みたいに聞くのは、警察官のボーナスの前に一生懸命、違反切符を集めているといううわさがありますが、別にボーナスで使っているわけじゃないそうです。

今初めて分かったんですが、交通安全対策特別交付金として、違反切符を使っていると。全部ではないんでしょうけれども。

これも天下り先だと思いますが、来年４月から、御存じのように、自転車の青切符——違反切符が切られます。

この前、夜ちょっとお散歩に出ましたら、声は聞こえる。北のほうから来る声は聞こえる。何か自転車の風切り音は聞こえる。いきなりぱっと、白い制服を来た、ちょっと 15 歳、16 歳の中学生以上の男性２人が、無灯火でぶっ飛ばしてきまして。来年の４月から、いわゆる自転車の違反切符をやれば、だばだばと取れるなと思っておりました。

ぜひとも大事なのは、歩道と車道の区分です。これを区分しないと大変なことになるなと思っていました。

それでは次に、令和４年度から令和６年度まで、過去３年の区画線の施工実績、予算も減っているんで施工実績はどうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 区画線の施工実績についての再度の御質疑にお答えをいたします。

区画線の過去３か年の施工実績につきましては、令和４年度は 5 万 1337 メートル、令和５年度は 4 万 7760 メートル、令和６年度は 4 万 3803 メートルとなっております。

以上であります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 年々、人件費も上がって、施工の実績が減っている。最近、線が引かれてない。これで何となく納得できました。ありがとうございます。

来年4月から頑張って——頑張るのは皆さんでないですね。公安委員会の方に頑張っていて、違反切符を上げてきちっと安全対策をしていただきたい。

それでは次に、区画線を引き直す箇所はどのように選定したのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 区画線を引き直す箇所の選定についての再度の御質疑にお答えをいたします。

市道の区画線につきましては、雪解け後に、道路の区画線の状況を職員による調査や町会・町内会・市民の方などからの情報提供なども踏まえ、薄くなるなど見えにくい箇所や消えている箇所を選定するとともに、交通量や通行の安全性を勘案し、緊急性、優先度を判断して、道路中央線などの区画線の引き直しを行っているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 時間も迫ってきましたが、ぜひとも区画線は違反切符ですので、違反の点数——お金を集めないと、この線をなかなか引けないと。

財政的には、なかなか市の一般財源を使うことはできないでしょうから、それでも危ないところはぜひとも、この違反切符を当てにしないで、ぜひやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、そろそろ時間ですので、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費に関連して、高齢者生きがい事業に関連することです。

これはもう答弁で、概要についてはほぼ伺いました。この話は鹿内市長の時代に、この高齢者健康農園を廃止するとうわさになって、私、えらい何回もあそこの場所に行きまして、それからどうなったんだろうかと。

大体、中身は皆さんから聞きましたので、過去5年間の農園の利用者数についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員からの過去5年間の高齢者健康農園の利用者数についての御質疑にお答えいたします。

高齢者健康農園は、農作業を通じて高齢者の健康づくりや介護予防を支援する高齢者生きがい事業の一環として雲谷地区に開設しており、過去5年間の利用者数につきましては、令和2年度が267人、令和3年度が273人、令和4年度が272人、令和5年度が265人、令和6年度が258人となっております。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 どうなんだろう。私がやったちょうど 10 年前ぐらいだったと思うけれども、こんなもんでしょうね。

大変、環境のいい——ただ、当時、利用者からよく言われたのは、やまぶき園までバス停を通せと。やまぶき園の前にバス停をつけてくれと、鹿内市長に言っておりまして、鹿内市長が私に——あの当時、鹿内さんの選挙を応援していないで、その後初めて会ったときでありまして、ある総会でこの話をおっつけられまして——大変いいところです。今日、里村議員はいないけれども、EM菌を入れたような土が、甘い、いい香りがするんですよ。これはいいものがおがるなと思って、当時のリーダーと大分お話をしました。

なかなか高齢者ですので、あそこにしょっちゅう来れないということで、草取りをどうしていると聞いたら、ボランティアでやってあげていると。

この利用者の数、大体こうなると思います。

ただ、気になるのは、名前が刺さっているのが外国人の墓地みたいで、あれがちょっと違和感あるんだけど、大変いい農園です。

当時は、市民農園が大はやりの頃で、下にある市民農園、まだ多分あると思うんだけど、一般の人ができないで、ある畑を見たら、ジャガイモがめちゃくちゃ伸びていて、芽を摘まないから伸びていた——多分、下は何にもできてないんだろうと思うけれども、意外と市民農園のほうは作り方を分からない素人さんがやる農園で、ここはきちっと指導して面倒を見る。土もすばらしいし、私もぜひ行きたいなと思って、家内に相談したら、油代かけて行くより買ったほうが安いべななって言われまして、挫折をしました。

ぜひとも、これは——周りにも分譲地、昔、別荘地があって、そこにOBの方があちこち土地を買われて畑になっております。

ここの農園は大変いいので、できれば下に持ってきてほしいんだけど、これだけの用地を確保するのは難しいので、ぜひとも今後も、施設の利用者の目線に立って、支援していただくことをお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブ、柿崎孝治です。

昨日は朝から暑い日で、ベイブリッジでは市役所に来る途中で温度計が 28 度を指していました。暑かったのですが、昼休み廣田神社までウォーキングしてみました。擦れ違う市民の方は、暑さ対策をされていたのが確認でき、国道の温度計は 30 度を表示して、風が吹いていたのですが、暑さを感じる風でした。昨日は、真夏のような日でしたが、市役所に向かって歩いていると、ちょうど救急車が走っていき、熱中症対策もしなければいけないということを感じました。市役所に入り、涼しさ

を感じ、安堵いたしました。改めて、昨年実施した涼み処の必要性を感じた次第です。今年の夏はどのようなになるか分かりませんが、涼み処の検討をよろしくお願いいたします。

それでは、８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費、油川埠頭の雪捨場の代替地についてお尋ねいたします。

洋上風力の基地港湾の整備に伴い、来年度から青森港の油川埠頭が冬の雪捨場として使えなくなる前に、昨冬から新しい雪捨場が設けられ地域住民の捨て場の代替地として新田浄化センター敷地内を、事業者用雪捨場の代替地として新城福田が新たな雪捨場として設置されました。

私は、市内に向かうとき、帰るとき、油川埠頭と新田浄化センターの敷地の雪捨ての状況が必然的に目に入りました。

当初、新田浄化センターの敷地は利用者がいないケースがありましたが、年末の大雪から利用者が徐々に増えていることが分かりました。

新城福田は事業者用雪捨場として夜間利用しているので、状況は確認できませんでしたが、日中通ると雪山が大きくなり、活用されていることが分かりました。

油川埠頭の雪捨場が完全に利用できなくなると、市の負担も増えるわけですが、その場合の維持管理費を把握する必要があります。

そこで質疑いたします。

昨年度から開設した新田浄化センター敷地内と新城福田の雪捨場の維持管理に要した経費をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 柿崎委員の雪捨場に関する御質疑にお答えをいたします。

本市では、これまで冬期間に雪捨場として利用していた油川埠頭が、洋上風力発電の基地港湾の整備に伴い、将来的には雪捨場として利用できなくなる見込みでありますことから、昨冬から地域住民の雪捨場の代替地として新田浄化センター敷地内を、事業者用雪捨場の代替地として新城福田を新たな雪捨場として設置し、試行的に運用いたしました。

雪捨場の維持管理に要した経費につきましては、新田浄化センター敷地内が 2607 万 1355 円、新城福田が 3177 万 5275 円となっております。

以上であります。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 合計で 5784 万 6630 円、約 5800 万円の経費がかかることが分かりました。

そこで再質疑です。

昨冬の新田浄化センターの雪捨場について、人員の配置があり、入場の際、それから退場の際に安全確認していただき、利用者はとても助かったと思われます。

数日間人員の配置がなく、入り口付近にブルドーザーが置かれ、利用できない日がありましたが、その理由と対応状況をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 新田浄化センター雪捨て場の利用状況についての再度の御質疑にお答えをいたします。

新田浄化センター敷地内の雪捨て場は昨冬から地域住民の雪捨て場の代替地として新たに設置しており、敷地面積は約 9000 平方メートル、開放時間は午前 8 時から午後 4 時までとし、市民が自宅敷地内の除雪作業により生じた雪の軽トラックや小型トラックによる自己搬入を受け入れております。

昨冬は、特に年末年始に記録的な豪雪となりましたものの、積雪後の気温上昇などがあり、捨て場内がぬかるみ車両の走行が困難となります、いわゆるじゃけた状態となりましたことから、一時的に利用を制限したものであります。

当該雪捨て場の利用を制限する際は、管理する事業者から本市に対しまして、利用を制限する理由及びその期間について報告があり、市民からお問合せがあった際にはその旨を回答していたものであります。

以上であります。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

私も 2 回ぐらいその場所に行って、雪捨ての状況を確認していました。

軽トラックで来ている方は、雪を一気に落とすやり方というか、ちょっとユーチューブでも見たんですけれども、後ろの囲いを全部外して、前に出て、バックして前に出ると、ドンと落ちるというやり方をしている人たちがいて、とても楽にできるんだと。これは、そういう広いスペースがあるのと、あとほかにやっている人がいないので、そういうこともできるなということで、聞いてみたら、こっちのほうで安全・安心だと。油川のほうは車の往来が多くて、結構危険なので、こっちのほうですごくやりやすくて、自分は助かっている。もっと PR すればもっと来るんじゃないかというのはあったけれども、あんまり混み過ぎると今度はこっちのほうで危なくなるというのも、伺っていました。それはじゃけた日じゃなくて、本当に雪を捨てる日に聞いていたので、そういうふうなお話を聞くことができました。

油川のほうは、やっぱり車の往来が多くて、自分たちが通勤しているときでも危険な場合もありましたし、変に電話をかけて私 1 回叱られたんですけれども、脇のほうに車を止めて電話が来たから出ていたら、ここは雪投げるとこだから、おまえたちなに止めてるのかというふうにすごいどなられたこともあったので、やっぱり必死に雪捨てに来てるんだなというのは感じて、そこに車を止めた私が悪かったと反省もいたしました。

それで、質疑をいたします。

今年度から油川埠頭に雪を捨てることができないのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 油川埠頭への雪捨てについての再度の御質疑にお答えをいたします。

洋上風力発電の基地港湾の整備に伴い、将来的には雪捨て場として利用できなくなる見込みの油川埠頭の代替地として、昨年度から新たに新田浄化センター敷地内を地域住民の雪捨て場として設置するとともに、新城福田を事業者用雪捨て場として設置し、試行的に運用いたしました。

新田浄化センター敷地内及び新城福田の両雪捨て場については、油川埠頭と併用しながらも、多くの市民や事業者にご利用され、事業者ヒアリングにおいては、雪捨て場の分散化が図られたことや、雪捨て場の受託者においては、気温上昇による障害等あったものの、おおむね円滑に運営できたなどの意見がありましたことから、今後も雪捨て場として継続することで関係者と協議をするとともに、引き続き、新たな雪捨て場の確保については検討を進めてまいります。

なお、昨冬まで運用してまいりました油川埠頭への雪捨てについても、埋立て工事の進捗状況を見ながら、今年度も利用できるよう、県と協議を進めているところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

油川埠頭の特徴は、搬入車両や搬入時間の制限がないということで、とても活用されていたと思います。

同じような条件の雪捨て場を確保することを要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

続きまして、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、旧油川配水所についてです。

解体工事が決定したことを受け、令和3年6月8日に水道部の協力をいただき施設の見学会を実施いたしました。

旧油川配水所は油川小学校に隣接し、昭和41年供用を開始し、私が油川小学校時代、正面には噴水があり、何年生か記憶はありませんが、真新しい水道工場——いわゆる旧油川配水所の見学に行ったことは、しっかり覚えています。

旧油川配水所が停止して以降、天田内配水所が担っていることの説明を受け、そのとき油川配水所の解体は約5年程度かかることと、跡地の利用、活用は決まっていないことを教えていただきました。

旧油川配水所の解体は令和3年、令和4年と目に見える解体を行っていましたが、現在は周囲を高さ3メートルのフェンスで囲っているままの状態です。数年、除草作業を行っているのは確認していますが、解体作業が止まっているように見受けられます。

そこで質疑いたします。旧油川配水所の現在の状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 旧油川配水所の現在の状況についての御質疑にお答えいたします。

旧油川配水所は、油川小学校の南側に隣接する約1万7600平方メートルの敷地にあり、周囲の地下約400メートルからの地下水を水源とする施設として昭和41年に供用を開始しており、主に市内北部地区の配水を担っていた施設であります。

しかしながら、近年の人口減少や節水機器の普及により水需要が減少し、施設の老朽化も進んでおりましたことから、令和2年に運営を廃止し、現在は旧管理棟の解体までの間、周囲を高さ3メートルのフェンスで囲っている状態となっております。

当該施設は、廃止とともに関連施設全てを解体撤去することとし、令和3年度からこれまでの間、管理棟の発電機等の撤去、PCBの処分、アスベスト除去などを行ってきたほか、配水池の解体、9か所の取水井のうち、3か所の埋め戻し工事を実施してまいりました。

当初は、令和7年度までに主な施設の解体撤去を終了する予定でありましたが、既に廃止しておりました取水井から地下水が自噴し、その地下水が敷地内や周辺の用水路等に流出する状態となりましたことから、解体工事前に、これら井戸の埋め戻しを優先して行うこととしたものであります。

こうした現況につきましては、先般、地元町会であります油川横町町会、羽白町会にも御説明したところであり、今後も地域の御理解をいただきながら、計画的に解体作業を進めてまいります。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 関係する町内に連絡していただけるということと、あと聞き取りのときに、連合町会とか、その他関係する団体にも、伝えていただけるということ伺っていました。

油川全体に周知できることは、地域の皆さんに伝わり、不安の解消にもなると思います。

よく、あれはいつまでやっているんだという話とかが、いろんな場所で聞かれます。それで、私も一応説明するんですけども、おまえそれも分からないのかとよく言われるのが常々ありますので、今答えていただいたことを伝えれば、地域の方も分かってくれると思いますので、ありがとうございます。

質疑です。旧配水所の解体工事について、今後の予定をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 旧油川配水所の解体工事の今後の予定についての再質疑にお答えいたします。

現時点でのスケジュール案であります。先ほども申し上げましたとおり、自噴

水の影響から、各取水井の埋め戻し工事を優先する必要がありますため、今年度から令和 9 年度にかけて、取水井の埋め戻し工事を全て完了させた後、令和 10 年度から令和 13 年度にかけて、配水池の基礎くい撤去、管理棟、着水棟、外構等の解体工事を実施していきたいと考えております。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

質疑です。現在での旧油川配水所の解体費用についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 解体費用についての再度の御質疑にお答えいたします。

旧油川配水所解体費用のうち、令和 6 年度までの間は、管理棟のアスベスト除去工事や、配水池の躯体の解体工事などで、約 2 億 3200 万円の費用を要したところがあります。

今後実施を予定しております取水井の埋め戻し工事のほか、配水池の基礎くい撤去、管理棟、着水棟、外構等の解体工事の費用は、令和 2 年度時点で約 3 億 4200 万円と見積もっており、合計で約 5 億 7400 万円と見込んでいるところであります。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

旧油川配水所は今使用できなくなっていますが、天田内配水所が今、機能していると思います。

そこで、今、工事を行っていますが、何の工事を行っているのでしょうか。お知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 天田内配水所で現在実施している工事についての再質疑にお答えいたします。

現在実施しております天田内配水所の工事は、天田内配水所からの配水量を計測するための流量計を更新するもので、口径 500 ミリメートルの流量計本体を更新する天田内配水所配水流量計更新工事と流量計の前後の水道管を整備する天田内配水所配水流量計更新に伴う配水管整備工事を実施しております。

いずれも令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 か年で施工しており、工事費は合計で約 1 億 9600 万円となっております。

以上です。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

ここから要望です。

旧油川配水所のエリアは、天田内川、洪水ハザードマップ、それから陸奥湾津波ハザードマップの被害対象エリアになっています。

隣接する青森北高校は、盛土を行って建設されたため、避難場所となっているこ

とが昨年の油川地域でやった訓練で分かりました。

現在のままだと、旧油川配水所は利用が限定されたままになりますので、青森北高校と同様に盛土をして利用すると、いろんな幅広く活用できるのではないかと、私自身、勝手なんですけれども考えています。そのことも検討しながら、今後の活用について要望して、この項は終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

それから——ごめんなさい、部長まだいてください。

これから勝手に水道部のPRなんですが、現在、本庁舎1階サードプレイスで水道部の企画、子どもの絵画展と、併催事業として2025あおもりウォーターフェアが行われています。

子どもたちの作品はたくさんあり、とても見応えがありますが、併催事業では、青森市の水道水のおいしさの秘密、それから災害時における飲料水の確保、SDGsの取組など、知識を高めるパネル展が6月30日まで開催されていますので、議員の皆さん、それから理事者の皆さんもぜひ素通りしないでじっくり見ていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして——部長オーケー、10款教育費5項社会教育費2目市民センター費、油川市民センターの雨漏りについてです。

油川市民センターにおいて、複数箇所の雨漏りが見られるが、市としてどのような対応をしているかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 油川市民センターの雨漏りについての御質疑にお答えいたします。

油川市民センターでは、屋根材及び雨水を屋根から排水するドレンの経年劣化等により、1階多目的ホール、2階ホール、3階図書室等、計10か所で雨漏りが発生している状況です。

雨漏りの発生を受け、油川市民センターでは、各発生箇所の雨漏りの度合いや雨水の量に応じて、天井裏への水受けやホース等の設置など、応急的対応をしてきており、施設利用に大きな支障を来すことなく運営されているところです。

雨漏りの解消のためには、主な原因となっている屋根材及び排水ドレンの修繕が必要となりますが、各市民センターの施設・設備の改修及び修繕につきましては、限りある財源の中で、各施設の躯体や設備等の劣化状況及び施設利用への影響等を考慮し、優先度を見極めながら適切に対応していくこととしております。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

職員に聞き取りすると、3階のOA室は平成27年時点で既に、正面玄関数か所は10年前から、2階渡り廊下は6年以上前から、1階多目的ホールは5年以上前から、3階図書室は5年前から、1階事務室は4年前からと10か所のうち6か所は4

年以上前から雨漏りが発生していて、改善がなされていません。答弁も、以前行われた小野寺市長時代のタウンミーティングでの回答とほぼ変わっていないような気がいたします。

そこで再質疑です。

雨漏りすることによる周辺設備への影響の中で最も危険と思われるのは漏電であります。どのような対応をしているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 漏電への対応についての再度の御質疑に答弁いたします。

現在、漏電の危険性が高い箇所での雨漏りは把握しておりませんが、今後におきましても、指定管理者と連携しながら雨漏りの状況を把握し、漏電を含め周辺設備への悪影響が生じないよう必要な対応を講じてまいります。

○館山善也委員長 柿崎議員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

要望になりますが、油川市民センターの開設日は平成5年、1993年4月12日ですから、既に32年がたっています。

このタイプの市民センターとしては、油川市民センターが一番新しいタイプの形で、油川の場合はレストランも併設されていますので、とても特徴がありますし、正面の玄関のエントランスは、かかしを今、展示しているんですが、かかしが展示できるような設計にもなっていたので、すごく油川の方たちは喜んでいます。

いろいろ改善していただきたい箇所は、そのほかもろもろありますが、大雨が降ると限られた人員で運営している指定管理者の作業が増加するということもお考えいただきたいと思います。

それから、いくらお願いしても改善、修繕してくれないと、指定管理者の気持ち、モチベーション、一生懸命やっているんですけども、直してくれない、雨降ったらまた雨漏りして大変だということがあると、自分の仕事ができなくなることもあります。また、正面玄関は雨漏りすると、スチロール箱やバケツなどを設置、その後、後遺症があるので――後遺症というのは、晴れても雨が伝わって落ちてくる場合もありますので、全然知らない人は何でこんなところにスチロール箱を置いているんだと疑問を持つ方もいっぱいいますし、通路の妨げになる場合もあります。

今回は梅雨シーズンに入ったことで、まずは雨漏り箇所を早期に改善していただきたいことを要望として、この項は終わります。ありがとうございます。

続きまして、油川市民センターに関してではないのですが、油川市民センターは、4月に開催された桜マラソンに関係して、あそこに全部のバスが来て、あそこで降りてから野木和公園に選手とかが歩いていくという形になっています。

これは要望なんです。今年も油川地域をコースに含むあおもり桜マラソンが4月に開催されました。

私は、スタート会場である野木和公園で地域の皆さんと一緒に大会運営のお手伝いをしていました。当日は、早朝からの土砂降りでしたが、スタートするときには、雨も上がって、横山副市長は晴れ男なのかなとちょっと感じたんです。来たら、なんか雨がやんできたというのもありました。

昨年から 1114 人増の 5140 人のランナーが参加されました。野木和公園にこんなに人が来たことがないと思います。関係者も入れると、あと 500 人から 600 人来ていると思うので、野木和公園はとにかくいろいろ知名度がアップしてきていると思います。春の青森を象徴するイベントとして定着しつつあり、多くの方々に親しまれる大会になってきていることも感じます。

本大会には、初回大会からお手伝いしておりますが、大会を通じて、ボランティア活動などをきっかけに、地域住民のつながりや地域の一体感が年々高まっていることを実感しております。地域とともに成長している大会ですが、今後さらに大会運営をよくしていくための環境整備についてお願いさせていただきます。

スタート会場になる野木和公園には、ランナーの皆さんが青森駅などからシャトルバスに乗られ油川市民センターで降車し、そこから徒歩で移動します。

第 3 日曜日が大体桜マラソンの日になっていますが、油川市民センターは、第 3 日曜日が休館日となっているので、トイレ等の利用ができません。

今回は寒さもあって、トイレを探す方が結構おられました。スタート会場には多くの仮設トイレが設置してあるのですが、降車場所となる油川市民センターのトイレを開放する、または仮設トイレを設置するなどしていただけると、ランナーにとっても非常に助かるのではないかと考えました、今回、見ていて。また、今回スタートまで雨が降り続いておりましたが、スタート会場の拠点となる野木和公園の駐車場の一部が冠水するなどし、運営側も相当苦労されたと思います。

大雨が降ったことで、いろんなことがまた見えてきたと思いますので、これはまた来年度とかに役立てることにつながっていくと思いますので、いろいろ確認を取っていただきたいと思います。

こうした中で、降水時の対策として、運営側の工夫がされておりました。

屋外に設置されたテント型の更衣室内の地面も雨の影響でぬれ、そのままですと、着替え時に靴下がぬれる状況でしたが、シューズカバーを配付し、ぬれにくいように工夫していたほか、着替え後の対策として、全てのランナー対象にポンチョを配付しておりました。

これらの取組は、ほかの大会ではあまりないようです。ランナーからも高い評価をいただいていると伺っております。運営側のこういったランナーに配慮した細かな取組を評価したいと思います。天気の影響を受ける屋外でのイベントということもあり、心配が尽きないかと思いますが、今後も多くのランナーにお越しいただき、地域の活性化につながる大会となるよう、毎年改善を重ね、引き続き運営の向上に努めていただきますようお願いしたいと思います。

以上、要望してこの項は終わります。

続いて、2 款土木費 1 項総務管理費 4 目企画費、旧町名表示柱についてお尋ねします。

広報あおもり令和 6 年 10 月号は、「みなとまち・あおもり誕生四〇〇年、『あおもり』誕生の歴史をひもとく」と大きなタイトルがついていました。

2 ページ目、3 ページ目で特集 1 「青森港は 2025 年に開港 400 年を迎えます」——紙面には 2 ページにわたって、江戸時代の絵図があり、解説がついていて、この絵図は約 340 年前の青森のまちのもので、当時の町の中核的部分というふうに書かれていて、そのほかいろいろ書いていましたが、割愛させていただきます。

中段には 1625 年——寛永 2 年「開港」から 2026 年——令和 8 年「まちづくりの始まりから 400 年」の年表の記載がありました。さらに 3 ページ下段には、西秀記市長のメッセージがあり、前半から中段まで割愛させていただきますが、去年の広報でしたので 2024 年から再来年の 2026 年にかけて様々な記念事業を予定しているので、皆さんにもみなとまち・あおもりを知り、親しみ、考える機会になることを願っています。

令和 7 年——2025 年度はいよいよ青森開港 400 年を迎えました。これから秋にかけみなとまち・あおもり誕生 400 年事業も活発化すると思われます。

令和 6 年第 4 回定例会、予算特別委員会でも要望していましたが、旧町名表示柱の修繕計画をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 旧町名表示柱の修繕計画についての御質疑にお答えいたします。

旧町名表示柱は、現在使われなくなった懐かしい由緒ある旧町名の由来を表示するものであり、平成 5 年度から平成 7 年度にかけて、青森駅西側から合浦公園付近にかけての既成市街地内のエリアに萬町や練兵町など、旧町名ごとに 19 か所設置したものであります。

旧町名表示柱の修繕につきましては、これまで劣化状況に応じて、防腐塗料の塗布やシーリング、由来板の交換などを行っており、令和 3 年度から令和 6 年度まで計 10 基の修繕を行ってまいりました。

今年度は大工町、博労町の 2 基の修繕を行う予定としており、来年度以降も引き続き修繕を行っていくこととしております。

○館山善也委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

来年度、まちづくり 400 年を迎えるに当たって、旧町名表示柱がとても必要だと感じます。

これを作ったときの思いが、文書に書かれていますが、平成 5 年——1993 年 5 月に現在使われなくなった旧町名表示柱等を設置する、表示に当たって青森市ふるさ

と再発見事業計画との整合性を図り、分かりやすさと公共性に配慮するとともに、新たな真実が確認された場合は、由来文の見直しなどを行って修正していくということで、今後も続けていくということになっていましたので、今回、開港 400 年を迎える、まちづくりも 400 年を迎えるということで、平時とは違って特別な時期だと思いますので、何とか、毎回言っているんですけども、2 本だけじゃなくて、旧町名、町をつくったときの町名というのがあると思いますので、そちらのほうを今年度で全部終了させ、2026 年の 4 月には全て修繕してもらえればというのが私の要望になります。

それから、一番観光客の目につくところは、私が感じるのは、「THREE」のところにバス停があるんですけども、そこに美法という町名の表示柱があります。

その説明文というのがもう消えてしまっているんですね。だからそこは多分、観光客の人たちも結構見ていると思いますので、せっかく青森に来て、その説明が何も分からないとなると、多分青森って、何かやってないなというふうに思われる可能性もありますので、そこも併せて、ちょっと見直し等するようにしていただければと思います。

今回はとにかく 2025 年、2026 年の開港 400 年、港町をつくってから 400 年になりますので、何とかそのところを御検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○館山善也委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。よろしくお願いします。

最初に、先週の土曜日ですけども、浅虫の海岸清掃が行われました。

東中学校の生徒を中心に、地域の方、そしてボランティアの皆さんで浅虫の岩場のほうに漂着したごみを片づけました。

ビーチのほうでは、連合町会の皆さんがごみ拾いをしておりましたが、今年で 6 年目でしたけれども、毎年きれいにしているにもかかわらず、漂着ごみが約 1 トン集まりました。市の環境政策課、廃棄物・リサイクル課の御協力をいただいてどうもありがとうございました。

では、議案別冊「令和 7 年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和 7 年度第 2 回定例会）」9 ページに関連して、水道事業についてお伺いいたします。

昨年行った郵便局の配達用バイクによる水道検針の実証実験事業の検証結果をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 スマート水道検針実証事業の検証結果についての御質疑にお答えいたします。

ドライブ・バイを活用した配達車両による寒冷地でのスマート水道検針をテーマとした実証事業は、冬期間、積雪等により現地での検針が困難であることや、地域

によっては検針員の担い手不足が課題となっておりますことから、デジタル技術を活用した解決事例のモデルケースを創出することを目的に、昨年度総務省が本市で行った事業であります。

実証事業の内容は、幸畑、大野、桜川の3地区で計200世帯を対象に、既存の水道メーターを通信機能を有したスマート水道メーターに交換させていただき、無線受信機を搭載した郵便局の配達車両が、郵便物を配達しながら対象世帯付近を走行した際に、スマート水道メーターから検針データを自動で受信するというものであり、その有効性等について、検証したところであります。

実証期間といたしましては、令和6年10月と、令和7年1月から2月にかけての約1か月半行いましたが、通常の見視による検針でデータを確認できた世帯が、1月の検針では34.5%、2月の検針では38.5%であったのに対し、スマート水道検針では、いずれも99%以上の世帯でデータを取得できたということであり、降雪期において、有効な検針方法であることが実証されたところであります。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

総務省による郵便局のバイク配達網を活用した実証実験ということでありましてけれども、とてもユニークなアイデアだったと思います。

特に雪の降る冬、雪に埋もれたメーターを見視する必要がないので、それも99%以上のデータが取れたということでありまして、効果があったということだと思います。

これを発案された方は、総務省の青森出身の方です。せっかくの実証実験ですので、今後に生かしていただきたいと思います。この実証事業を踏まえて、今後のスマート水道検針の方針含めて、市はどのように考えているのか伺います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 実証事業の結果に対する市の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回の総務省によるスマート水道検針の実証事業結果は、降雪期において特に有効であることが確認され、将来的には市としても導入を検討すべき手法の一つであると認識しております。

一方で、今回の実証事業では、導入費用やコスト比較の検証がされていなかったことから、水道部独自で試算したところ、現状の検針員による検針と比較して3倍以上のコストが必要と見込まれたため、現時点での導入は困難であると考えているところであります。

スマート水道検針に関しましては、通信方式等にも様々な方法がありますほか、水道メーターの計測方式において、新しい技術の開発が進んでおり、国におきましても、導入促進に向けた施策の方向性を取りまとめることとしておりますことから、当面は国や他自治体等の動向を見ながら、費用対効果等を調査研究してまいります。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

今回の実証実験を含めて、通信機能つきスマートメーターの導入を自動検針としている自治体というのは、全国でも本当に増えています。様々な方法がありますので、導入コストを含めて今後検討していくことになるんだと思います。

まずは、隔月の検針制度、これが始まっておりますので、運用の定着が先かなというふうには思います。

では、過去3年間の道路漏水件数及び宅地漏水件数をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 漏水件数についての御質疑にお答えいたします。

水道部では、道路で発生した漏水を道路漏水として、宅地境界から水道メーターの間で発生した漏水を宅地漏水として集計しております。

過去3年間の漏水件数は、令和3年度は道路漏水が203件、宅地漏水が310件の計513件、令和4年度は道路漏水が223件、宅地漏水が272件の計495件、令和5年度は道路漏水が235件、宅地漏水が256件の計491件となっております。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

宅地漏水は減ってきておりますけれども、道路漏水は増えつつあるということです。

昨日の木村委員への答弁で、水道漏水率というのが、青森市が令和5年度約9.7%と。全国に比べても多いということでありましてけれども、この漏水はどのような方法で発見しているのか教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 漏水の発見方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

漏水の発見方法は、水道部が委託している漏水調査によるものと、市民からの情報提供を受けた水道部職員による現地調査などがあります。

このうち、水道部が委託している漏水調査業務の方法としては、主に戸別音聴調査、路面音聴調査、夜間最少流量調査の3種類があり、戸別音聴調査とは、音聴棒という器具の一方を耳に、一方を水道メーターに当てまして漏水音を聞き取る調査、路面音聴調査とは、道路に埋設されている水道管の上を歩きながら漏水探知器という器具を路面に当て漏水音を聞き取る調査、夜間最小流量調査とは、水道使用量の少ない深夜から早朝にかけ調査エリアの流量を測定し過去のデータと比較することにより漏水量を把握する調査であります。

また、簡易水道地区にありましては、24時間排水流量等の常時監視を行うなど、漏水の防止と早期発見に努めております。

以上です。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。発見方法がいろいろあることが分かりました。

実は、私の住む地域の東市民館なんですけれども、この前、水道検針が終わった後に漏水の可能性の確認についてのお知らせという通知がありました。

そのお知らせですけれども、どういった調査によるのか、また、先ほどの答弁の中にありました戸別音聴調査とどう違うのか教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 漏水に関するお知らせと調査方法の違いについての再度の御質疑にお答えいたします。

このお知らせにつきましては、先ほど御説明した委託業務での漏水調査とは別に、検針員が水道メーターを検針した際に、当月の使用水量が過去3か月平均の2倍以上であった場合に、漏水が疑われるものと判断し、その旨を記載したお知らせの用紙と同様の内容を記載した検針票を郵便受けに入れるなどしてお客様に配布しているものであります。

調査方法の違いについてであります。検針員の場合は、器具を使用して漏水調査をしているのではなく、端末機に使用水量を入力した際に、システムで自動的に判別されるようになっておりますほか、前月に比べ特に使用水量が多い場合ですとか、空き家や、明らかに不在にもかかわらず、使用水量が発生している場合などには、検針員が個別に判断しているもので、水道メーターから蛇口までの間の漏水の可能性をお知らせし、お客様に調査、確認していただくこととなっております。

一方、戸別音聴調査は、水道メーターから道路側、すなわちお客様の使用水量にカウントされない給水管の漏水調査を市の委託業務により実施しているものであります。この調査で漏水が発見された場合は、委託業者から水道部に伝達され、水道部職員が現地調査で漏水の状況を確認し、速やかに修繕工事を発注しているところであります。

以上です。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。分かりました。

検針員による検針というのは、メーターから蛇口までの間の漏水が過去のデータなどによって通知されると。

戸別音聴調査というのはメーターから道路側で、その漏水をいわゆる現地調査しているということです。

あと、次の路面音聴調査ですけれども、道路に埋設されている水道管の上を歩きながら探査するということなんです。道路といってもとても広い範囲ですけれども、毎年どのように実施しているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 路面音聴調査についての再度の御質疑にお答えいたします。

路面音聴調査は、対象となる管路延長約 1500 キロメートルのうち、毎年約 360 キロメートルの管路を選定して調査しているものであります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 その約 360 キロメートルの選定ですけれども、どのように選定しているのか教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 路面音聴調査の管路の選定についての再度の御質疑にお答えいたします。

路面音聴調査を行う管路は、衛星画像を使用した漏水リスク管理業務システムで、漏水リスク値が高いと判断されたエリア内の老朽水道管と、夜間最小流量調査で、漏水量を把握できたエリア内の老朽水道管を選定しております。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。衛星画像を解析してエリアを特定しているということです。

NHKとかにも入っていましたが、全国でも、導入自治体が増えているということで、これはAIも絡んでいるということで、その力も大きいと思います。

最後にもう1つ、夜間最小流量調査というのは具体的にどのような内容なのか教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 夜間最小流量調査の箇所選定等についての再度の御質疑にお答えいたします。

夜間最小流量調査ではまず市内を道路、河川、水路等で、141 のブロックに区切りまして、そのうち漏水履歴が多いエリアから 20 ブロックを選定しております。

また、頻繁に漏水が発生するブロックにつきましては、調査頻度を増やし、早期発見に努めているところであります。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

漏水が発生しやすいブロックというのは、多分旧市街地とか、いわゆる古いところ、場所ということだと思えるんですけれども、様々な手法を駆使して漏水を発見していることが分かりました。うちの東市民館の場合は、検針員の方によって判明したんですけれども、業者に連絡をして修繕を無事終えたんですが、何しろ地下のことですので、建物の下の床を剥がして探すというのはとても大変なことです。

結局、そうなるのかなりの工事費がかかるので、屋内を排水して——これも初めて分かったんですが、屋内に排水管を通して事なきを得たんですけれども、家庭漏水の場合も同じで、業者へ連絡して対応するにも、多分漏水箇所によっては多額の費用負担の可能性もあります。

そうした場合を含め、宅地での漏水の場合、修繕に必要な費用に対して、市の助

成制度というのはあるのかどうか教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 修繕費用についての再度の御質疑にお答えいたします。

宅地内の給水管蛇口などの給水装置は、個人の財産でありますことから、これらが漏水、破損などにより修繕が必要となった場合、その修繕費用につきましては、所有者等が全額負担することとなっております。

水道部では、こうした修繕費用への助成制度はないものの、宅地内の漏水で給水装置の所有者等が必要な修繕を行った場合には、水道料金を軽減する制度を設けており、その漏水の状況に応じて漏水したと推定される水量の全部または一部を減量し、料金を軽減しているところであります。

以上です。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

宅地ならば工事費の助成制度はない、これは私有地ですので当然かもしれませんが、漏水した分の水道料の一部は減免対象になるということであります。丁寧な御説明ありがとうございました。

水道事業というのは、私たちの暮らしを支える基盤として、日々安定した水を供給していただいております。漏水対策を含む見えない部分でも、不断の努力をされているということが分かりました。

この冬、私の住む家のすぐそばの交差点なんですけれども、その真ん中で水道管の漏水がありました。真冬なんですけど、夜から明け方にかけて、その後数日をかけて工事をしていたんですけれども、本当に大変な作業だと思います。市民の生活を支えていただいているという意味でとても感謝しております。

青森市水道経営プランにもありますけれども、将来の水道施設の更新需要を踏まえて、水道事業の安定的な運営を目指していると。激しい、厳しい環境下でも、安全・安心な水を届け続ける技術等、経営に期待をして、この項は終わります。ありがとうございます。

では次に、10 款教育費 1 項教育総務費 2 目指導研修費及び 2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費、断熱ワークショップの取組についてお伺いをいたします。

今年の 6 月 1 日なんですけど、原別小学校で断熱ワークショップを行いました。7 名の小学生、そして保護者、地域の方のほかに環境問題に興味を持っている方とか、県、あるいは N P O、N G O の方などたくさんの方が参加しましたけれども、弘前市からも、環境課、そして業者の方が 4 名いらしておりました。

最近できた学校は別としまして、多くの学校の教室の窓はとても大きいです。さらに、金属製サッシの 1 枚ガラスなので、外の温度を伝えやすくなっています。また、廊下側の窓も同じで、特に廊下は冷暖房もないので、さらに外気の影響を受けやすいのが現状です。クーラーが設置されていても、30 度近い日はその大きな窓か

ら、日差しや熱が内部に伝わってきて、室温がなかなか下がらないという状況もあるようであります。これは冬も同じで、窓やサッシを通して室内の温度がどんどん奪われていくと。

その教室の窓を中心に、工務店の方と一緒に子どもたちが、県産のヒバ材の窓枠に中空ポリカーボネート——これはポリカーボネートといってプラスチック素材なんですけれども、中に空洞がある板状のシートで、軽くて強度があって、断熱性に優れているという素材であります。それを窓枠に入れて窓の内側と、そして教室の廊下側の窓に貼り付けました。

さらに、廊下側の壁にも、スタイロフォームという発泡プラスチックの断熱材を貼って、それをヒバ材で覆って作業は終わりであります。

今回は1日の作業なので、天井の断熱まではできませんでしたが、断熱の効果は、これからの暑い夏、寒い冬になるに従って、はっきりしていくと思います。

参加した子どもたちも、断熱についての知識と、そして作業での体験が楽しかったようでした。

質疑いたしますけれども、これまで小・中学校では、住環境での省エネについてのどのような学習を行ってきたのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 工藤委員の住環境における省エネに係る学習についての御質疑にお答えいたします。

学習指導要領では、健康、快適、安全で、豊かな住生活に向けて、快適な住まい方に関する知識及び技能を身につけ、住生活の課題を解決する力を養い、住生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を育成することと示しており、小学校家庭科、中学校技術・家庭科において、住環境における省エネルギーに係る学習をしています。

具体的には、小学校家庭科では、夏に涼しく快適に住まうための工夫として、冷房器具の利用だけでなく、すだれやよしず、グリーンカーテンを利用し、室内の直射日光を遮ることや、打ち水により室内の温度の上昇が控えられること。

中学校技術・家庭科では、寒い地域では、二重の玄関や窓になっていること、暑い地域では、軒を深くし、日光を遮り風通しをよくするために大きな開口部を設けるなどの家づくりが行われてきたことなどに触れ、自然や人に優しい住まいについて考える学習が行われております。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

今回の断熱ワークショップは、市民グループが主体となって小学校の教室をお借りして行ったわけですが、断熱作業とクーラー設置など約165万円の費用はクラウドファンディングで集めています。

市の教育委員会、そして学校の持ち出しはなくて、場所を提供していただいて教

室の断熱化をしてクーラーを設置しました。その教室は現在、校内教育支援センターとして利用しています。

おととい、様子を見てきたんですけれども、その教室で校長先生と生徒と一緒に教科書を開いて勉強しておりましたが、中空ポリカとヒバ材の窓からは、外から見えないので、柔らかい日差しが中には差し込んでいて、クーラーもちょうど効いて、とても居心地のいい空間になっておりました。

ヒバ材の窓を開けると、サッシの窓なんですけれども、そのサッシを触ると結構暑いんです、でも、ヒバ材自体はとても肌触りのいい、熱が全然伝わっていないという状況です。校内でも、教室だけは居心地のいい特別な教室になっていますと、教頭先生もおっしゃっておりました。

今回、市民が専門家と協力をして、断熱ワークショップを行ったわけですが、市の教育委員会として、断熱ワークショップの今後の開催についてお考えをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 断熱ワークショップについての再度の御質疑にお答えいたします。

去る6月1日に原別小学校において開催された断熱ワークショップは、教室の断熱効果を高め、子どもと保護者が一緒になって、室温を快適な温度に保つ断熱の効果を体感し、気候変動と断熱について学ぶ機会とするため、青森の温暖化対策を考える会が開催したものであります。

当日は、小学6年生の児童7名及び保護者が参加し、青森ヒバを使用した内窓作りやサーモカメラを活用した温度測定などが行われたものであります。

教育委員会では、同会から断熱ワークショップを開催するため、教育委員会が所管する施設を使用させてほしい旨の相談があったため、学校や市民センターといった所管する施設の使用許可が可能かどうか検討したところであります。

その結果、学校での環境教育に資する取組であり、また、環境教育に力を入れていた原別小学校の空き教室の使用許可が可能と判断し、青森市財務規則等の規定に基づく行政財産の使用許可に係る手続を経て、行政財産の目的外使用を許可したものであります。

教育委員会といたしましては、あくまで同会からの行政財産の使用許可申請に基づき、小学校の空き教室の目的外使用を許可したものでありますことから、委員お尋ねの断熱ワークショップを教育委員会が開催する考えはありませんが、ワークショップ形式で断熱の効果を体験することで、子どもたちにとって一定の教育的効果があるものと認識しておりますことから、今後におきましても同様の申請があった場合には、青森市財務規則等に基づき適切に対応してまいります。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

予算が取れませんので難しいということですが、空き教室の提供は可能であるということです。

今回は資金を市民が集めたわけですが、こういった市民や地域の皆さんが協働して進めるという方法もあるということが分かりました。

多くのお金が集まったのは、裏を返せばやはりそれだけ地球温暖化問題、あるいは断熱、省エネルギーについてたくさんの方の興味が集まっていることを表していると思います。

今後、各小・中学校に校内教育支援センターがあって、そこへクーラーを順次入れていくことになると思います。民間力と合わせて断熱ワークショップを進めていくというのもこれは一つの手法になり得ると思うんです。予算も少なくても済みますし、子どもたち、あるいは地域の皆さんの環境教育にもなります。

夏、冬も省エネの居心地のいい教室が出来上がっていくということですので、市の環境政策課、教育委員会の方も様子を見に来ていらしてましたが、これは県内で初めての試みでありました。教室はそのまま、まだありますので、効果を検証して市内の小・中学校でも今後検討してみたいかと思っています。

市長、副市長、教育長、環境部長も、ぜひ機会を設けて一度行ってみてください。本当にあずましい教室だなというのが分かります。こうした試みというのは子どもも大人にとっても、目に見える体験として、家庭、地域につながっていくのかなというふうに、住まいの断熱、省エネなどの意識改革にも、きちんとつながっていく可能性があると思っています。

では、環境政策の地球温暖化対策として、この専門家、市民団体との断熱ワークショップ、断熱リフォームは有効な取組だと思いますけれども、市の見解を教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 断熱ワークショップに関する市の見解ということでの御質疑にお答えいたします。

ワークショップ全般といたしましては、計画等の策定段階における市民意見の把握や、事業等の周知活動など、各計画や施策に理解を深めるための方法の一つとして、承知しているところであります。

本市といたしましてもワークショップを開催し、地球温暖化対策実行計画を策定した経緯等もありまして、今後におきましても、昨年度策定しました青森市地球温暖化対策実行計画に基づき、各施策を取り組んでまいります。

○館山善也委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 民間の個別の取組ですので、なかなか答えづらいとは思いますが、実際に学校の教室でこの断熱ワークショップを実践した効果というのを踏まえまると、断熱性能の向上というのは、学校施設のほかに、他の公共施設も、その対象になるんだと思います。青森市地球温暖化対策実行計画にも沿ったものであり

ますし、地域の市民活動防災拠点としての機能強化にもつながっていくものと思います。

国そして青森市も、住宅の断熱性能の向上、カーボンニュートラルの基本戦略、基本方針と位置づけておりますので、青森市で市民グループが行ったことを機に、ゼロカーボンシティに向けた推進力の一つにしてほしいと思います。

最後に、特に暑さ対策の延長で付け加えたいと思うんですが、先月、市内小・中学校で運動会が行われました。中学校の運動会は比較的気温が下がっていたんですけども、その前の日は28度を超えています。気温もそうですけれども、5月は紫外線も強い月です。この青森の運動会を見て、福島出身の方が驚いていたんですけども、福島ではもう数十年前から、運動会では、生徒もテントの下で暑さと紫外線を避けるそうであります。

これまで、青森は涼しかったので、そういうのは考えることもありませんでしたけれども、気候変動が進む現代では、暑さと紫外線の影響を考えますと、運動会も教師・来賓と同じテントの下で児童・生徒も待機、応援することも検討していかなくてはならないのかもしれないと思います。

私たちがそうした現実を生きていくわけですから、いつの間にか青森の夏にクーラーが必要になったように、どこかの段階で従来の考えを大きく改めてリスクに先んじた対応をしないといけないのではないかと申し上げて、私の質疑は終わります。

○館山善也委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、旧青森国際ホテル跡地の再開発について質疑いたします。

この事業は、資材高騰によって計画内容を変更して、昨年度予算計上した補助金の一部が執行できないと、準備組合から報告があったと。それで、減額して今年度に延伸して、事業完了の時期が、当初は令和10年という予定だったそうですが、現在は調整中と聞いています。

以前、私はこの事業の総額が示されないのに、市が補助をするのは市民が納得しないのではないかと指摘しました。

今、総額は示されますか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業の総事業費についての御質疑にお答えいたします。

旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業につきましては、令和6年3月の都市計画決定後、旧青森国際ホテル跡地地区市街地再開発準備組合におきまして、組合設立認可及び事業計画認可に向け精査しておりましたところ、資材高騰や地権者との協議等により、事業計画内容を変更せざるを得ない状況となりました。

このことから、令和7年2月5日に準備組合から本市に対して、都市計画決定時から変更となったスケジュールといたしまして、組合設立認可及び事業計画認可の時期につきましては、当初の令和6年度予定を令和7年度予定に延伸、事業完了の時期につきましては、当初の令和10年度予定を再度調整との報告がありました。

当該事業の総事業費につきましては、見直し後の施設計画の内容や現在作業を進めております土地・建物の資産価値調査の結果等を踏まえた事業計画の作成過程において明らかになりますことから、現段階でお示しすることはできませんが、準備組合からの報告では、組合設立認可及び事業計画認可の時期について今年度内を目指すとされておりますことから、今後におきましても、早期の組合設立認可及び総事業費等の収支計画を含めた事業計画認可に向け、引き続き事業者と協議・検討を続けてまいります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 やはり総額は示されないということです。

それにしても、事業者と国と市で負担するということですので、総額が示されないのに、先行して、金額が予算計上されているというのは納得がいきません。

しかも、圧縮された——今、言いましたね。7000万円ほどの中には解体費用が入っていない、設計費用も入っていない、組合の準備のための費用だと聞いているので、何か本当に金額として妥当なのかどうかというのも含めて——今、止まっているということですけども。

それで、もう1つ聞きたいんですが、以前もどうして、市が再開発事業として位置づけて補助金を出すのかと尋ねたら、活性化だということでした。

既に建ちました中三跡地の再開発や角弘跡地の再開発の場合も、上の部分は分譲マンションになっています。それに比して市営住宅の拡充が大事ではないかというふうに、私はこれまでも質問の中で取り上げてきたんですが、この2つの再開発の中で、マンションを契約した人たちはどこに住んでいた方々なのか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市街地再開発事業等により完成した共同住宅の契約者の居住地についての御質疑にお答えいたします。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業につきましては、令和4年度、中新町山手地区第一種市街地再開発事業につきましては、令和5年度にそれぞれ施設が完成しております。

両事業における共同住宅の契約状況につきましては、各事業者からのヒアリング結果によりますと、ともに完売とのことであり、契約者の居住地の傾向といたしましては、新町一丁目地区優良建築物等整備事業により整備された共同住宅につきましては、全85戸のうち、青森県内出身者が約72%、県外出身者が約13%、不明が約15%となっております。

また、中新町山手地区第一種市街地再開発事業により整備された共同住宅につきましては、全 82 戸のうち、青森県内出身者が約 85%、県外出身者が約 15%となっております。

なお、再開発事業等が行われた前後の人口を見ますと、新町一丁目地区優良建築物等整備事業が実施された新町一丁目におきましては、事業着手前の令和元年 10 月時点の住民基本台帳上の人口 286 人に対し、施設完成後の令和 6 年 10 月時点の人口は 356 人と 70 人の増加となっております。

また、中新町山手地区第一種市街地再開発事業が実施された新町二丁目におきましては、事業着手前の令和元年 10 月時点の人口 402 人に対し、施設完成後の令和 6 年 10 月時点の人口は 452 人と 50 人の増加となっており、市内でも数少ない人口の増加した地区となっており、これに加えて地価の上昇、土地の高度利用にも伴う安定的な固定資産税の確保、歩行者通行量の大幅な増加など、一定の事業実施効果があったものと認識しております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 120 人増えたということを言っていますけれども、再三、私申し上げているように、市営住宅の空き地をリフォームして、住んでもらったほうがよっぽど人口が増えるんじゃないかなと思います。

それで、この際、こういった再開発の事業のスキームから、今、もう取りあえず準備中だということですから、市はスキームから撤退して地権者に任せるべきと申し上げて、この項は終わります。

続きまして、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、米のことで、新しい農林水産大臣が、一昨日、作況指数の公表を撤廃すると言った際に、記者から、米が足りていないことを認めますかと聞かれていたんですが、大臣は答えました。それで、流通の問題などいろいろ言われていますが、米の小売価格高騰、結局、これだということはないんですけれども、その参考にするため 1 つお聞きします。

市内の米生産者の出荷先というんですか、出している先の中で、農協の取扱量をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 万徳委員の本市主食用米の生産量についての御質疑にお答えいたします。

本市における主食用米の生産量につきましては、作物統計調査で用いられます主食用米の作付面積 10 アール当たり、令和 5 年産については 604 キログラム、令和 6 年産については 609 キログラムにより算出した場合、令和 5 年産の主食用米の作付面積は 2584 ヘクタール、生産量は 1 万 5607 トン、このうち、青森農業協同組合の取扱量は、生産量の約 59%に当たる約 9145 トンとなります。

令和 6 年産の主食用米の作付面積が 3078 ヘクタール、生産量は 1 万 8745 トン、

このうち、青森農業協同組合の取扱量が生産量の約42%に当たる約7843トンとなっております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ざっくり言って、農協に6割出していたのが1年間で4割ちょっとになったということです。

そういう事情については、どういうことがあるのかというのは、これからいろいろ示されていくんだと思うんですけども、作況指数のことで言うと、政府は、安倍政権時代に、農林統計職員を約8割削減したんです。そのことをまず説明してほしいなと思いますし、あと2022年の10月に、国税庁が農業の赤字が事業所得じゃなくて雑所得にされて、損益通算できなくなるという改正があったんだけど、結局その反対の声に押されて、取りあえず撤回したということがありました。だけれども、このことが周知されなくて2023年、2024年と離農につながったという指摘もあります。

そういった意味で、米の支援は本市にとって大変大事な問題で、赤平委員も質疑しました設備のことも取り上げたいんですが、またの機会にということで、私の質疑はこれにて終了いたします。

○館山善也委員長 本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第98号「令和7年度青森市一般会計補正予算」、議案第99号「令和7年度青森市水道事業会計補正予算」及び議案第115号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計3件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決したいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第98号「令和7年度青森市一般会計補正予算」、議案第99号「令和7年度青森市水道事業会計補正予算」及び議案第115号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計3件についてお諮りいたします。

議案第98号、議案第99号及び議案第115号の計3件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号、議案第99号及び議案第115号の計3件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。
閉会に当たり、一言お礼の挨拶を述べさせていただきます。

委員の皆様には、2日間にわたり、終始熱心に審査いただきまして誠にありがとうございました。また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある御答弁をしていただき本当にお疲れさまでした。

それではこれをもって、予算特別委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午前11時50分閉会